

令和8年2月24日開会
令和8年3月19日閉会

令和8年第1回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

2 月 24 日（火曜日）

令和8年第1回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和8年 2月24日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和8年 2月24日

午前10時00分

1. 散 会 令和8年 2月24日

午後 2時22分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 欠 員

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程		業会計予算	
1	会議録署名議員の指名 (16番兵頭学、17番森川一義)	議案第39号	令和8年度西予市病院事業 会計予算
2	会期の決定 (2月24日～3月19日 24日間)	議案第40号	令和8年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計予算
3	産業建設常任委員会委員長の互選	8 議案第 4号	財産の無償譲渡について
4	議案第22号 令和7年度西予市一般会計 補正予算(第9号)	議案第 5号	西予市職員の管理職手当の 特例に関する条例制定につ いて
5	議案第23号 令和7年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 4号)	議案第 6号	西予市公告式条例の一部を 改正する条例制定について
	議案第24号 令和7年度西予市後期高齢 者医療特別会計補正予算 (第3号)	議案第 7号	西予市行政手続条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第25号 令和7年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第4 号)	議案第 8号	西予市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一 部を改正する条例制定につ いて
	議案第26号 令和7年度西予市水道事業 会計補正予算(第5号)	議案第 9号	西予市職員等の旅費に関す る条例の一部を改正する条 例制定について
	議案第27号 令和7年度西予市簡易水道 事業会計補正予算(第4 号)	議案第10号	西予市証人等の実費弁償に 関する条例の一部を改正す る条例制定について
	議案第28号 令和7年度西予市下水道事 業会計補正予算(第6号)	議案第11号	西予市地域づくり活動セン ターの設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条 例制定について
	議案第29号 令和7年度西予市病院事業 会計補正予算(第4号)	議案第12号	西予市認定こども園条例の 一部を改正する条例制定に ついて
	議案第30号 令和7年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計補正 予算(第2号)	議案第13号	西予市はり、きゅう及びマ ッサージ等施術費助成条例 の一部を改正する条例制定 について
6	議案第31号 令和8年度西予市一般会計 予算	議案第14号	西予市後期高齢者医療に関 する条例の一部を改正する 条例制定について
7	議案第32号 令和8年度西予市育英会奨 学資金貸付特別会計予算	議案第15号	西予市農村改善センター条 例の一部を改正する条例制 定について
	議案第33号 令和8年度西予市国民健康 保険特別会計予算	議案第16号	西予市沿岸域の環境保全に 関する条例の一部を改正す る条例制定について
	議案第34号 令和8年度西予市後期高齢 者医療特別会計予算		
	議案第35号 令和8年度西予市介護保険 特別会計予算		
	議案第36号 令和8年度西予市水道事業 会計予算		
	議案第37号 令和8年度西予市簡易水道 事業会計予算		
	議案第38号 令和8年度西予市下水道事		

- 議案第 17 号 西予市火災予防条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 議案第 18 号 西予市給水条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第 19 号 市道路線の廃止について
- 議案第 20 号 市道路線の認定について
- 議案第 21 号 西予市過疎地域持続的発展
計画の策定について
- 議案第 41 号 西予市介護保険条例の一部
を改正する条例制定につい
て

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 産業建設常任委員会委員長の互選
- 4 議案第22号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第9号）
- 5 議案第23号 令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第27号 令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第28号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第6号）
- 議案第29号 令和7年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第30号 令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
- 6 議案第31号 令和8年度西予市一般会計予算
- 7 議案第32号 令和8年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
- 議案第33号 令和8年度西予市国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 令和8年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 令和8年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第36号 令和8年度西予市水道事業会計予算
- 議案第37号 令和8年度西予市簡易水道事業会計予算
- 議案第38号 令和8年度西予市下水道事業会計予算
- 議案第39号 令和8年度西予市病院事業

会計予算

- 議案第40号 令和8年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 8 議案第4号 財産の無償譲渡について
- 議案第5号 西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について
- 議案第6号 西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第7号 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第8号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第9号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第15号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第16号 西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

- て
- 議案第 18 号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 市道路線の廃止について
- 議案第 20 号 市道路線の認定について
- 議案第 21 号 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 41 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- て

開会 午前10時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 17 名であります。

これより令和 8 年第 1 回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より、今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

おはようございます。

令和 8 年第 1 回西予市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今年に入り、愛媛県内では少雨傾向が続き、ダムの貯水率も平年を下回るなど、渇水への懸念が高まっております。野村ダムにおきましても、貯水率が 50%を下回る状況が続いており、今後の降雨につきましても楽観できないとの見方があることから、本市といたしましても、関係機関と連携を図りながら節水の呼びかけや水源確保対策など、必要な対応を機動的に講じてまいりたいと考えております。

去る 1 月 30 日に四国西予ジオパークの 3 回目となる再認定を受けることができました。これまで取り組んでこられた関係団体、地域住民の皆様、そして関係機関の御尽力のたまものであり、心から敬意と感謝を申し上げます。市といたしましても、引き続き関係者の皆様と連携し、観光、地域振興など多面的な展開を図りながら、その魅力を発信し、地域活性化の推進に努めてまいります。

来る 3 月 12 日西予市宇和文化会館において、「人形浄瑠璃文楽」公演が開催されます。本市野村町出身の人間国宝、吉田和生さんも出演され、地方ではなかなか観ることのできない本格的な人形浄瑠璃公演であります。詳しくは、宇和文化会館のホームページまたは広報せいよ 2 月号に掲載しておりますので、この機会にぜひとも御鑑賞いただきたいと思います。

先般公表されました愛媛県の最新の人口推計では、4 年前の推計を大きく下回り、2060 年には県

内人口が現在の約 2 分の 1 にまで減少するとの厳しい見通しが示されました。本市におきましても、少子高齢化の進行により、さらに深刻な影響が想定されます。人口減少はもはや避けられない前提となっております。重要なのは、その現実を直視した上で、いかに持続可能な地域社会を構築していくかであります。

現在策定を進めております第 3 次西予市総合計画におきましては、将来像を明確に描き、実現に向けた重点戦略を定め、限られた財源と、人的資源を効果的に配分していく必要があります。市民、議会、そして行政がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって取り組んでいかなければなりません。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますが、議員の皆様からの代表質問及び一般質問をお受けするとともに、新年度予算を御審議いただく重要な議会であります。令和 8 年度は、財政危機脱却プラン 2025 に基づく改革を着実に進めると同時に、人口減少対策をはじめとする諸課題への対応も並行し、具体的に進める初年度となります。詳細につきましては、令和 8 年度一般会計予算の上程の際に、私の市政運営に対する所信の一端をあわせて述べさせていただきます。

本定例会には、財産の無償貸付、条例の制定及び改正、市道の廃止及び認定、過疎計画の策定、令和 7 年度各会計補正予算、令和 8 年度当初予算など合わせて 38 件の案件を上程し、御審議をお願い申し上げます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に、御説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○宇都宮議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

去る 1 月 31 日、信宮徹也議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いがありました。地方自治法第 126 条の規定により、同日、これを許可しましたので、会議規則第 146 条第 2 項の規定により御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○宇都宮議長

まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16 番兵頭学議員、17 番森川一義議員を指名いたします。

(日程 2)

○宇都宮議長

次に日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 24 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 24 日間と決定いたしました。

(日程 3)

○宇都宮議長

次に、日程第 3、産業建設常任委員会委員長の互選を行います。

産業建設常任委員の諸君は直ちに委員会を開催の上、委員長を互選し、議長に報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午前 10 時 13 分)

○宇都宮議長

再開いたします。(再開 午前 10 時 27 分)

産業建設常任委員会の委員長の互選結果について御報告いたします。

産業建設常任委員会委員長に河野清一議員。

また、従前の副委員長が委員長に選任されたので、産業建設常任委員会副委員長に中村一雅議員。

以上のとおりであります。

(日程 4)

○宇都宮議長

次に、日程第 4、議案第 22 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 22 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、本年度実施してまいりました各種事業におきまして、実績及び実績見込みにより、事業費及び財源調整を行うもののほか、緊急に要する経費を計上するものであります。

事業費が増額となる主なものは、地域公共交通確保維持改善事業をはじめ、障害者総合支援給付事業、教育・保育給付費支給事業、野村地区都市再生整備計画事業、学校給食費庶務事業、ふるさと応援基金事業などであります。

一方、事業費が減額となる主なものは、地域おこし協力隊事業、医療機関新規開業促進事業、予防接種事業、小学校施設整備事業などであります。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ 5 億 8995 万 8000 円を減額して、歳入歳出予算を 313 億 5780 万 8000 円と定めるものであります。

また、継続費補正では、宇和文化会館管理運営事業における舞台照明設備改修工事について総額等を変更し、地方債補正では、限度額の変更及び借入金利の上昇を踏まえた利率の変更を行うものであります。

以上、概要を御説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

沖野財政課長。

〔沖野財政課長登壇〕

○沖野財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の 23 ページをお開き願います。

2 款総務費、8 項 3 目生活交通バス対策事業費、地域公共交通確保維持改善事業 1772 万円ですが、宇和島自動車株式会社が運行する生活交通バス路線の維持確保に対する補助金等について、

過疎化による収入減と人件費の上昇等に伴う運行収支の実績を見込み、増額計上するものであります。

24 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項 4 目障害者福祉費、障害者総合支援給付事業 2500 万円ではありますが、障害福祉サービス等の利用状況を踏まえた給付費の実績見込みにより、負担金を増額計上するものであります。財源として、障害者自立支援給付費国庫負担金及び同県負担金を充てております。

26 ページをお開き願います。

同じく、民生費 2 項 2 目児童措置費、教育・保育給付費支給事業 3000 万円ではありますが、民間保育所等に対する給付費負担金について、算定基礎となる公定価格が改定され、処遇改善に係る人件費等が引上げられたことに伴い、増額計上するものであります。財源として、子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び同県負担金を充てております。

37 ページをお開き願います。

8 款土木費、5 項 5 目都市再生整備計画事業費、野村地区都市再生整備計画事業 872 万 3000 円ではありますが、同事業で整備するレクリエーション広場について、整備内容の縮小に向けた設計委託料を計上するとともに、国庫補助金の追加配分に伴う財源調整を行うものであります。財源として、都市構造再編集集中支援事業費国庫補助金等を充てております。

44 ページをお開き願います。

10 款教育費、7 項 4 目学校給食費、学校給食費庶務事業 275 万円ではありますが、学校給食費の適正管理を図る公会計化を進めるため、国の補正予算を活用したシステム導入に係る委託料を計上するものであります。財源として、学校給食費公会計化等推進事業費国庫補助金を充てております。

46 ページをお開き願います。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費、ふるさと応援基金事業 2500 万円ではありますが、企業版ふるさと応援寄附金について、受入れの増額見込み分を積立金として計上するものであります。

次に、主な歳入について御説明を申し上げます。

予算書は前に戻っていただきまして、15 ページをお開き願います。

16 款財産収入、2 項 1 目不動産売払収入、土地

建物売払収入 4751 万 9000 円ではありますが、第 4 回定例会において議決いただいた旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分につきまして、売却収入を計上するものであります。

続いて、15 ページから 16 ページでございます。

18 款繰入金、2 項基金繰入金ではありますが、財政調整基金繰入金 1 億 1709 万 2000 円の減額をはじめ、計 12 の基金において財源調整及び関連事業費の実績見込み等により、総額 3 億 945 万 3000 円を減額するものであります。

このほか、歳入におきましては、各事業費の実績見込み等により、特定財源としての国県支出金や地方債等の調整を行っております。

予算書は前に戻っていただきまして、7 ページをお開き願います。

継続費補正では、宇和文化会館管理運営事業（舞台照明設備改修工事）において、入札結果等により総額及び年割額を変更いたしております。

8 ページをお開き願います。

地方債補正では、公営住宅建設事業から過疎対策事業まで事業費の実績見込み等により、限度額について 7 事業、合計 2 億 5530 万円を減額し、地方債の総額を 17 億 2710 万円とするものであります。あわせて、借入金利の上昇を踏まえ、利率を 4.0% 以内に変更するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております議案第 22 号については関係各常任委員会へ付託いたします。

（日程 5）

○宇都宮議長

次に、日程第 5、議案第 23 号「令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」から議案第 30 号「令和 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）」までの 8 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第 23 号「令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算から御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和 7 年度国民健康保険保険基盤安定負担金等の額が確定したことなどによる一般会計繰入金の減額及び前年度の保険者努力支援交付金等の確定に伴う償還金並びに実績見込みにより、第三者行為求償事務手数料について増額するとともに、財政調整基金積立金を減額調整するものでございます。

これによりまして既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ 1477 万 5000 円を減額し、事業勘定歳入歳出予算の総額を 46 億 2713 万 1000 円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、各診療所における診療収入の実績見込みによるもののほか、年度末精算による不用額の調整等を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ 378 万 5000 円を減額し、診療施設勘定歳入歳出予算の総額を、9960 万 2000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 24 号「令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、実績見込みに伴う保険料の増額並びに後期高齢者医療広域連合納付金の確定による負担金の減額と一般会計繰入金を減額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ 2090 万 5000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8 億 1732 万円と定めるものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第 25 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険システム改修業務に係る委託料及び介護認定審査会支援システム使用料の実績見込みに伴う減額に合わせて、国庫支出金及び繰入金の減額を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ 275 万 1000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 64 億 6807 万 3000 円と定めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第 26 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 5 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正、収益的収支及び資本的収支の減額、企業債の限度額の減額のほか、財政融資資金貸付金利の上昇に伴う利率の変更を行うものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入では 387 万 8000 円減額して、総額を 7 億 9276 万 9000 円とし、収益的支出では 33 万円減額して、総額を 7 億 7388 万 4000 円といたしております。

第 4 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入では、負担金を 550 万円、企業債を 690 万円、補償金を 803 万円それぞれ減額して、総額を 1 億 5075 万 7000 円とし、資本的支出では、建設改良費を 232 万 3000 円減額し、総額を 4 億 7674 万 7000 円といたしております。

第 5 条の企業債につきましては、上水道施設整備事業に伴う企業債の限度額を改めております。また、令和 7 年 12 月の日本銀行政策金利引上げに伴う財政融資資金貸付金利上昇を踏まえ、利率

を1.5%引き上げ、5.0%としております。

そのほか、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費についても補正を行っております。

続きまして、議案第27号「令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第4号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正と、収益的収入及び支出を増額し、資本的支出を減額するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入では464万1000円を増額して、総額を1億3589万5000円とし、収益的支出では364万円増額して、総額を1億4621万5000円といたしております。

第4条の資本的支出の補正につきましては、建設改良費を200万円減額し、総額を1374万7000円といたしております。

そのほか、第5条の議会の議決を経なければ流用することができない経費及び第6条の他会計からの補助金についても補正を行っております。

続きまして、議案第28号「令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第6号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに基づく業務量の補正、不用額等の減額、一般会計からの負担金及び補助金の調整のほか、財政融資資金貸付金利の上昇に伴う利率の変更が主なものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入では、営業収益を679万6000円増額し、営業外収益を1175万4000円減額して、総額を8億3199万8000円といたしております。収益的支出では、営業費用を6047万9000円減額して、総額を9億912万1000円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入では、分担金及び負担金を324万円増額して、総額を4億9919万6000円とし、資本的支出では、建設改良費を750万円減額して、総額を6億7275万8000円といたしております。

第5条の企業債の利率につきましては、令和7年12月の日本銀行政策金利引き上げに伴う財政融資資金貸付金利上昇を踏まえ、利率の限度額を1.5%引き上げ、5.0%としております。

また今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金についても補正を行っております。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第29号「令和7年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく収益的収支の調整と、入札減少金等による資本的支出の調整を行うものでございます。

第2条の業務量の予定の補正につきましては、医療器械等備品購入費について、決算見込みにより変更するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入におきまして、決算見込み及び長期前受金戻入の調整により、医業外収益を1億165万8000円、特別利益については815万9000円を増額し、総額を16億8526万9000円といたしております。

支出につきましては、資産減耗費及び減価償却費等の調整により、医業費用を208万4000円、特別損失を80万円それぞれ減額し、医業外費用では114万6000円を増額し、総額を15億1460万4000円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、決算見込みに基づき、収入において企業債を1億5400万円減額し、総額を9億4187万円とし、また支出につきましては、建設改良費を1億3000万円減額し、総額を9億6587万円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2400万円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

次に、第5条の企業債の補正につきましては、企業債の借入限度額を1億4000万円に改めております。

そのほか、第6条の他会計からの補助金の補正

につきましても表のとおり改めております。

続きまして、議案第 30 号「令和 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに基づく収益的収支の補正を行うものでございます。

第 2 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入におきまして、施設運営事業収益を 27 万円、特別利益を 18 万 2000 円それぞれ増額し、施設運営事業外収益では 395 万 7000 円を減額し、総額を 7221 万 5000 円といたしております。

支出におきましては、施設運営事業費用を 474 万円減額し、総額を 1 億 407 万 4000 円といたしております。

そのほか、第 3 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費、第 4 条他会計からの補助金の補正につきましても、それぞれ表のとおり改めております。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本件 8 件に対する一括質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第 29 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）」について、3 点お伺いします。

3 ページの第 6 条他会計からの補助金の補正で、区分の 9 と 10 なんですが、経営支援補助が 2285 万の増額で 1 億 1651 万 1000 円、10 番の事業会計経費補助ですが、これ当初は 1655 万で、12 月の 3 号の補正で増額されて 3952 万 1000 円になってるんですが、また今回 126 万 8000 円増額ということでこの積算になった理由をお示しいただきたいです。

あと、5 ページ、1 款病院事業収益、2 項医業外収益、6 目長期前受金戻入について、補助金等の戻入なのかなと思うんですが、何の補助金にか

かるものなのか教えてください。

また同じ 5 ページの 3 項特別利益の 3 目その他特別利益の内訳についても教えてください。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまのまつもと議員の御質問にお答えします。

3 ページ、経営支援補助金及び 10 の事業会計経費補助金につきましては、指定管理者への補助金でございます。詳細につきましては、ただいま積算の手持ちを持っていないので後日、回答させていただきます。

同じく 5 ページの補助金につきましては議員お見込みのとおりでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

5 ページの長期前受金戻入の補助金に係る戻入ということなんですが、何の補助金になるのかっていうのをお聞きしました。

また、特別利益のその他、特別利益の中身について、教えてもらったらと思います。

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問につきましても詳細な資料、ただいま手持ちにありませんので、後日回答させていただきたいと思います。

○宇都宮議長

そのほか質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

同じく議案第 29 号でございます。

主な建設改良事業の中の医療機器等備品購入費が 1 億 3000 万減額ということになってございます。比較的大きな金額だと思いますので、全体の機器購入の契約だったのか、大きな購入を先送っ

たのか、この要因について教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの中村議員の御質問でございますけれども、機器購入費、ＣＴにおきまして、地域医療振興協会の補助を活用して購入することができましたので、大きく減額となっております。

以上です。

○宇都宮議長

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議案となっております議案第 23 号から議案第 25 号まで、議案第 29 号及び議案第 30 号の 5 件は厚生常任委員会へ、議案第 26 号から議案第 28 号までの 3 件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 54 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 05 分）
（日程 6）

○宇都宮議長

次に、日程第 6、議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」についての説明に当たり、令和 8 年度における市政運営の所信並びに一般会計予算の概要を申し上げます。

はじめに、令和 7 年度を振り返りますと、西予市にとりまして大きな変革の年であったと感じております。

消防分野では、合併時からの長年の懸案でありました、三瓶地域の常備消防体制につきまして、4 月 1 日より西予市の管轄としてスタートし、今

後発生する恐れのある南海トラフ巨大地震をはじめとした災害時等、一元的な指揮命令系統下での対応が可能となりました。

また、医療福祉分野では、同じく 4 月 1 日より、西予市民病院、野村診療所及び野村介護老人保健施設つくし苑の 3 施設につきまして、指定管理者制度を導入し、公設民営として、公益社団法人地域医療振興協会へと経営を移行しました。行政だけでは対応が困難な二次救急医療の集約化、医療従事者の確保、財政負担の軽減等が漸次進んでおり、医療福祉改革の成果が徐々に上がっているものと捉えております。市民及び議員の皆様をはじめ、関係各位の御理解と御協力に、改めて感謝を申し上げる次第であります。

もう一つの大きな変革として、10 月には、財政危機脱却に向けた“せいよ変革”宣言を発表するとともに、3 年間を集中改革期間とする財政危機脱却プラン 2025 を策定しました。

西予市では、普通交付税の減少、公債費の増加など複数の要因が重なり、近年、実質的な赤字決算が続いております。財源不足や大規模災害等に対応をする財政調整基金の残高は、平成 28 年度末には 48 億円ございましたが、平成 30 年 7 月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の対応に加え、喫緊の課題である人口減少対策、防災減災、医療福祉対策等の財政出動が続き、令和 7 年度期首時点では、3 億円を下回る危機的な状況に至りました。このような深刻な財政危機を早期に克服するため、本プランを策定したものであります。

本プランは、庁内部長級からなる策定委員会、外部委員で構成する有識者会議、議会の西予市の財政に関する特別委員会等での様々な議論を経て、令和 6 年秋から約 1 年間をかけて完成したものであります。

また、その後の市政懇談会においても、市民の皆様から多くの貴重な意見を賜りました。将来の人口減少を見据えた持続可能な行政運営に向け、公共施設マネジメント、財政改革、組織・業務改革を着実に実行し、できるだけ早く黒字体質へと、財政構造の転換を図り、安定的な行財政基盤を確立し、さらなる市政発展のために邁進してまいります。

一方、地域経済に目を向けると、食料品をはじ

めとする物価高騰は、市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしております。物価高騰対策に関しましては、国の施策による生活者及び事業者支援に加え、本市の実情に沿った対策を講じるための補正予算を編成してまいりました。今後も物価高騰が懸念される中、引き続き、国や県の動向を十分注視しながら、本市の実情の把握に努め、その時々に必要な対策を的確に判断し、迅速に対応してまいります。

令和7年度も7月30日のロシア・カムチャツカ半島付近の地震、12月8日の青森県東方沖を震源とする地震等、震源地は違えども南海トラフ巨大地震を想定させる地震が複数発生した年であります。

また、全国的に大雨による被害、林野火災による災害も多く発生しております。平成30年7月豪雨災害を風化させることなく、その経験を糧として、防災減災対策事業を推進してまいります。

さて、令和8年度、市民の皆様とともに、本市の発展のために取り組みます「まちづくり」について述べさせていただきます。

公約であります「暮らして安心が体感できるまちづくり」を基本理念に、夢と希望を与える6つの変革を掲げ、「人の命をまもる、せいよ強靱化」「稼ぐ力増強、地産品を生かした産業振興仕事づくり」「西予市に誇りと住みたい人を育む人づくり」「地域の宝を生かし人を呼び込むまちづくり」「医療・福祉の充実による生活あんしんのまち」「西予市のさらなる発展のための市役所改革」、それぞれの目標を達成するため、計画的、継続的、効果的に各種施策を展開することとしております。

令和8年度予算では、財政危機脱却プランの着実な実行を大前提としつつ、本市が抱える喫緊の課題解決のため、「人口減少対策の推進」「豪雨災害からの復興と災害に強いまちづくりの推進」「医療・福祉改革の推進」を3本柱として、特に予算の重点化を図ることとしております。

1つ目は、「人口減少対策の推進」であります。第2次西予市総合計画に基づくまちづくりを進める中で、人口減少が産業・福祉・教育・地域といった各分野にマイナスの影響を与え、そのマイナス影響に起因して、さらに人口減少が加速するという悪循環を問題とし、人口減少対策に取り組んでまいりました。平成16年の合併当時、約4万

7000人であった人口は、令和8年1月末現在で約3万2800人となり、約1万4200人の減少、1年平均で約645人減少しております。前年度の同時期と比較しますと約800人減少しており、人口減少は加速している状況であります。先月公表された愛媛県の人口推計においても、推計値は、前回推計を大きく下方修正し、危機感は一段と強まっています。人口減少の原因は、死亡者数が出生者数を上回る自然減と転出人口が転入人口を上回る社会減が重なっているものであります。

西予市では、令和5年度を少子化対策強化元年と位置づけ、国や県の財政支援を最大限に活用し、本市独自の取組を含め、出会い・結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援等の各ライフステージに応じた事業を展開してまいりました。

令和8年度は、既存の人口減少対策を再編・整理し、限られた財源の中で最大限の効果を生み出すため、全庁的なマネジメント体制のもと、持続可能な施策へと発展させてまいります。

結婚・出産・子育てにおいては、経済的な負担が婚姻率や出生率の低下、少子化の要因の一つと考えられます。

人口の自然減対策として、出会い・結婚期では、市内企業の協力による異業種間でのイベントの定期的な開催、結婚推進委員会の開催するイベントの支援等、出会いの場をサポートする事業を拡充します。

また、結婚し、生活にかかる住宅費用等を助成し、結婚世帯の経済的負担を緩和します。

妊娠・出産期では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費及び通院交通費に対する補助金を支給します。

また、子どもを持ちたい夫婦の経済的負担の軽減を図るため、出産に要する経費の一部を支援します。

子育て期では、保育所等へ同時入所する第2子保育料の無料化及び第3子以降保育料の無料化、保育所等で使用するおむつ費用の補助、18歳までの医療費自己負担の全額助成、中学校への進学準備応援金、市内高校への遠距離通学補助の充実、下宿施設の整備支援及び下宿補助の新設、国の重点支援地方交付金を活用した小学校給食費の負担軽減等、子育て世帯の経済的負担を軽減する対策を講じてまいります。

他方、人口の社会減対策として、移住・定住関連では、移住マッチング事業の実施、移住フェアへの参加等、移住・関係人口の確保に努めます。

また、地域課題の解決等に取り組む地域おこし協力隊を支援し、任期終了後の移住促進、市内での起業支援等、定住につながる対策を講じてまいります。

さらに、住宅土地活用事業では、住宅取得応援金、子育て応援金等の支援を行い、移住・定住促進とともに、分譲宅地の販売促進を図ります。あわせて、市産材を活用した木造・木質化住宅への助成を拡充し、林業振興と連携した住環境整備を推進します。

仕事・就業関係では、市内保育所の保育士確保、農林業の担い手確保への支援、市内企業への就業者支援のほか、企業立地に関する奨励金支給、官民連携による遊休資産PRイベントの企画、シビックプライド醸成のための中学生応援米事業の継続、小中学生対象の農業体験事業の新設等、雇用の創出、担い手不足の解決を図るとともに、流入人口の増加を目指すものであります。

2つ目は、豪雨災害からの復興と災害に強いまちづくりの推進であります。

平成30年7月豪雨災害、令和6年1月の能登半島地震をはじめ、毎年各地で発生している大規模災害は、一瞬にして生命や財産を失う可能性があるものでございます。

南海トラフ巨大地震の発生確率については、今後30年以内の発生確率が昨年9月計算方法の見直しにより、これまでの80%程度から、より幅を持たせた60%から90%以上に変更されましたが、大きな地震が起きる可能性が減じたわけではございません。過去の大規模災害への対応を教訓に、激甚化・頻発化する自然災害や南海トラフ巨大地震に備え、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

ソフト面では、被害想定の見直しに基づく総合防災マップの改定、西予市事前復興計画に基づく事前防災から復興期までを一体的にとらえた事前復興まちづくりの推進のほか、防災アプリを核とした情報の迅速な伝達と避難行動の変容を促します。

また、能登半島地震で課題となった集落の孤立、避難生活の環境維持に対応するため、自主防災組

織や地域防災リーダーの育成を図るとともに、要配慮者支援、避難所機能の強化に向けた研修、事前復興教育を継続的に実施し、防災意識の高揚及び防災行動力の向上につなげてまいります。

ハード面では、野村地区都市再生整備計画事業において、第2期計画に基づき、レクリエーション広場等の整備を行います。

また、三瓶地区雨水公共下水道事業では、雨水管渠整備工事を実施し、生活環境の整備と災害に強いまちづくりの推進に取り組んでまいります。

このほか、避難路確保のための市道改良、漁港の防波堤整備、集落・家屋の急傾斜崩壊防災対策、民間住宅等耐震化改善促進事業等、計画的な整備を行ってまいります。

肱川流域治水対策の推進につきましては、浸水被害のリスクを軽減するため、引き続き田んぼダムに取り組みます。

また、防災上危険となるため池の廃止・改修等、防災・減災対策を講じてまいります。

このように、ソフト面、ハード面を一体として取り組み、本市の総合的な防災力向上に努めてまいります。

3つ目は、医療福祉改革の推進であります。

限られた医療資源を最大限に活用し、持続可能な医療・福祉サービスの提供を行います。西予市の医療福祉体制は、令和7年度に大きな転換期を迎え、西予市民病院、野村診療所及び野村介護老人保健施設つくし苑の3施設において、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者とする経営に移行しております。

令和8年度にはこの民間的経営手法の定着を図り、経営の健全化と医療サービスの質の向上を両立させます。そのため、当該3施設及び国保診療所につきまして、適切な繰出事業を継続し、経営基盤の強化を図り、市民の皆様が将来にわたり安心して受診できる医療体制を堅持してまいります。

深刻化する医療福祉人材の確保に向け、看護師等奨学資金貸与制度のほか、医師、看護師等の人材確保対策に支援を行います。

また、地理的な制約によらず、必要な医療を受けられる環境を整備するため、二次救急医療の集約化に伴う交通手段の確保に対する支援、巡回診療車による無医地区への対応を継続いたします。

さらに、八幡浜・大洲医療圏内での休日夜間に

おける救急診療、小児医療体制の維持・充実を図り、市民が安心して生活できるまちづくりに取り組んでまいります。将来にわたり安定的な医療福祉サービスを提供できるよう、引き続き関係機関とともに、万全の体制を整えてまいります。

所信に引き続き令和8年度一般会計当初予算について、概説申し上げます。

令和8年度における予算は、先ほど述べました人口減少対策の推進、豪雨災害からの復興と災害に強いまちづくりの推進、医療福祉改革の推進の3本柱、物価高騰対策等の喫緊の課題への重点配分とともに、財政危機脱却プランの着実な実行により、赤字体質からの脱却を図り、維持可能な行財政運営の確立を目指すものであります。

集中改革の初年度として、財政危機脱却プランを予算に着実に反映し、財政調整基金の取崩し額を目標の3億円に抑えられたことは、改革の第一歩として重要な成果となりました。

その結果、令和7年度期首に3億円を下回った財政調整基金の残高は、8年度期首時点では約10億円まで回復する見込みでございます。

今後も国の動向に左右されない安定した財政運営を実現するため、本プランを途切れなく実行し、財政調整基金の期首残高10億円の早期の確保・維持、さらに、期首残高20億円を一つのステップとして、将来的には30億円の安定的確保に向けて取り組みます。

また、現在策定中の第3次総合計画で描く将来像の実現に向けて、計画と連動した一体的な予算編成を進めてまいります。あわせて、市税、地方交付税等の一般財源総額が大きくは伸びないなか、ふるさと納税、市有財産の売却、貸付等の自主財源確保に努めるとともに、民間活力を活かした地域経済と雇用の活性化のため、企業誘致を前進させてまいります。

行財政改革を推し進め、将来、安定した財政基盤が確立された段階では、加速する人口減少に対応すべく、持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域活力を維持向上させる施策に重点配分する戦略的な予算編成への発展を目指します。

なお、財政状況、財政方針及び財政危機脱却プランの進捗状況につきましては、市民の皆様への理解が得られますよう、引き続き情報提供に努めてまいります。

以上のとおり、限りある財源のもと、選択と集中を徹底した予算編成といたしました。

この結果、令和8年度の一般会計予算の総額は、283億円となり、前年度比2.9%、8億4000万円の減額となりました。

議員の皆様、市民の皆様におかれましては、市政運営に対する格別の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げ、新年度に臨む私の所信とさせていただきます。

なお、令和8年度当初予算の詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

沖野財政課長。

〔沖野財政課長登壇〕

○沖野財政課長

それでは、予算書に沿って、主要事業を中心に、まず歳出から補足説明を申し上げます。

48ページをお開き願います。

はじめに、2款総務費でございます。1項1目一般管理費、行政連絡協議会事業4231万6000円では、行政区長等を通じて、市政情報の周知や地域要望の把握を行い、円滑な行政運営を推進するため、令和8年度は、世帯数、自治会数、高齢化率に応じた行政連絡委託料の単価を見直すとともに、区長要望の新たな基準の設定及び電子申請に取り組むものであります。

また、新規事業となります働き方改革推進事業97万円では、育児・介護等の職員ニーズに対応するため、在宅勤務等の柔軟な働き方の定着による持続可能な行政運営と組織の生産性向上の両立を目指し、令和8年度は、テレワークの充実、職員の自主研修や資格取得への助成制度の新設等、社会変化に即応できる人材の育成を通じて、市民サービスのさらなる向上を図るものであります。

70ページをお開き願います。

8項1目地域振興費、移住交流促進事業、2274万9000円では、移住マッチング事業や移住フェア参加等を通じ、移住、関係人口の確保に努め、南予市町や愛媛県と連携した広域的な移住施策の展開とともに、移住定住交流センターに業務を委託し、移住交流のさらなる推進を図るもので

あります。財源として、愛媛人口減少対策総合交付金等を充てております。

74 ページをお開き願います。

9 項 1 目企画管理費、総合計画策定管理事業 381 万 3000 円では、市の最上位計画、第 2 次総合計画の令和 8 年度での終了に伴い、第 3 次総合計画を策定するため、令和 8 年度は、基本構想、基本計画の素案を総合計画審議会で議論した後、基本構想の議会上程を行うものであります。

85 ページをお開き願います。

次に、3 款民生費でございます。2 項 1 目児童福祉総務費、子ども医療費助成事業 1 億 2884 万 2000 円では、子どもの健康保持と健やかな成長を支援し、保護者の経済的負担を軽減するため、令和 8 年度もこれまでの取組を継続し、保険診療による自己負担額の全額助成対象を 18 歳までに据置き、切れ目のない子育て支援体制を維持し、児童福祉の増進を図るものであります。財源として、乳幼児医療助成事業費県補助金及び過疎対策事業債等を充てております。

結婚新生活支援事業 1542 万 9000 円では、結婚促進に向け、夫婦ともに 39 歳以下を対象に、婚姻に伴う新生活に係る住宅費用等を助成するもので、令和 8 年度も引き続き愛媛県と連携の上、新婚世帯の経済的負担を緩和するものであります。財源として、愛媛人口減少対策総合交付金及び地域少子化対策交付金を充てております。

また、子育て応援事業 2545 万 1000 円では、経済的理由で出産を諦めることがないよう、出産に要する経費の一部を支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものであります。あわせて、10 カ月相談時の市産木材のおもちゃ配布、保育施設等への木製用具の配布、中学校進学に対して、進学準備応援金を交付いたします。財源として、愛媛人口減少対策総合交付金、ふるさと応援基金及び森林環境譲与税基金繰入金を充てております。

101 ページをお開き願います。

次に、4 款衛生費でございます。1 項 6 目母子衛生費、不妊治療費等補助事業 876 万円では、不妊治療を行う夫婦への治療費及び通院交通費の助成を継続し、安心して治療に取り組める環境を維持し、子どもを産み育てやすい社会の実現と次世代の育成を推進するものであります。財源として、母子保健医療対策総合支援事業費国庫補助金及び

愛媛人口減少対策総合交付金を充てております。

111 ページをお開き願います。

次に、6 款農林水産業費でございます。1 項 3 目農業振興費、農作物生産振興対策事業 1052 万 5000 円では、地域農業の生産体制の高度化を推進するため、令和 8 年度は、令和 7 年度に引き続き、愛媛野菜広域集出荷施設の整備、新たに J A えひめ南柑橘選果再編施設整備への補助を行うものであります。財源として、野村町地域高齢者福祉及び農業振興基金繰入金を充てております。

また、特産品等消費拡大事業 1250 万 1000 円では、市産米への関心を高め、郷土愛やシビックプライドを育む中学生応援米事業の継続とともに、担い手、後継者不足の解消への新たな取組として、農業、畜産業、水産業の体験機会を小中学生に提供し、地域産業の魅力理解と郷土愛の一層の醸成を図るものであります。財源として、愛媛人口減少対策総合交付金及びふるさと応援基金繰入金を充てております。

120 ページをお開き願います。

2 項 2 目林業振興費、有害鳥獣捕獲対策事業 6368 万 3000 円では、有害鳥獣の捕獲により、農林作物の被害軽減とともに、近年急速に生息数が増加し、生息域が拡大しているニホンジカの自然生態系等の被害防止を図るものであります。財源として、有害鳥獣総合捕獲事業費県補助金及び森林環境譲与税基金繰入金等を充てております。

また、市産材利用促進事業 3520 万円では、市産材を使用した住宅等の建築や内装木質化の費用を助成し、木材需要の喚起と関連産業の振興を図るため、令和 8 年度は、助成金額の増額により支援を拡充し、さらなる市産材の利用促進を目指すものであります。財源として森林環境譲与税基金繰入金を充てております。

131 ページをお開き願います。

次に、7 款商工費でございます。1 項 6 目産業創出事業費、企業誘致奨励金事業 8016 万 9000 円では、企業誘致を地域経済活性化の重点施策と位置付け、戦略的な奨励措置の実施と産業用地の計画的な確保を推進するため、企業の新規立地や事業拡張を促進する各種支援制度を展開し、活力ある強靱な地域経済基盤の形成を目指すものであります。財源としてふるさと応援基金繰入金を充てております。

また、ふるさと納税推進事業 4 億 5631 万 7000 円では、寄附額 9 億円を目指し、ふるさと納税を重要施策と位置づけ、返礼品の開拓と多角的なプロモーションを徹底し、自主財源の確保と地域経済の活性化を加速させるものであります。財源としてふるさと応援基金繰入金を充てております。

142 ページをお開き願います。

次に、8 款土木費でございます。4 項 1 目港湾管理費、港湾施設長寿命化計画策定事業 700 万円では、港湾施設について、長寿命化計画に沿った戦略的な維持管理、更新を推進するため、令和 8 年度は三瓶港の北側及び東側岸壁の一般定期点検により、施設の劣化状況を把握するとともに、点検結果を計画に反映させ、予防保全による長寿命化とコストの縮減を図るものであります。財源として過疎対策事業債を充てております。

144 ページをお開き願います。

5 項 5 目都市再生整備計画事業費、野村地区都市再生整備計画事業 2 億 1705 万 9000 円では、平成 30 年 7 月豪雨により被災した野村市街地において、道路、多目的広場、公園、駐車場等を整備し、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図るものであります。令和 8 年度は、第 2 期計画に基づき、レクリエーション広場等の整備を実施いたします。財源として、都市構造再編集集中支援事業費国庫補助金及び過疎対策事業債等を充てております。

145 ページをお開き願います。

7 目雨水公共下水道事業費、三瓶地区雨水公共下水道事業 1 億 8497 万円ではありますが、安土日吉崎地区において、雨水管渠整備工事を実施し、生活環境の整備と災害に強く快適で暮らしやすいまちづくりの推進を図るもので、令和 8 年度は、前年度に引き続き、安土排水区の雨水管渠工事を実施いたします。財源として、社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債を充てております。

6 項 1 目住宅管理費、空家等対策事業 2303 万 4000 円では、空家等対策計画に基づき、人口減少社会における空き家の諸問題に対し、分野横断的に対応するとともに、倒壊の恐れがある危険空家等の除却に係る経費及び子育て世帯等の空き家の購入に係る経費に対して補助を行うものであります。財源として、空き家対策総合支援事業費国庫

補助金及び特定老朽危険空家等除却促進事業費県補助金を充てております。

151 ページをお開き願います。

次に、9 款消防費でございます。1 項 4 目災害対策費、防災対策啓発活動事業 1265 万 2000 円では、総合防災マップやタイムライン、各種防災対策の普及啓発を通じ、市民一人ひとりの防災行動力の向上を多角的に推進するため、防災アプリによるデジタル化の加速とともに、地域防災の核となる自主防災組織やリーダーの育成を強化し、共助の精神に基づく強靱な地域防災体制の構築と防災意識の深化を図るものであります。財源として、社会資本整備総合交付金を充てております。

154 ページをお開き願います。

次に、10 款教育費でございます。1 項 2 目事務局費、学校再編推進事業 129 万 7000 円では、生徒数の減少等を踏まえ、よりよい教育環境を整えるため、中学校再編検討委員会の答申をもとに、再編案を作成し、保護者、住民説明会での意見を聴取の上、中学校再編計画を策定するものであります。

164 ページをお開き願います。

3 項 2 目教育振興費、部活動地域展開推進事業 18 万円では、子どもたちがスポーツ文化活動に持続的に取り組める環境の整備と教員の働き方改革を両立させながら、円滑な部活動改革を推進するため、令和 8 年度は、ロードマップに沿って、全員部活動制の終了と拠点校方式による部活動の実施及び地域クラブ認定体制の整備に取り組むものであります。

165 ページをお開き願います。

5 項 1 目社会教育総務費、高校魅力化事業 2122 万 7000 円では、愛媛県県立学校振興計画の後期実施計画を見据え、魅力ある学校づくりと広域的な生徒確保を推進し、市内高校の存続を図るため、下宿施設の整備支援、遠距離通学費及び下宿補助により、受入環境を抜本的に強化し、地域と共に学び合う教育環境を整え、次世代を担う活力ある人材の育成を推進するものであります。財源として、ふるさと応援基金繰入金等を充てております。

174 ページをお開き願います。

6 項 3 目文化施設運営管理費、宇和文化会館管理運営事業 3 億 4750 万 6000 円では、宇和文化会

館の指定管理委託料及び改修計画に基づく工事請負費を計上しており、令和８年度は、第３期計画として、前年度からの継続費事業の舞台照明設備改修及び舞台音響設備改修工事を実施するものであります。財源として過疎対策事業債等を充てております。

182 ページをお開き願います。

７ 項 ３ 目給食センター運営費、せいよ西学校給食センター運営事業、せいよ東学校給食センター運営事業、三瓶学校給食センター運営事業あわせて 2 億 5509 万円では、給食センターの統合に向けて給食配送車や必要物品の購入、施設設備の改修を行うとともに、給食会計の公会計化を実施し、小学校給食費の抜本的な負担軽減に向け、国・県の支援を活用した子育て世帯の経済的負担の緩和を図るものであります。財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、学校給食費負担軽減交付金、学校給食費負担金を充てております。

次に、歳入であります。予算書は前に戻っていただきまして、16 ページをお開き願います。

10 款地方交付税のうち、普通交付税 113 億円ありますが、国が示します地方財政計画に基づいて、本市の財政需要等を見込むとともに、将来の償還に備え設けられた臨時財政対策債償還基金費 1 億 8000 万円を計上した結果、対前年度 2 億円の増額といたしております。なお、臨時財政対策債償還基金費 1 億 8000 万円につきましては、同額を減債基金に積み立てるものであります。

24 ページをお開き願います。27 ページにかけてとなります。

14 款国庫支出金であります。国庫負担金では、災害復旧費国庫負担金の皆減、また、国庫補助金においても、社会資本整備総合交付金が減額したこと等により、国庫支出金全体では、対前年度 5 億 9119 万 3000 円減の 30 億 4969 万 8000 円といたしております。

35 ページをお開き願います。

17 款寄附金であります。ふるさと応援寄附金の目標額を 9 億円としたことにより、寄附金全体では、対前年度 2 億 75 万 6000 円増の 9 億 1485 万 1000 円といたしております。

同じく 35 ページから 36 ページにかけてとなります。

18 款繰入金、2 項基金繰入金であります。財

政調整基金繰入金は、財政危機脱却プランの反映等により、対前年度 4 億 9633 万 6000 円減の 3 億 700 万円、減債基金繰入金は、公債費の増加に対応して、対前年度 1 億円増の 5 億円、その他の目的基金は、基金設置条例に基づいた事業の財源として繰入を行い、基金繰入金総額で 20 億 4363 万 3000 円とし、対前年度 6 億 4032 万 6000 円の減額といたしております。

40 ページをお開き願います。

20 款諸収入、5 項 4 目雑入であります。対前年度 2 億 2117 万 1000 円増の 3 億 7584 万 5000 円といたしております。増額の主なものは、総務費雑入では、基幹システムの標準化、共通化に係る地方公共団体情報システム機構補助金 1 億 2863 万 1000 円、教育費雑入では、学校給食の公会計化に係る学校給食費負担金 6941 万 6000 円でございます。

43 ページをお開き願います。45 ページにかけてとなります。

21 款市債であります。令和 7 年度の大規模事業でありました二木生地区地域づくり活動センター整備事業、CATV 整備事業等の終了により、対前年度 4 億 3450 万円減の総額 12 億 8390 万円といたしております。

予算書は前に戻っていただき、9 ページをお開き願います。

地方債であります。歳入予算で計上した市債合計 12 億 8390 万円につきまして、起債の目的ごとに、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を設定するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 56 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 1 時 00 分）

（日程 7）

○宇都宮議長

次に、日程第 7、議案第 32 号「令和 8 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」から議案第 40 号「令和 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの 9 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

〔谷川教育部長登壇〕

○谷川教育部長

議案第 32 号「令和 8 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生・生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に對し、定額を無利子で貸し付けるものであります。

それでは、予算書 1 ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ 1874 万 7000 円としております。

予算書 3 ページをお開きください。

歳出では、奨学資金貸付金 24 名分及び運営費に係る経費 978 万 1000 円、予備費 896 万 6000 円を計上いたしました。

予算書 2 ページに戻ります。

歳入では、償還金 1092 万 8000 円、寄附金 1 万円、前年度繰越金 780 万 9000 円を計上し運営するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第 33 号「令和 8 年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と診療施設勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算から御説明申し上げます。

令和 8 年度の予算編成に当たりましては、被保険者が安心して医療サービスを受取り、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を維持するため、医療費の動向、子ども・子育て支援金制度の創設等、国が示す留意事項に基づき編成いたしました。

それでは、12 ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費 6111 万 4000 円、保険給付費 35 億 270 万 5000 円、国民健康保険事業納付金 9 億 6614 万 9000 円、保健事業費 4310 万 5000 円を計上いたしました。

続いて、11 ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 6 億 5338 万 1000 円、県支出金 35 億 3746 万 4000 円、繰入金 3 億 8594 万 8000 円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は歳入歳出それぞれ 45 億 8204 万 4000 円といたしました。

次に、診療施設勘定予算について御説明申し上げます。

少子高齢化に伴う人口減少や市民の基幹病院志向への高まり等から、国保直営診療所の診療件数、診療収入等が年々減少しており、診療施設勘定におきましても、一般会計からの繰入金により収支均衡を図る厳しい予算構造となっております。引き続き、地域住民から安心・信頼される医療の提供に取り組むとともに、経営改善、適切な経費節減にも努める所存であります。

それでは、16 ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費 6261 万 2000 円、医業費 2403 万 9000 円を計上いたしました。

続いて、15 ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、診療収入 4647 万 9000 円、繰入金 4973 万 6000 円を計上いたしました。

以上によりまして、診療施設勘定予算は、歳入歳出それぞれ 9994 万円といたしました。

続きまして、議案第 34 号「令和 8 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、国の診療報酬改定や、高齢化の進展により、医療給付費の増加が見込まれております。さらに、新たに創設される子ども・子育て支援金制度の影響もあり、1 人当たりの保険料の上昇は避けられない状況となっております。愛媛県後期高齢者医療広域連合におきましては、令和 8・9 年度の保険料改定にあたり、愛媛県が設置する財政安定化基金を活用して、保険料の上昇を抑制しておりますが、今後においても、保険制度の安定的運営を図るため、後発医薬品の利用促進や医療費適正化を進めるとともに、本市におきましても、広報等で健診受診勧奨や医療制度の周知を行っているところでございます。

それでは、予算書 59 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4156 万 7000 円と定めるものであります。
61 ページをお開きください。

歳出の主なものといたしましては、総務費 2995 万 3000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 9 億 882 万円、健康診査事業費として 157 万 4000 円を計上いたしました。

60 ページに戻っていただきまして、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 6 億 1070 万 2000 円、繰入金 3 億 2930 万 6000 円、諸収入 150 万 9000 円を計上いたしました。

以上、2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第 35 号「令和 8 年度西予市介護保険特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

当市の介護保険を取り巻く環境としましては、65 歳以上の高齢者人口は減少傾向となっています。しかしながら、高齢者人口における後期高齢者の比率が増加していくため、要介護・要支援認定者は横ばいの状況であると推計しております。

こうした状況の中、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 カ年を計画期間とする第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護が必要となった方が、住みなれた地域で暮らし続けられるよう多職種の連携により、様々な生活支援サービスや、保険給付等の事業を展開していきます。

それでは、予算書 79 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 7246 万 4000 円と定めるものでございます。

82 ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、人件費と介護認定等にかかる経費として、総務費 1 億 1770 万 9000 円を計上し、介護給付、予防給付、その他各サービスに係る経費として、保険給付費 61 億 538 万 6000 円を計上いたしました。

また本市における、地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅医療・介護連携、認知症施策、

そして介護予防や生活支援の体制整備などを積極的に推進するため、地域支援事業費 2 億 4086 万 8000 円を計上いたしました。

続いて歳入予算の主なものを御説明いたします。
80 ページをお開きください。

65 歳以上の方に納付していただく介護保険料が、9 億 3101 万 1000 円、介護給付分、地域支援事業費分、それぞれの負担割合により算定される国庫支出金 17 億 8070 万 9000 円、県支出金 9 億 4468 万 3000 円、支払基金交付金 16 億 8114 万 9000 円、繰入金のうち一般会計繰入金 9 億 8115 万 4000 円、また、介護給付費準備基金繰入金 1 億 5203 万 4000 円を計上しております。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第 36 号「令和 8 年度西予市水道事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

公営企業会計予算書 1 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量について御説明いたします。

給水戸数 1 万 5000 戸、年間総給水量 419 万 7500 立方メートル、1 日平均給水量 1 万 1500 立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、宇和給水区域における伊賀上地区配水管布設替工事 5830 万円、明浜給水区域における国道 378 号送配水管布設替事業 2530 万円、野村給水区域における野村大橋改築に伴う本設配水管布設工事 4500 万円、三瓶給水区域における蔵貫地区送配水管布設替工事 1903 万円をそれぞれ予定しております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、水道事業収益の総額を 7 億 6175 万 3000 円と定め、営業活動に基づく給水収益の 5 億 5337 万 6000 円を含む営業収益として 5 億 5857 万 1000 円、営業外収益として 2 億 314 万 2000 円、特別利益として 4 万円を計上しております。これに対しまして支出では、水道事業費用の総額を

8 億 693 万 7000 円と定め、営業活動にかかる営業費用として 7 億 6723 万 8000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 3891 万 2000 円、特別損失として 78 万 7000 円を計上しております。

なお、令和 8 年度は国の重点支援地方交付金を活用しました物価高騰対策として、水道料金の減免を実施いたします。実施期間は令和 8 年 4 月から 9 月使用分までの 6 カ月間で、水道使用加入者を対象に基本料金を免除するものでございます。

これによりまして給水収益に 1 億 1212 万 4000 円の減収を見込んでおりますが、減収分は交付金をもとに一般会計補助金として繰入を行います。

次に 2 ページ、第 4 条資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を 2 億 1779 万 8000 円と定め、内訳は、工事に対する負担金 382 万 8000 円、企業債 1 億 7340 万円、補助金 2462 万円、補償金 1595 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を 4 億 8325 万 2000 円と定め、内訳は建設改良費 3 億 6763 万円、企業債償還金 1 億 1562 万 2000 円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 6545 万 4000 円を補てんする財源につきましては、第 4 条括弧書きのとおりであります。

次に、第 5 条の企業債では、水道施設の整備を目的といたしまして 1 億 7340 万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第 6 条では、一時借入金の限度額を 2 億円と定め、第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費 1 億 1234 万 6000 円を定めるものであります。

また、第 9 条では、一般会計から受ける補助金として合計金額 1 億 4069 万 9000 円を定め、第 10 条では、たな卸資産の購入限度額を 550 万円と定めるものであります。

続きまして、議案第 37 号「令和 8 年度西予市簡易水道事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

公営企業会計予算書 43 ページをお開きください。

まず第 2 条業務の予定量について御説明いたします。給水戸数 2,060 戸、年間総給水量 65 万 7000 立方メートル、1 日平均給水量 1,800 立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、宇和・野村給水区域における給配水管布設替事業 330 万円を予定しております。

次に第 3 条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、簡易水道事業収益の総額を 1 億 5934 万 3000 円と定め、営業活動に基づく給水収益の 3906 万 5000 円を含む営業収益として 4795 万 2000 円、営業外収益として 7795 万 7000 円、特別利益として 3343 万 4000 円を計上しております。

これに対しまして支出では、簡易水道事業費用の総額を 1 億 8199 万 1000 円と定め、営業活動にかかる営業費用として 1 億 3056 万 6000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 294 万 4000 円、特別損失として 4849 万 1000 円を計上しております。

なお、令和 8 年度は国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策として水道料金の減免を実施いたします。実施期間は上水道と同様に令和 8 年 4 月から 9 月使用分までの 6 カ月間、水道使用加入者を対象に基本料金を免除するものであります。これにより、給水収益に 1170 万 5000 円の減収を見込んでおりますが、減収分は国からの交付金をもとに、一般会計補助金として繰入を行います。

次に、44 ページ、第 4 条資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では総額を 690 万 5000 円と定め、内訳は、補助金を計上しております。これに対して支出では、総額を 1251 万 7000 円と定め、内訳は、建設改良費 330 万円、企業債償還金 921 万 7000 円を計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、561 万 2000 円を補填する財源につきましては、第 4 条括弧書きのとおりであります。

次に、第 5 条では、一時借入金の限度額を 5000 万円と定め、第 6 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 2395 万 1000 円を定めるものであります。

また、第8条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 4734 万 1000 円を定め、第9条では、たな卸資産の購入限度額を 30 万円と定めるものであります。

続きまして議案第 38 号「令和8年度西予市下水道事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書 79 ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量について御説明いたします。

接続人口 1 万 3965 人、年間有収水量 154 万 5863 立方メートル、1 日平均有収水量 4,235 立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、公共下水道野村処理区における改築処理場整備事業 7269 万 5000 円を予定しております。

次に第3条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、下水道事業収益の総額を 8 億 588 万 9000 円と定め、営業活動に基づく公共下水道使用料 1 億 5211 万 3000 円、農業集落排水処理施設使用料 8426 万 6000 円及び公共浄化槽使用料 46 万 7000 円を含む営業収益として 2 億 3688 万 4000 円、営業外収益として 5 億 6897 万 5000 円、特別利益として 3 万円を計上しております。

これに対しまして支出では、下水道事業費用の総額を 9 億 5833 万 9000 円と定め、営業活動にかかる営業費用として 9 億 119 万 8000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 5706 万 1000 円、特別損失として 8 万円を計上しております。

次に 80 ページ、第4条資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では総額を 3 億 177 万 1000 円と定め、内訳は、企業債 4960 万円、出資金 1 億 9557 万 9000 円、補助金 5280 万円、分担金及び負担金 379 万 2000 円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を 4 億 4559 万 4000 円と定め、内訳は、建設改良費 1 億 4904 万 4000 円、企業債償還金 2 億 9655 万円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4382 万 3000 円を補てんする財源につきましては第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条の企業債では、公共下水道の整備

を目的といたしまして 4960 万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を 3 億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 5346 万 9000 円を定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金として合計金額 3498 万円を定めるものであります。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第 39 号「令和8年度西予市病院事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書 117 ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量について御説明いたします。許可病床数は 154 床とし、主な建設改良事業として、医療機器等備品購入費 7760 万円を計上いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入では、病院事業収益の総額を 12 億 1603 万 4000 円と定め、医業収益 5689 万 8000 円、医業外収益 11 億 4485 万 2000 円、特別利益 1428 万 4000 円を計上いたしております。

これに対しまして、支出では、病院事業費用の総額を 13 億 7316 万 9000 円と定め、医業費用 12 億 804 万 5000 円、医業外費用 1 億 6352 万 4000 円、特別損失 160 万円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、総額を 7 億 3713 万 7000 円と定め、出資金 100 万円、負担金及び交付金 2 億 6043 万 7000 円、企業債 7570 万円、貸付返還金 4 億円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、総額を 7 億

3803 万 7000 円と定め、建設改良費 7760 万円、企業債償還金 2 億 6043 万 7000 円、短期貸付金 4 億円を計上しております。

第 5 条の企業債では、医療機器の購入を目的といたしまして、7570 万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第 6 条では、一時借入金の限度額を 2 億 5000 万円と定め、第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費 2 億 3477 万円を定めております。

第 9 条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 3 億 1526 万 5000 円を定めております。

また、第 10 条では、重要な資産の取得を定めております。

続きまして、議案第 40 号「令和 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書 161 ページをお開きください。

第 2 条業務の予定量といたしまして、入所定員を 100 人、1 日当たりの通所者定員を 35 人として、管理運営を行います。

また、主な建設改良事業として、器械備品購入費 133 万 1000 円を計上いたしております。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入では、施設事業収益の総額を 7795 万 9000 円と定め、施設運営事業収益として 30 万円、施設運営事業外収益として 3329 万 5000 円、特別利益 4436 万 4000 円を計上しております。

これに対しまして支出では、施設事業費用の総額を 9444 万 5000 円と定め、施設運営事業費用 9205 万 2000 円、施設運営事業外費用 229 万 3000 円、特別損失 10 万円を計上しております。

続いて、第 4 条資本的収入及び支出でございますが、収入を 8540 万 1000 円、支出を 8673 万 2000 円計上しております。

第 5 条では、一時借入金の限度額を 1 億円と定め、第 6 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第 7 条では、一般会計からの補助金として、企業債元利償還金として合計 8768 万 4000 円を定めております。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 1 時 37 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 1 時 45 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

議案第 37 号「令和 8 年度西予市簡易水道事業会計予算」について、提案理由を御説明いたしましたが、金額に誤りがありましたので訂正させていただきます。

公営企業会計予算書 43 ページ、第 3 条収益的収入及び支出のうち、支出の営業外費用として 294 万 4000 円と御説明いたしましたが、正しくは 293 万 4000 円となりますので訂正いたします。

よろしく願いいたします。

（日程 8）

○宇都宮議長

次に日程第 8、議案第 4 号「財産の無償譲渡について」から議案第 21 号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」まで及び議案第 41 号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」の 19 件を一括議題といたします。理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

〔宇都宮消防本部消防長登壇〕

○宇都宮消防本部消防長

議案第 4 号「財産の無償譲渡について」提案理由の御説明を申し上げます。

石城分団第 2 部山田の消防団詰所は、昭和 50 年に宇和町山田に整備され、長年、地域の安全・安心の拠点として使用されてきましたが、今般、当該詰所を更新するに当たり、山田・西山田地区による統合詰所の建設協議を経て、昨年 12 月末に新たな石城分団第 2 部詰所が完成したところでございます。

これにより、認可地縁団体である山田部落から現在の詰所の活用について要望があり、地域活動の拠点として、有効かつ継続的な活用が期待され

ることから、当該認可地縁団体に対し、当該建物及び土地等を令和8年4月1日から無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、本件については、西予市有財産処理審議会において審議いただき、承認をいただいております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第5号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、本市の財政状況は極めて厳しく、これまで慢性的な赤字構造が続いております。この状況から脱却し、将来世代に過度な負担を残さないため、西予市財政危機脱却プラン2025を策定し、財政の立て直しに全力で取り組んでいるところでございます。このプランに基づく行財政改革は、事業の見直しや経費の削減など、市民の皆様にも一定の御負担をお願いせざるを得ない内容を含んでおります。

だからこそ、まずは行政を担う私たち自身が痛みを分かち合い、市民の皆様とともに改革に取り組む姿勢を明確に示す必要があると考えました。そのため、先の令和7年第4回定例会において、市特別職及び一般職の給与を削減する条例案を上程し、改革への決意を具体的な形でお示したところであります。

しかしながら、議会における慎重な審議の結果、一般職の給与削減条例につきましては、否決という御判断をいただきました。

市といたしましては、この議会の決定を真摯に受け止めるとともに、市政懇談会等でいただいた市民の皆様の御意見も踏まえ、改めて検討を重ねてまいりました。

そして、職員組合と再度協議を行った結果、今回の改革においては、特に組織の運営や意思決定に責任を持つ立場にある管理職員が率先して姿勢を示すことが適正であるとの判断に至りました。

そこで、当初案を大幅に見直し、対象を管理職員に限定したことから、給料月額そのものを減額するのではなく、管理職としての責任に応じて支給される管理職手当の一部を減額する方法が妥当であると判断いたしました。

その内容でございますが、管理職の職務の級に応じて、4級の課長補佐級職員については20%、5級の課長級職員については30%、6級以上の部長級職員については40%をそれぞれ管理職手当の月額から2年間減額するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第6号「西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法に基づき条例等の交付及びその他の規程の公表の方法について定めたものでございます。改正の主な内容につきましては、地方自治法の一部改正に基づき、条例の公布の際に行う市長の署名について、これにかわる措置をとることができるよう規定を追加するとともに、条例等の交付及びその他の規程の公表の方法について、これまで書面等の紙媒体による掲示に代わる方法として、市のホームページに掲載する方法をとることを可能とするものでございます。

続きまして、議案第7号「西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、行政手続法の適用を受けない条例及び規則等に伴う許認可等の申請に対する処分、不利益処分、行政指導等についての手続を定めているものでございます。今回、行政手続法の一部改正に伴い、これに準じた対応をとるため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容につきましては、聴聞の通知等を行う際、その名宛人の所在が判明しない場合には、これまで必要事項を記載した書面を、いつでもその者に交付する旨を、庁舎に設置する掲示場に一定期間掲示することとしておりましたが、それに加え、イン

ターネットを通じて、これを閲覧できる状態に置く措置をとるよう改めるものでございます。

続きまして、議案第 8 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、複雑・多様化する行政課題に的確に対応するため、専門的な知識経験を有する人材の確保に向けた体制整備を図るとともに、任期を定めて採用する職員の処遇を改善することを目的として、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、外部の専門的な知見を市政に活用できるよう、高度な専門的な知識経験を有する職員に適用する新たな給料表を愛媛県の制度に準拠した水準で整備いたします。これによりまして、専門的な能力を必要とする行政ニーズに対し、優れた人材を柔軟に招聘できる環境を整えるものでございます。

また、専門的分野における業務を推進する任期付職員であって、多様な勤務形態をとる任期付短時間勤務職員として任用する場合における給与体系について、給与条例で定める一般職の職員または定年前再任用短時間勤務職員の規定を適用するものでございます。これによりまして、意欲ある人材を安定的に確保し、公務能率のさらなる向上を目指してまいります。

続きまして、議案第 9 号「西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第 10 号「西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正及び社会情勢の変化に伴う旅費支給の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、これまで支給しておりました日当の構成要素を見直し、宿泊を伴う旅行における諸雑費に充てるための費用として、新たに宿泊手当を支給することとするものでございます。あわせまして、宿泊を伴う旅行の際、一律の定額により支給していた宿泊料を地域の実情を勘案して設定する宿泊費基準額の範囲内で、現に支払った宿泊費の実費を支給する仕組みへと

改めるものでございます。

また、市の機関の依頼等に応じ、公務の遂行を補助するため、出頭などをした証人等に対する実費弁償について、先ほど申し上げました旅費制度の改正に合わせ、その支給額及び支給方法の見直しを行うものであります。そのほか、旅費に關します用語の整理及び所要の整備を行うことといたしております。

以上 5 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長登壇〕

○宇都宮議長

議案第 11 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

二木生地域づくり活動センターは、西予市地域づくり活動センター推進計画に基づき、市民と行政とが協働によるまちづくりを行うため、三瓶町二木生地区における地域づくり活動の拠点施設として整備してまいりました。今回の改正は、二木生地域づくり活動センターの完成に伴い、二木生地域づくり活動センターの位置を変更するため、また、地域からの要望を受け、名称を平仮名表記に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第 12 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

市では、児童福祉法の改正に伴い、令和 8 年 4 月から全国の地方公共団体において開始される乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度について、市立認定こども園において実施するよう進めております。

本議案は、市立認定こども園において、こども誰でも通園制度を実施するため、実施事業として、新たに乳児等通園支援事業を加え、その利用料に関する規定を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 13 号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

市では、住民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図ることを目的として、医療保険適用としない場合のはり、きゅう及びマッサージ等の施術について、その費用を助成してまいりました。

令和 7 年第 4 回定例会において提出した本条例の一部を改正する条例制定議案は否決という決定が下されました。この結果を真摯に受け止め、再度、制度の見直しについて検討をいたしました。

本事業の近年の利用実態について精査しましたところ、助成券申請者のうち、申請しても利用していない方が約 3 割程度おられ、また、使用回数が 12 回までの方が全体の約 8 割という結果でございました。また実際に助成券を使用している方は、75 歳以上の方がほとんどで、年間を通して利用されていることが分かりました。このことを踏まえ、今後も継続して支援する必要があると判断し、将来にわたって持続可能な福祉制度を堅持するとともに、財政体質の健全化が図られるよう、当事業の見直しを行います。

本議案は、当該事業の近年の利用実態や、ほかの保健事業とのバランスを考慮し、利用者への影響を最小限に止めつつ、事業を将来にわたって継続するため、年間助成回数を現行の 24 回から 12 回に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第 14 号「西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、普通徴収に係る保険料の納期を変更する必要がある、本条例の一部を改正するものであります。

保険料の納期は、本条例第 4 条第 1 項により、各期月初めから月末までと規定しており、月末が休日を重ねる場合には、その翌日が納期となります。第 6 期に当たる 12 月については、現行の規定では、年末年始の休日明けが納期となるため、金融機関から通知される納付情報が督促状発送までに反映されず、行き違いが発生するなどの支障が生じております。

また、当市の国民健康保険税及び介護保険料については、当該納期を 25 日と規定していることから、これらの納期と整合を図るとともに、事務の効率化を進めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

議案第 15 号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例に規定されている西予市俵津集落総合施設は、農村地域における農業経営及び農家生活の改善、住民福祉の向上並びに地域連帯感の醸成に資することを目的として、昭和 58 年に設置した施設です。

当該施設は、俵津地域づくり活動センター及び明浜町老人福祉センターと同一敷地内に建設されており、設置当初は、教育、福祉、産業の活動拠点としての役割を担ってまいりました。

しかしながら、同一敷地内にある各施設の用途が類似していることや人口減少の進行もあって、近年では、大きく利用人数が減少している状況にあり、このため、施設の運用方法の見直しの検討を進めた結果、当該施設を廃止し、地元組織において有効活用を図っていくことが適切との判断となりましたので、本条例の一部改正を行うものであります。

続きまして、議案第 16 号「西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定に

ついて」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、沿岸域の環境保全に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水産用医薬品以外のものの使用禁止など、必要な措置を講ずることにより、市の沿岸域の環境の保全を図ることを目的として、本条例を定めているところです。

今回の改正は、本条例第 12 条で規定している環境の保全に関する審議を行う機関について、個別に任命を行っておりましたが、専門機関を集約、統合して、効率的、一体的運営を図ることを目的に、西予市環境基本条例第 21 条の規定にて設置されている西予市環境審議会を、本条例における審査機関とするため、条例の一部改正を行うものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

〔宇都宮消防本部消防長登壇〕

○宇都宮消防本部消防長

議案第 17 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、市民の生命及び財産を火災から保護するため、火災予防上必要な事項を定めているものでございます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されることに伴い、同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

近年、利用が拡大しているテント型サウナやパレル型サウナといった簡易サウナにつきまして、その特性に応じた防火安全対策を講じるため、簡易サウナ設備を新たな火気設備として位置づけるとともに、その構造や周囲の可燃物との離隔距離に関する基準を合理的に見直し、簡易サウナの特性に適合した適正な火災予防上の措置が明確化されるものであります。

また、住宅における火災予防の推進として、出火防止等に係る器具、設備に、感震ブレーカーが追加されるものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第 18 号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

簡易水道事業及び愛媛県条例水道等については、生活用水その他の浄水を地区住民に供給するため設置しておりますが、近年の人口減少に伴う給水人口の減少や節水型機器の普及による水需要の減少に伴い、料金収入が減少傾向であります。その一方で、水道施設、設備の老朽化による更新や修繕など、多額の維持管理費が必要になっております。

今回の改正は、簡易水道事業及び愛媛県条例水道等について、健全な経営と適正な維持管理を行う必要があることから、水道料金の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして議案第 19 号「市道路線の廃止について」及び議案第 20 号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この 2 議案は、市道 7 路線の廃止と 5 路線の認定について、議会の議決を求めるものでございます。

まず、明浜町の脇宮崎線は、拡張工事により終点が変更となるため、現行路線を廃止し、再認定するものでございます。

次に、宇和町の旧町地区 253 号線は、一の瀬団地整備計画の変更により、終点が変更となるため、現行路線を廃止し、再認定するものであります。

次に、野村町のグラント線及びグラント支線は、肱川河川沿い復興公園の整備に伴い、両路線を廃止し、必要な区間をグラント線として再認定するものでございます。

次に、野村町の石久保権現支線は、肱川河川改修事業に伴う道路改良事業において、起点が変更となるため、現行路線を廃止し、再認定するものであります。

次に、城川町の杖野々線及び高野子団地線は、

今回、杖野々線と杖野々4号線、高野子団地線と杖野々5号線が重複して路線認定されていることが判明しましたので、この2路線を廃止するものでございます。

最後に、路線を認定する宇和町の旧町地区410号線は、宇和文化会館から宇和体育館方面へ接続するために建設されました跨線橋と黒瀬橋で構成されており、両橋梁を市道橋として一元的な管理を行うため、路線認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止及び認定につきましては、先の1月22日に開催いたしました「西予市道路格付専門委員会」において承認をいただいているものでございます。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長〕

○大野本政策企画部長

議案第21号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本市においては、人口減少や少子高齢化といった厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続する中、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化の推進など、様々な課題の解決に向け、現在、同法に基づく、西予市過疎地域持続的発展計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を進めているところであります。

しかしながら、現行の計画が令和7年度をもって期間満了となることから、引き続き、過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を有効に活用し、本市の持続的な発展を図るため、新たに令和8年度から令和12年度までを期間とする次期計画を策定しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第41号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額引上げに伴い、一部の被保険者の所得段階が変わることにより、介護保険料収入の減少が見込まれます。

これを防ぐため、令和8年度の保険料算定に限り、前年度と同じ所得判定となる特例を設ける介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されました。

しかしながら、この改正により、住民税が非課税となる範囲内で就労時間の調整をしている方にとっては、課税者とみなされることになり、意図せず、介護保険料が増額されることとなります。その救済措置として、介護保険法第142条に定める特別の理由に該当するとして、特例的に保険料を減免することができる旨、先般国からの通知があったところです。

本議案は、この特例減免の対象者に対し、前年度の保険料段階を適用するための事務処理において、本人の個別申請を必要とせず、システム上で自動的に減免対応を可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

各委員会は、委員会付託された議案について十分に審査を行い、3月4日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

3月4日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西 予 市 議 会 議 長 宇都宮 俊文

同 議 員 兵頭 学

同 議 員 森川 一義

第 2 日

3 月 4 日（水曜日）

令和8年第1回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和8年 3月 4日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和8年 3月 4日

午前 9時00分

1. 散 会 令和8年 3月 4日

午前10時58分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 欠 員

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

18 番 酒 井 宇之吉

1 番 まつもと みき

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(18番 酒井宇之吉、1番 まつもとみき)

2 議案第22号 令和7年度西予市一般会計 補正予算(第9号)

議案第23号 令和7年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
4号)

議案第24号 令和7年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第3号)

議案第25号 令和7年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第4号)

議案第26号 令和7年度西予市水道事業
会計補正予算(第5号)

議案第27号 令和7年度西予市簡易水道
事業会計補正予算(第4号)

議案第28号 令和7年度西予市下水道事
業会計補正予算(第6号)

議案第29号 令和7年度西予市病院事業
会計補正予算(第4号)

議案第30号 令和7年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計補正
予算(第2号)

3 代表質問

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第22号 令和7年度西予市一般会計
補正予算(第9号)
議案第23号 令和7年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
4号)
議案第24号 令和7年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第3号)
議案第25号 令和7年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第4号)
議案第26号 令和7年度西予市水道事業
会計補正予算(第5号)
議案第27号 令和7年度西予市簡易水道
事業会計補正予算(第4号)
議案第28号 令和7年度西予市下水道事
業会計補正予算(第6号)
議案第29号 令和7年度西予市病院事業
会計補正予算(第4号)
議案第30号 令和7年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計補正
予算(第2号)
- 3 代表質問

開会 午前9時00分

○宇都宮議長

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番酒井宇之吉議員、1番まつもと議員を指名いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

去る2月24日の本会議における議案第29号「令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)」について、まつもと議員からの御質問についてお答えさせていただきます。

予算書3ページ、第6条他会計補助金の補正にあります(9)経営支援補助及び(10)事業会計経費補助について御説明いたします。

まず、(9)経営支援補助につきましては、政策的医療交付金4億8000万円の財源となっております。このうち(1)研究研修費補助、(5)医師確保対策補助、さらに予算書13ページ、1款病院事業収益、2項医業外収益、4目負担金及び交付金の補正による調整を経営支援補助で行っているものでございます。

次に、(10)事業会計経費補助につきましては、(2)の共済追加費用補助、(4)基礎年金拠出金補助の減額分の調整を行うものであります。

続きまして、予算書5ページ、1款病院事業収益、2項医業外収益、6目長期前受金戻入についてでございますが、これは企業債元金償還金に対する繰入金によるものでございます。当初予算計上時には、計画に基づく繰入金割合で計上しておりましたが、今年度から元金償還金に対し100%繰入としていることから、差額分を再計算いたしまして調整するものでございます。

次に、3項特別利益、3目その他特別利益につ

きましても、元金償還に対する繰入金のうち長期前受金戻入に相当する部分となります。補助金等につきましては、翌年度から減価償却費と同様に長期前受金戻入として経理処理いたしますが、企業債の元金償還については期間がございますので、償却期間と償還期間の差により生じる差額分を特別利益として、経理処理しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(日程2)

○宇都宮議長

次に、日程第2、議案第22号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第9号)」から議案第30号「令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの9件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長山本英明議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

〔山本総務常任委員会委員長登壇〕

○山本総務常任委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月24日の本会議におきまして、当委員会へ付託されました議案1件につきまして、25日に委員会を開催し、審査を行いました。その経過と結果につきましては、今より御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりでありまして、議案1件は原案のとおり可決決定をいたしました。

これより、議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告させていただきます。

議案第22号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第9号)」につきまして、財政課所管分では、各事業の実績見込みによる起債の目的ごとの限度額の変更及び金利上昇の動向を踏まえ、借入利率の上限を変更している。それにより市債を2億5530万円減額し、総額17億2710万円としているとの説明に対し、委員から借入利率の変更等

について質疑があり、西予市では、主に財務省所管の財政融資資金を活用しているが、その貸付金利は毎月国債の流通利回りを参考として決められており、その利率をもって当月の借入れを行うこととなっている。現在、地方債の利率が非常に上昇しており、例えば 12 年償還の過疎対策事業債については令和 6 年 2 月 1 日時点では 0.7%であったが、令和 8 年 2 月 1 日時点では 2.1%となっている。それに伴い、今回の地方債補正でも利率の上限を 4%以内に引き上げている。令和 7 年度の起債については、通常、令和 8 年 5 月に借入れを行うが、繰越事業があった際には、その借入れが翌年 3 月となる場合もあるため、さらなる金利上昇により借入れができない事態を回避するため、先を見越して少し高めの上限設定をしているとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分では、地域公共交通確保維持改善事業において、運行事業者において過疎化に伴う収入減少と人件費の高騰による欠損拡大に加え、国庫補助等の特例終了による減額が影響し、生活交通バス路線維持・確保対策事業補助金を 1772 万円増額しているとの説明がありました。委員から増額分における人件費の割合について質疑があり、国の補助金減額が 900 万円程度あり、それを差し引いた分が人件費と収入減による増額分となるとの答弁でありました。

政策推進課所管分では、第 3 次西予市総合計画の策定について質疑があり、令和 7 年 5 月に策定方針等を立てて、ワーキンググループの職員等のメンバー選定を行い、策定をスタートさせている。現在の第 2 次西予市総合計画についても、西予市の最上位計画であるため、コンサルタントに任せるのではなく職員自らという考え方で作成しており、第 3 次総合計画についても、引き続き職員自ら取り組んでいるところであるとの答弁でありました。

学校教育課所管分では、学校給食費の適正管理を図る公会計化を進めるため、国の補正予算を活用したシステム導入に係る経費を計上しているとの説明がありました。委員からは、公会計化のシステムについて質疑があり、学校給食費システムについては、給食を利用する児童・生徒、教職員の各種情報、喫食数又は口座情報などを管理し、学校給食費の計算決定を行い、既存の学齢簿シス

テムや口座振替システムなどと連携して、学校給食費の適正な徴収業務を行うものであるとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。
令和 8 年 3 月 4 日、総務常任委員会委員長山本英明。

○宇都宮議長

次に、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

〔酒井厚生常任委員会委員長登壇〕

○酒井厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を行います。

去る 2 月 24 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 6 件について、2 月 25 日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

議案 6 件については、お手元に配信のとおり、原案可決決定をいたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告をさせていただきます。

議案第 22 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」健康づくり推進課所管分では、医療機関新規開業促進事業 5003 万 6000 円の減額補正について、新規に開業する医療機関がなかったことから、事業費を全額減額するとの説明がありました。委員からは、事業の今後の見通しについての質疑があり、愛媛大学大学院医学系研究科小児科学講座と医師派遣の協議をこれまでも行っており、現在は、大規模病院においても小児科医不足で派遣困難な現状だが、将来は産休・育休医師の復帰により、派遣の可能性もあるとの見解を示されました。このため、現在の制度を見直すより、将来の医師確保の機会を逃がさぬよう、大学等との連携を強化し、派遣や開業につながる可能性を、継続的に探っていくことが重要と考えている。令和 8 年度の当初予算に計上してはいないが、引き続き可能性を探り、開業する医師が見込まれる場合は、補正予算として対応していきたいとの答弁でありました。

予防接種事業について、インフルエンザワクチ

ン等の定期予防接種数が見込みより少なかったため、予防接種委託料等 2450 万円減額補正を行ったと説明がありました。委員から、高齢者の带状疱疹定期予防接種の接種状況について質問があり、今年度は3割程度の接種者を見込み予算計上していたが、現時点では接種者は 19.1%となっているとの答弁でありました。

がん検診等事業の減額補正では、がん検診等の受診が減った理由について質疑があり、検診受診率が伸び悩んでいる理由としては、職場検診や個人で直接医療機関を受診している方の把握ができていないことが一つの要因として分析をしている。また、健康づくりに関するアンケート調査の回答には、忙しい、病気が見つかるのが怖い等といった理由で受診に結びつかない方があることも、把握しているとの答弁でありました。

子育て支援課分では、保育支援事業の病児保育業務の委託先について質疑があり、市のスマイル保育園に委託をしており、病児保育と事業所保育があり、事業所保育については3歳未満の子どもを受け入れるとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和8年3月4日、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉。

○宇都宮議長

次に、産業建設常任委員会委員長河野清一議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

河野清一議員。

〔河野産業建設常任委員会委員長登壇〕

○河野産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る2月24日の本会議において、当委員会に付託されました議案4件について、2月25日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案4件につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより、議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第22号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第9号）」林業課所管分の市産材利用促進

事業では、現在の実績について質疑があり、資材の高騰等もあり申請が伸び悩んでいる。現時点での申請件数は10件で、年度末までの実績見込み件数が当初の想定より少なくなる見通しのため、その分が減額になっているとの答弁でありました。

農業水産課所管分の田んぼダム推進事業では、この事業は宇和地区の集落ごとに、順次推進していくと聞いていたが、減額となったのは対象集落の1つが引き受けてもらえなかったという解釈でよいかとの質疑があり、当初予算では2つの集落分の申請を見込んでいましたが、西予市財政危機脱却プラン2025との兼ね合いから、事業の進め方を緩やかにし、今年度については1集落分のみの実施としたため、1集落分を減額としているとの答弁でありました。委員から、平成30年7月豪雨以降、順次実施している田んぼダム推進の取組が市民の安全につながるよう、今後も推進していただきたいとの意見がありました。

経済振興課所管分のジオパーク推進基金事業では、株式会社ぞっこん四国から寄付された寄付金について、ジオパーク推進基金は来年度に廃止が決まっているが、この寄附金は地域振興基金の中で、ジオパークに用途を限定して使われるかとの質疑があり、ジオパーク推進事業に直接充当する考えであるとの答弁でありました。

建設課所管分の野村地区都市再生整備計画事業では、現在施工中の交流広場は進捗率が約50%で、完成は令和9年1月末を予定している。一方、来年度以降に整備予定のレクリエーション広場については、人件費や物価高騰により事業費が増加していることから、使用する材料や整備内容を精査し、再度委託を行うことでどの程度事業費を抑えられるか検討するために、設計変更委託料を計上しているとの説明がありました。

議案第28号「令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第6号）」については、処理場費における委託料が減額になった理由について質疑があり、処理場維持管理委託料については入札の結果、契約額が見積額を下回ったため減額となった。

また、汚泥運搬委託料及び汚泥処分委託料については、令和6年度から永長地区と神野久地区が農業集落排水から公共下水道に接続したことにより、処理能力が向上し、汚泥の発生量が減少したため、減額となっているとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和8年3月4日、産業建設常任委員会委員長
河野清一。

○宇都宮議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議案第29号「令和7年度西予市病院事業会計
補正予算（第4号）」について、原案に反対者の
討論を許可いたします。

1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

議案第29号「令和7年度西予市病院事業会計
補正予算（第4号）」について、反対の立場で討
論いたします。反対の理由は、第6条他会計から
の補助金の補正部分です。

当初予算の第9条で一般会計から病院事業会計
へ受ける補助金の額を項目ごとに定められていま
す。今回の補正は、実績による減額とそれによる
予算の組替えですが、項目によっては国の交付税
措置があるものがあり、実績による減額補正で交
付税の減額が予想されます。

また、（2）共済追加費用補助、（4）基礎年
金拠出金補助の減額分が（10）の事業会計経費補
助に組み替えられています。この3つは政策的
医療交付金4.8億円外と説明をもらいました。令
和7年11月28日に閣議決定し、12月16日に成
立した国の補正予算の中で、病院経営の物価高騰
と賃上げの支援もあり、項目ごとの交付税措置が
もし減ったとしても、直ちに一般財源を圧迫して
いるとは評価できませんし、令和8年度には不採
算地区病院における特別交付税措置の基準額を
30%引き上げる方針が国の地方財政計画で示さ
れていて、病院の財政状況の改善には期待をして
いるところではありますが、私が問題視したのは、

（1）研究研修費補助と（5）医師確保対策補助
の大幅な減額と、それを（9）の経営支援補助に
組み替える体制です。

私たち住民が、不安を抱えながらも、指定管理
者制度に期待している点は、研究研修の充実によ
る医療・看護の質的な向上、さらには、働き方改
革も含めた医師確保なのではないでしょうか。そ
の部分への一般会計補助が、当初予算の約半分の
実績となり、中身の見えない経営支援補助に充て
られ、その額は1億を超えます。これが、病院医
療が充実し、住民の福祉の増進に資する経費であ
るなら構いませんが、協会運営には本部費が発生
しますから、私の立場ではそこは慎重に考えさせ
てもらいます。もちろん、実績によるものですか
ら、これに至った実情があるのだと理解しますが、
であるならば、直接、指定管理者から現状を議会
へお示しいただく機会を設ける必要があると考
えています。指定管理者の指定が決定してからこ
れまで一度もそのような機会はありません。

この補正予算の実績に伴って、当初予算の金額
も変動してしまっています。このままで本当に病
院の中身がよくなるのでしょうか。議会は今、病
院経営の中身については権限がありません。予算
上でしか意見が述べられないことを前提にした上
で、議員各位におかれましては、過去の公立病院
の運営項目ごとの補助額とも見比べていただき、
またこの予算がもたらす影響を今一度熟慮いた
だいて、御賛同いただきますようお願い申し上げ
ます。

以上で反対討論といたします。

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は原則採決システムを用いて行います。
議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わ
ったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時30分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前9時31分）
全員の入室を確認しました。

また、本日の採決について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

まず、議案第 22 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 22 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 22 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 23 号「令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 23 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 23 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 24 号「令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 24 号は原案のとおり決定することに、賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 24 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 25 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 25 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 26 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 26 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 26 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 27 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 27 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 27 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 28 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 6 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 28 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 29 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 29 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 29 号は賛成多数によって可決となりました。

次に議案第 30 号「令和 7 年度西予市野村介護

老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第30号は原案のとおり決定すること、賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第30号は賛成全員によって可決となりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時37分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前10時00分）
（日程3）

○宇都宮議長

次に、日程第3、代表質問を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

本日は代表質問に当たり、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

少雨が続く、渇水対策の心配もしていたところでございますけれども、最近のまとまった雨により、野村ダムの貯水率も70%近くまで回復し、一息ついたところであります。ただし、天気予報、長期予報を見ますと、今後の降水量も平年並みから少ない見通しが出ておりまして、注意が必要であるというふうに感じているところであります。少雨によります林野火災も全国で相次いでおりまして、火の取扱いは十分に注意をお願いいたします。

さて、本日から3日間に渡りまして6名の議員の皆様から代表質問並びに一般質問をお受けいたします。それぞれの質問に対しましては、丁寧かつ誠実に回答させていただきたいと考えております。

市政運営の根幹に関わることににつきましては私が回答し、専門的・技術的な分野につきましては、各部長を中心として回答させていただきますので、御理解をいただくようよろしくお願い申し上げます。

○宇都宮議長

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、発言を許可いたします。

フォーラムせいよ、二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

会派フォーラムせいよの二宮一朗でございます。

議長より許可をいただきましたので、会派を代表して質問をさせていただきます。西予市議会としては、久しぶりの代表質問となります。

昨日、私のうちに、郵便屋さんからピンポンとなりまして、出ていくと商品券ですということが届けていただきました。全世帯に配られるものではありますけれども、ちょうど私昨日誕生日でありまして、気持ち的に自分はうれしく思ったところでございます。今、現在、世界を見ますとアメリカがイランに侵攻したり、終結の見えないウクライナの戦争が続いている。こういう世界が分断に向かっているような不安定な状況の中ですが、ささやかですが、市民の皆さんにも喜んでいただければ、よかったのかなというふうに思っております。

昨年11月1日に4名の議員で会派フォーラムせいよを結成させていただきました。これまで、個人各々の議員活動を尊重しながらも、議会としての役割とはどうか、議会のあるべき姿は、とかなど議論をしながら議会活動をしてまいりました。西予市の現状と将来を議論しながら、全国の様々な分野での先進地での取組等を目を見て、説明を受け、質問や意見交換をしながら、西予市に置き換えると何ができるのか。取り入れるとしたらどんな方法があるのかなど検討研究をし、視察の成果としては、一般質問とか委員会質問において、行政の皆さんにお伝えをしてきたところでございます。

そういった中で昨年、財政危機脱却プランが発表をされました。そのことに対しては、二代表制の議会として、責任は重いものと自覚しております。なぜこのような結果になったのか。市民説明会での行政からの理由はそれとして、もう一方で、我々議会としての役割と責任を思ったとき、議員個人の意見は、一般質問等でこれまでも主張

はできていたとしても、議会として一つの案件に対する議論の場が圧倒的に足らなかったのではないかという思いがございます。議会として、行政の監視役と市民の声を政策に反映していくとの本来の議会の在り方、議会基本条例にのっとった議会にしなければならないと改めて反省をしたところでございます。そういった中で、我々ができる第一歩として、代表質問ができる会派を結成しようという思いでここに至ったということを御理解いただければと思います。

今後、代表質問ができる会派が結成をされ、会派同士の議論、また議会の中での議論が活発になっていくことが、二元代表としての議会の責任を果たす第一歩になると確信をしております。今定例会では我々だけでありますけれども、本日の質問は、今後西予市のあるべき将来・未来に重要なことだと考えて質問いたしますので、真摯な御答弁を御期待しております。

本題に入らせていただきます。1点目、人口減少に対する取組についてであります。

2004年4月1日、5つの町が新設合併をして西予市が誕生し、間もなく22年を迎えます。この間、約1万5000人、この人口減少と少子高齢化による生産人口の比率の変化によって、様々なところで深刻な状況が出てきております。

先月26日、厚生労働省が発表した令和7年の人口動態統計では、出生数が10年連続で過去最少を更新しており、至るところで予想推計よりも早く人口減少が進んでいる現状であります。この西予市においても現在、地域によっては区長さんとか役員さんの成り手がいないという問題。また、地域の環境整備をする担い手も不足していてままたまならないといった状況の御意見もお聞きをしているところでございます。既に、直面しているこのような状況を市としてはどのように考えられているのでしょうか。

これまで私からも、各議員からの質問においても、行政から手を入れることはできない。行政区から相談があつてから考えるというのが一貫した立場であったように思います。現在、示されております2040年・2060年の予測された人口減少の推移を考えてみても、なお、その考え方を見直すことはないのでしょうか。14年後、2万5000人、34年後、1万2000人は決して遠い将来ではありません。

ません。西予市合併後22年が経過し、今後のこれからを長期的展望に立って、一度、全体的にどうあるべきかを市民の皆さんと行政、議会もあわせて一緒に考える必要があるのではないかと思います。市としての考えをお伺いいたします。

また、27の地域においては、地域づくり活動センターと地域づくり組織によって、新たなコミュニティづくりを行っていただいております。また立場のすみ分けがありますけれども、見方によれば、リーダーが2人いることにもなります。地域によって状況は様々違うと思いますけれども、その運営に問題点はないのでしょうか。これまでの運営を振り返った中で、今後の課題とか、見直していかなければと思われることがないのか。現状の評価をお聞かせいただきたいと思います。

また、せいよ地域づくり交付金事業については、制度を変更しながら、現状の基礎型交付金と手上げ型交付金となっております。これまでの交付金事業を行う中で、特に手上げ型交付金に関して評価、また費用対効果では一概に言えないと思いますが、その後の地域にとってはどうだったのかなどを含め、交付金の資金としての今後の基金残高を見据えた事業の方向性についてお伺いをいたします。

また、子育て世代に対する取組は、管家市政の重要政策だと理解をしております。これまでも子育て世代への住宅政策とか、ちぬやパークの整備などを実施されてまいりました。今まで行ってこられた子育て世代への取組や政策が、子育て世代の皆さんからどのような評価を受けているのか。西予市を選んでいただくための政策になっているのか。子育て世代に対する実績に対して、市としての評価をお伺いいたします。

また、子育て世代の皆さんの働く場所を確保するという事は、西予市に住んでいただく重要な項目の一つであります。ここまで、どのような対策をされたのか。

また、企業誘致へのアプローチ状況と、企業誘致後の費用対効果、そして、補助金拠出に対しての市税への状況とか雇用状況はどうだったのか。メリットはどうだったのかなどをお伺いいたします。

次、2つ目の項目は地球温暖化防止への取組であります。

地球温暖化問題の最も有効な解決策は、温室効果ガスの削減だと言われております。温室効果ガスの中核をなすCO₂は、化石燃料を燃やすことで発生をいたします。したがって、地球温暖化問題は、エネルギーをできるだけ無駄にしない低炭素社会にシフトしていくことが急がれております。すなわち、省エネと密接に関わってくることから、その対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民等あらゆる主体が温室効果ガスの排出を自分のこととしてとらえて、その削減に向けた取組を積極的に行っていく必要があります。私たちの子や孫が安心して、この地球で生きていくためには、これらの対応が急務だと考えます。2015年のパリ協定を受け、日本は2030年までに温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することを掲げております。現在の達成状況について分かる範囲で教えていただきたいと思います。

しかしながら、現実を目を向けますと、パリ協定においては、世界第2位の化石燃料排出国であるアメリカがトランプ大統領就任により、2度もパリ協定から離脱をしております。とても順調に進んでいるとは思えませんし、国内の再生可能エネルギーの事業に関しても、決して順調に推移しているとは思えない状況と認識をしております。

今定例会、西予市での風力発電事業の中止を求める請願が出されております。また、太陽光発電においても、これまでも同じような状況が各地域で起こっているのも現実であります。なぜこのようなことが起こるのでしょうか。原因については、国が進めてきた事業として検証し、原因を究明しない限り前に進めるとは私は思えません。再生可能エネルギー推進に反対される方は少ないと思います。だからこそ見直されるべきではないかと考えます。再生可能エネルギー推進には賛成だけど、いざ、ここの地域となったときに、地元から反対の声が出てくる。結果だけを見れば、総論賛成、各論反対にしか見えてこないという状況になっております。では、どこかに課題があるはずですよ。

例えば、事業者から国への申請と認可の方法についてはどうなのか。地元への説明と御理解はどうなのか。地元自治体からの意見はどうなのかなど、また、この一連の流れについて見直すべき点はないのかなどを検証し、自治体からも国に対して改善の意見を上げていただきたいと思います。

順番を間違えるとできることであってもできなくなるというのは、これまでの様々な経験の中で理解をされている課題ではないでしょうか。

しかしながら現実、ここ数年の異常気象については、誰もが実感をされていることであり、周りもうまく進んでいないとか、また、この1,740ある自治体の一つぐらいだからとか、そのような考えの自治体がもし多くあるとすれば、日本にとって世界にとって、また、我々の子や孫たちにとって、本当に不幸な現実になることは間違いないと考えます。私は西予市がそういう自治体であってはならないと思います。このような事業を行うには、国からの予算がなければ事業を進めることが難しいのは理解できます。その前にやるべきことは、地球規模の深刻な課題に対し、向き合うのか向き合わないのか。我が地域では何ができるのかを示していくことがまず第一だと考えます。

全国では、様々な取組がされていて、成功事例も決して少なくはありません。1月21日から23日にかけて、会派の4名に加え、2名の議員を合わせて6名で視察研修に行かせていただきましたが、その視察先の一つに、新潟県長岡市が取り組んでおられる生ごみ、バイオマス発電事業でありました。

長岡市では、平成17年から低炭素社会の構築と再生可能エネルギーの促進をするために、生ごみバイオガス化施設に取り組み、民間と行政が連携をして行うPFI方式で株式会社長岡バイオキューブを設立し、電力会社への送電や電気自動車用の急速充電器の設置の普及推進をされております。実績としては年間2,000トンのCO₂の削減、また、EV車も当初より3倍以上普及をされておりました。実績もさることながら、事業開始まで、市民に理解をしていただくために、生ごみを分別してもらうために住民説明会を600回も開催をされていたという強い信念に感銘を受けました。

また、長崎県五島市の洋上風力発電事業においては、その事業の取組によって、五島市内でプロペラの生産という新たな産業創出をしておられました。もう1つ全国の洋上風力の監視システムとして、非常に対応するシステムを運営している企業もできておりました。

近隣においても、高知県梼原町においては、

2001 年から自然エネルギー100%を目指したまちづくり、取り組まれているのは御承知のとおりだと思います。ここにも少し前になりますけれども、小水力発電の視察で行かせていただきました。そこで、西予市ではこれまで地球温暖化防止についてどのような取組をしてきて、今後どう取り組まれるのかお伺いをしたいと思います。

西予市では令和5年3月に、10年間の計画で西予市エネルギービジョンが策定をされ、もうすぐ3年になります。計画に対するこれまでの取組はどのようなのでしょうか。ビジョンにおいては、西予市の再生可能エネルギーの可能性とかポテンシャル、基本方針や各ゾーンにおける取組に加え、新規事業の検討としては、明浜支所での太陽光発電、宇和中学校での地熱発電、浄化センターでは廃棄物バイオマスの利用、森林に放置されている資源の木質バイオマスや舟戸川での小水力発電など、具体的に明記をされております。これまでその事業に対しての取組状況と今後の可能性とか方針について、お伺いをいたします。

最後の質問になります。西予市の未来についてであります。合併してもうすぐ22年、西予市には前に述べたように、山積みする多くの課題に加え、昨年10月、西予市財政危機脱却プランが策定をされました。市民説明会では、なぜ現在の状況に至ったのかの要因として、旧5町の地域間のバランスに配慮したまちづくりを進めてきた、合併に伴う普通交付税の優遇措置、縮小に伴う交付税の減少への危機感の希薄さ、平成30年豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策などの優先事業のため、その他の取組が停滞したことなどの説明がありました。それに対しての市民の皆さんからは、多くの御意見もいただいたところであります。

議会としても二元代表制の一翼を担う立場として、今回の事態を重く受け止め、責任を感じております。今回はその責任のとり方として、議員歳費削減を選択いたしました。本当に大切なのは、これから議会がどのようにして、行政と向き合っていくのか、議会として、市民の皆さんの負託に対してどのように応えていくのかが問われているものと思っております。会派として、議長に対し議会の改革案をお示しして、改善を求めたところでもあります。提案された提案に対して、議会の

中で議論を尽くして行政と向き合う。また、市民の皆さんからの様々なお声を聞かせていただき、議会内で議論をして必要な政策提言を行う。これが選挙で負託された議会の最低限の責任だと自覚をしております。

また、現状に至った一つには、合併当時以来、市長選挙が行われていないこと、合併時の市長選挙以来、三好市政で2期、管家市長3期連続無投票であることも、自治体として大きな問題だと考えます。これは誰の責任とかの責任論ではなく、我々議会を含めて、市民として、全員で考えていかなければならないのではないかと考えます。

西予市は県内2番目の広い面積を有しております。だからこそ、課題はたくさんある。

一方で、海拔ゼロメートルから1400メートルの起伏に富んだ地域ということが西予ジオパークに認定をされております。それぞれの地域で多くの魅力もあります。今後、この西予市がどのような方向に向かっていくのが正解なのでしょう。

さきにも述べたように2060年、1万2000人の西予市、今我々が、皆さんが住んでいる場所はどうのような状況になるのか想像できるのでしょうか。私にはその状況が見えてきません。考えるのが怖いというのが本当かもしれません。2060年、34年後、今いる場所で買い物ができるのか。病院へ行けるのか。お寺や神社などは守れるのか。東南海地震や異常気象による災害のとき、声を掛け合うご近所はどうでしょうか。消防団は助けに来てくれますかなど、考えることはたくさんあります。34年後を想像できるような、また向き合っていくことが行政の責任として必要ではないかと考えます。1万2000人の市民がこの広い西予市で安全で安心して暮らせるまちになっていかなければならないのです。

管家市政3期目の折り返しに当たり、これまでの行政運営を通して、人口減少、産業構造と創出、地域の在り方、財政危機脱却に加えて、稼げる西予市、稼げる地域などもあわせて、西予市の未来をどのような方向に向かっていくことが、市長は常々言われております「住む人が暮らして安心を体感できるふるさと」になるのでしょうか。今後必要な政策や事業、そして2060年の西予市への向き合い方について、お考えをお伺いいたします。

未来の西予市へ、市民の皆さんとともに歩んで

いけることを願いつつ、代表質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

それでは二宮議員の代表質問に1つ目の質問、人口減少に対する取組について、まず、人口減少社会におけます自治会と行政との関係、また、自治会の維持に対する市の立場について、お答えをさせていただきますと思います。

本市は平成16年4月に合併をいたしまして間もなく22年を迎えようとしております。御指摘のとおり、人口は合併以来、約1万5000人減少いたしまして、少子高齢化の進展に伴います生産年齢人口の割合が大きく低下したということは地域社会の基盤を揺るがす深刻な事態であると認識をいたしております。

特に御指摘ございましたが、地域におけます区長、また役員の成り手不足、共助によります環境整備が困難になりつつあると。そういった問題は、本市が直面する大きな課題の一つであると考えております。

これらの状況を踏まえまして、西予市財政危機脱却プラン2025では、行政連絡委託業務の見直しを行い、地域の負担軽減を行うことといたしておりますが、行政区、いわゆる自治会の在り方そのものにつきましては、地域の皆様の意思を尊重することが基本であると考えております。自治会は、それぞれの地域で長い年月をかけて築き上げられた歴史や文化、そして住民同士の絆の象徴であり、自治活動の根幹をなすものでございます。

先の東日本大震災や本市が経験を行いました平成30年7月豪雨災害におきましても、自治会を中心とした共助の力が、避難支援や安否確認、さらには、その後の復興の取組において、極めて重要な役割を果たしてまいりました。このような観点から、市が長期的な展望に立った取組であったとしても、一律に自治会の再編を進めるということは、地域が培ってきた自主性や連帯感を損なう、そういった恐れがございます。慎重であるべきものと認識をいたしているところでございます。

しかしながら、まさしく議員御指摘のとおり、2040年また2060年の将来人口推計を見据えたとき、現状維持が困難な地域が増加していくことは明らかでございます。これまでの行政区からの相談に応じてという基本路線は維持しつつも、今後はより一歩踏み込みまして、自治会の統合事例や手続の紹介、また、各地域が将来の姿を自ら描けるよう、地域づくり活動センターを中心とした地域課題の解決に向けた取組など、情報共有と支援体制を充実させてまいります。自治会の自主性を尊重しつつも、地域が限界を迎える前に、将来に向けた前向きな議論が行えるよう、丁寧な情報発信と環境整備に努め、持続可能な地域コミュニティの形成を支援してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長登壇〕

○大野本政策企画部長

ただいま御質問をいただきました人口減少に対する取組について2つ目の地域づくりの現状、課題、また交付金事業の今後について答弁をさせていただきます。

本市では、平成23年度より自分たちの地域を自分たちの手で基本理念に掲げ、地域主体による課題解決型の住民自治を推進してまいりました。

これまでの活動を通じまして、行政主導ではない地域主体の取組こそが、地域の活性化を支える原動力であることを認識しております。こうした活動の活発化が進む中、地域づくり活動の拠点とされておりました公民館に対するニーズも変化を生じ、従来の公民館の枠に収まらない多様な展開が見られたことから、令和5年度より拠点施設を地域づくり活動センターへと移行をいたしました。地域任用職員制度の創設等と相まって、住民自治の基盤は着実に強化されていると評価をしているところです。

一方で、今後の課題といたしましては、持続可能な活動資金の確保であると感じております。現在の地域づくり活動については、市からの交付金が主な原資となっておりますが、安定した財源確保に向け、今後は、地域版ふるさと納税の強化に加え、企業版ふるさと納税の活用や民間企業との

提携、協働など、多角的な視点から外部資金の導入検討を進め、地域づくり活動のさらなる充実に地域とともに努めてまいります。

議員御指摘のお二人のリーダーという側面につきましては、地域づくり活動センターと地域づくり組織はそれぞれ行政と住民という異なる立場ではありますが、これまで大きな問題はないととらえておりまして、両者が密接に協働することで多様な住民ニーズにこたえ、人口減少社会に対応できる持続可能な体制づくりに努めているところであります。

また、地域におきましては、地域づくり組織と自治会が互いに連携、補完し合う対等なパートナーとしてそれぞれの役割を果たしてきており、その結果、地域主体の取組が進み、地域の活性化に寄与してきたと認識をしております。

しかしながら、一部の地域におきましては2人のリーダーが存在することで、意思決定の方向性に相違が生じまして、足並みがそろいにくいといった課題や人口減少に伴う深刻な担い手不足によりまして、役員の兼職や選出に苦慮している現状もございます。本市といたしましてはこれまで同様、センターと地域づくり組織は引き続き協働しながら、ともに地域づくりを進めてまいります。

また、地域づくり組織と自治会においては、各地域の自主性を尊重しつつも、効率的で持続可能な体制を構築するため、今後は、組織の一体化といった手法も有効な選択肢であると考えております。地域にとっても真に必要なものは何かを問い直し、実情に応じた柔軟な住民自治の在り方について、地域との対話を重ねてまいいる所存であります。

続きまして、地域づくり交付金事業についてお答えをさせていただきます。

本制度は、平成23年度の創設以来、住民自治を支える主要財源として、大きな役割を果たしてまいりました。

特に、手上げ型交付金につきましては、平成28年度の導入以降、25地域で延べ229件、これは121事業になりますが、総額で約2億9000万円を交付しており、住民自らが課題を解決する地域力の向上に大きく寄与したものと高く評価しております。

一方で、財政的な持続可能性については、極め

て強い危機感を持っております。現在、交付金原資の多くを地域振興基金からの繰入に依存しておりまして、年間約1億2000万円支出している現在の規模が継続した場合、令和22年度には基金が枯渇する見通しでございます。

こうした状況を鑑み令和7年度において、円卓会議での議論を経て制度を見直し、令和8年度から手上げ型交付金の総額を1000万円減額することとしております。しかし、将来の人口構造の変化や財政状況を見据えれば、これまでの延長線上ではない抜本的な見直しが避けられない局面にあると認識をしております。そのため、通常3年に一度実施しております円卓会議を令和8年度にも継続して開催し、これからの中長期的な視点に立って、持続可能な交付金制度の再構築に向けた調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

ただいまの御質問の子育て世帯に対する取組の実績をどのように評価しているかとの御質問にお答えいたします。

本市の子育て支援は、単に施策の数を増やすことを目的としたものではなく、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを明確な方針として掲げ、総合的な強化を図ってきたものでございます。

主な政策の柱は、1つ目に子育て世代の経済的負担の軽減、2つ目に安心して子どもを産み育てられる環境整備、3つ目に若者の流出抑制と移住定住の促進、4つ目に教育、保育インフラの充実による地域全体で子どもを支える体制づくりの4点でございます。

令和4年度には63名の職員で構成するせいよ将来人口究明対策プロジェクトを立ち上げ、仕事、結婚、育児の3分野において施策を検討し、これまでにないスピード感と実効性を持って事業を展開してまいりました。

また、令和5年度を少子化対策強化元年と位置づけ、プロジェクトチームが提案する15の事業のうち9事業を実施し、さらに、愛媛県の人口減少対策施策による補助制度も積極的に活用しながら

ら取組を進めております。

これまでに実施した主な事業といたしましては、ちぬやパークを活用した子育て支援、異業種交流による若者の出会い創出、空き家購入支援、リフォーム支援などの住宅施策、令和4年度以降で新規14事業の創設、子どもの医療費助成の18歳までの拡充などがございます。これらの取組により、各課が連携し、市全体で子育て世帯を支える体制が整備され、市長の強いリーダーシップのもと、大きく前進したものと考えております。

しかしながら、人口減少の流れを大きく転換するには、依然として厳しい状況にあります。本市の出生数は、令和元年度の192人から、令和7年度には108人と見込まれるなど、死亡者数が出生数を上回る自然減、それと転入人口が転入人口を上回る社会減が重なり、人口の急激な減少が進んでおります。

愛媛県では、人口減少対策は日本全体の最重要課題と位置づけ、厳しい現状に立ち向かい、人口減少スピードの緩和を図るため、オール愛媛の総力を結集する官民共生による連携強化と若者視点の重視を徹底し、自然減、社会減対策の施策を総動員する方針が示されております。

本市といたしましても、事業内容を精査しつつ、限りある予算の中で、今後も県が示される補助事業を最大限に活用しながら、実施に向けて検討を進めてまいります。また、子育て期の負担軽減として、公立小学校の給食無償化をはじめ、保育料や医療費の無償化は本市のように財政力が弱い自治体にとって大きな負担となることから、全国一律の水準を実現するためにも、国による財政支援のさらなる拡充が必要であると考えております。今後も事業効果を検証しながら、全庁一丸となって取組を継続してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

続きまして、子育て世帯の働く場所の確保について御答弁いたします。

市としましても、子育て世代が本市を選択していただく上で、就業の場の確保が重要であると認

識しております。その一つ的手段として、企業誘致がございましたが、これまでも味のちぬやをはじめとした製造業を中心に、雇用の場の確保に向けて、誘致活動を展開してきたところです。

現在のアプローチ状況につきましては、本年度本格的な企業誘致元年と位置づけ、企業誘致活動を中心的に担う担当職員を経済振興課に配置して、積極的かつ戦略的な誘致活動を展開しており、県内外の企業に対し、直接訪問による情報提供に加え、各種ビジネスイベントを通じた新たな接点を創出するなど、多様なチャンネルを活用しながらアプローチ活動を展開しております。

また、財源に愛媛県の補助事業を活用し、シンクタンク機関と連携して、西予市への進出が見込まれる企業の調査、分析作業も進めており、調査結果に基づいたターゲット企業の選定により、より効果的な誘致活動を展開していく計画としております。

さらに、令和8年度には財政危機脱却プランを踏まえた中で、市が所有している遊休施設を本市に興味を持つ企業に紹介する遊休資産活用型企業誘致バスツアーを実施する計画であり、南予地域における本市の地理的優位性や事業ポテンシャルを現地で確認していただくことで、進出意欲の向上を図るとともに、あわせて遊休資産の売却も進めていきたいと考えております。

次に、企業誘致の費用対効果につきましては、企業誘致自体が同じような課題を持つ地方自治体間における争奪戦となっている中で、本市も企業誘致条例を制定し、固定資産税の減免及び企業立地、ランニングコスト、雇用に対する各種奨励金を設けることで、本市への企業進出を後押ししております。

これらの奨励措置により、一時的には市の負担が発生しますが、多くの企業が進出していただくことで、将来にわたり、固定資産税や法人市民税など、進出企業による税収増加が見込まれるとともに、市内における雇用創出や従業員やご家族の転入などにより、地域経済の活性化や人口減少対策にもつながっていくものと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

続きまして、地球温暖化防止への取組についてお答えいたします。

本市の地球温暖化防止対策の取組について、これまでの実績でございますが、本市では、平成18年度から、ごみの分別収集によるリサイクルを推進し、可燃ごみの削減に注力することで、温室効果ガスの排出を抑制しております。

また、設備導入の支援につきましては、令和4年度から、県の補助事業を活用した新エネルギー設備等導入費補助金により、蓄電池等の導入を促進いたしました。

さらに令和7年度は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した西予市省エネ家電買替促進事業補助金を実施し、消費電力の大きいエアコンや冷蔵庫の省エネ製品への買い替えについて支援しております。

計画策定の面では、令和5年度に市役所自らが模範となるための地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、LED照明の導入等を順次進めております。加えて、令和7年2月には市民、事業者、行政が一体となって取り組むための区域施策編を策定いたしました。今後は、この計画をロードマップとし、市全域での対策を展開してまいりたいと考えております。

なお、本市の温室効果ガス排出量は国の示したデータから2013年度比で、2022年度の数値でございますが、29%削減されており、この計画により対策を実施することで、2030年度には46%減を目標としております。

次に、西予市エネルギービジョンについてでございますが、本ビジョンは国の2050年カーボンニュートラル実現を見据え、本市の地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入と、省エネ化を総合的に推進し、具体的な検討事業として、地域ごとに異なる特性を生かして、課題解決につなげるため、市内5町を沿岸部ゾーン、盆地ゾーン、山地ゾーンの3つのゾーンに分け、先ほど議員が紹介いただきましたように、沿岸部ゾーンでは、太陽光発電の導入を、盆地ゾーンでは、地中熱、太陽光、廃棄物バイオマスの利用を、山地ゾーンでは、小水力発電の導入と木質畜産バイオマスの利用に関する取組を設定し、環境に優しいまちを

目指す指針として、令和5年度に策定いたしました。

令和6年度におきましては、次の展開に向け、国の補助金を活用し、計画の中でも、ポテンシャルが高いと見込まれる公共施設での太陽光発電や小水力発電に関する詳細調査を計画しておりましたが採択には至らず、その後は、財政状況を踏まえた中で計画を見合わせている状況にあるため、具体的な新規事業は進んでおりません。

現在、本市は厳しい財政状況にあり、財政危機脱却プランを推進していく中では、多額の初期投資を伴う再エネ設備の導入は、慎重な判断が求められる局面であると認識しております。

しかしながら、脱炭素化の流れはとまるものではなく、現在は、次なる展開への準備期間と捉えております。引き続き、国や県の補助制度の動向を、鋭敏に注視し、本市の地域実情に適した費用対効果の高いエネルギー導入の実現に向けて研究を継続してまいります。

なお、野村ダムでは、未利用の水力エネルギーを有効活用した再生可能エネルギーによるカーボンニュートラルの推進とダム所在地の地域振興を図る目的で、新たに増設する発電所を民間の資金及び技術力を活用し、効率的な整備や維持管理、運営を実現するハイブリッドダムの取組を進められております。地球温暖化防止は、行政のみならず、市民、事業者の皆様との協働が不可欠です。今後も、社会情勢を的確にとらえ、持続可能な西予市の未来に向けた取組を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

代表質問の最後の項目だったと思いますが、西予市の未来について、また、3期目の折り返しに当たってどう考えるかという質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

3期を振り返れば私が市政を預らせていただいて、これまでの歩みは、豪雨災害やコロナの感染症といった未曾有の困難に対しまして、市民の皆様とともに立ち向かい、そして、復旧・復興と地域経済の再生に奔走した日々でありました。そ

の中で、私が一貫して掲げておりましたのは、暮らして安心が体感できるまちづくりという理念でございます。そのような理念のもとで地域医療につきましては、指定管理者による新たな運営の体制のもと、市民の皆様が将来にわたっても、医療を受けられ続ける安心の基盤を確保すべく取り組んでいるところであります。

また、本市は今、人口減少そして財政悪化という大きな課題に直面しております。今こそ改革を進め、そして、持続可能なふるさとを守ることが重要であります。私の目指す将来像は、人口が減る中であっても、地域資源を磨きながら、市民一人ひとりが西予市に誇りを持ち続けられるまちを築くことであります。その実現に向け、財政危機脱却プラン 2025 に基づき、令和8年度から3年間を集中改革期間として、行財政改革の抜本的な立て直しを確実に進めてまいります。

そういった中においても特に、人口減少対策については、将来にわたって暮らし続けられる西予市とするためには、最優先で取り組まなければならない課題であります。人口減少を見据えながらも、年間の出生者数を130人から150人といった具体的な目標を立てながら、市民の皆さんのお声を聞きながら、出会い、そして、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフステージに応じた効果的な施策に取り組んでまいります。

また、人口減少対策にも大きく関係いたしますけれども、市内に若者が働き続けられる職場の創出をあらゆる知恵を絞って積極的に行います。たとえ大きな企業でなくても、西予市の特性であります災害が少ない、また地理的条件、そして、この西予市の周辺にある山林のもの、そして西予市が海拔ゼロから1400メートルの中に有するいろんな第一次産業をはじめとするそういう生産性のあるもの、そういう特性とマッチした企業誘致を進めていきたい。そして、地域の稼ぐ力というものを強化したいと考えております。

そのためには連携と協働による、民間のノウハウ、スキルの活用が必要であると考えております。行政も一緒にやりながら、情報の提供も行いますし、そして、一緒に汗をかきながら、民間の資金力そして、今までの経験知恵というノウハウなども取り入れる。そういうことをしながら、企業誘致、働く場の確保に努めていきたいと思っております。

以上のようなことを成し遂げるためには行政の在り方、そして、地域と行政との関連性そのものを時代の変化に合わせたアップデートしていかなければなりません。市役所組織、そして市民の皆さんとともに、これまでの常識を打ち破る意識改革を力強く推し進めていく覚悟であります。希望ある西予市を未来の次の世代につないでいけるよう全力で取り組んでいくという決意を持っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

以上で代表質問を終結といたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月5日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 酒井 宇之吉

同 議員 まつもと みき

第 3 日

3 月 5 日（木曜日）

令和8年第1回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|--------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和8年 3月 5日 | 教 育 部 長 | 谷 川 和 久 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 明 浜 支 所 長 | 竹 内 克 之 |
| 1. 開 | 議 令和8年 3月 5日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 文 人 |
| | 午前 9時00分 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多喜恵 |
| 1. 散 | 会 令和8年 3月 5日 | 三 瓶 支 所 長 | 浅 野 幸 彦 |
| | 午前11時56分 | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 沖 野 貴 洋 |
| 1 番 | まつもと みき | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 事 務 局 長 | 池 田 いずみ |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 議 事 係 長 | 瀧 川 健 二 |
| 4 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 欠 員 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | | |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 13 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 会議録署名議員 | | | |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | | |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 宇都宮 明 彦 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 大 野 本 敦 | | |
| 生活福祉部長 | 麓 寿 春 | | |
| 福祉事務所長 | 長 野 静 香 | | |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 | | |
| 建 設 部 長 | 安 岡 克 敏 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |
| 消防本部消防長 | 宇都宮 憲 治 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(2 番 大森揚子、3 番 山下昌和)
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

開会 午前9時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番大森揚子議員、3番山下昌和議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、18番酒井宇之吉議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

おはようございます。

2点につきまして、通告案件について質問をさせていただきます。

前段が非常に私の一般質問が長くなるようでございますが、本日も多少なりとも世の動きっていうものを、やはりお話ししたいと思うんですが、まず議会が1名の欠員になるということがこれほど寂しいものであるかという考え方が私はあります。寂しい思いであります、やっぱり議会18名が同士のようない気持ちがありましたけれども、このような寂しさを感じながらしているところでございます。

また、世界に目をやりますと、非常に強権なリーダーが生まれて、その人たちが自分の価値観、そして考え方で、世界が翻弄されているというような感じがいたしております。イランにしましても、ロシアのウクライナ侵攻にいたしましても、非常に国が変わることによって、世界が変わる。

また、リーダーが替わることによって世界が変わる。そのように思います。

日本においても、先般の衆議院議員選挙で、高市総理大臣が誕生しました。非常に圧勝でございましたが、できれば民の言葉を聞きながら、国政を進めていただきたいなと思います。国が変わることによって地方の自治体も変わります。リーダーが変わることによって、また、それぞれの自治体も変わっていくであろうと思うし、自治体が変わる、首長が替わったら市民の考え方も変わるという考え方の中で、今回の意識改革についての質問を準備をさせていただきました。

意識改革っていいですよと、正直申し上げまして、人権の問題もありますし、外国人問題、そして、LGBTQの問題とか、そういう問題もありますし、その辺りも含めて、そして社会が変わってAIの時代になって私どもそれに合わせた意識改革をしないとイケない時代になっている。そして、自分のように年齢がきてきますと、体力の衰えや、やはり知能、やはり対応力も落ちてきておりますので、その辺りも含めて、私自身も意識改革を進めていかないとイケない。そのような中で、今回の財政危機脱却プランについての人口減少に対する意識という形の2点についての質問事項項目を用意させていただきました。

質問趣旨につきましては、これから説明いたしますが、意識改革をしなければならない状態が今西予市民の中に来てると思っております。西予市民もそうですけども行政の首長、議会もそうですし、理事者もそうであろうと思います。

市政懇談会を行いました市民の意識改革についてお尋ねをいたします。私も10回やりました中で、9回は参加させていただきました。市民からの質問は多岐にわたりありまして、いろんな質問があったと記憶しております。そして1つだけ、市民のほうからありましたのは、理事者今回、市政懇談会を昼間やっていただいた。これのお礼が、私のところへ届いておりますので、この席を借りまして報告をさせていただきます。

本題に入りますが、市政懇談会の成果と問題点についてまず問わせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

それでは、市政懇談会での市民の意識について、お答えをいたします。

先ほどもありましたように今回全 10 回にわたる市政懇談会は、西予市が直面する財政危機の現状を市民の皆様と共有し、変革への理解と協力を直接求める最初の一步として開催をいたしました。その結果、市民の皆様の意識には、大きく分けて 3 つの変化が生まれたと受け止めております。

第 1 に、市の危機的財政状況の共有が進んだということです。市が財政危機脱却に向けたせいよ変革宣言を行い、厳しい現状を市民の皆様と共有できたことで、現実への共通理解が広がりました。

第 2 に、行政の覚悟に基づく、身の丈に合った行財政運営への理解が深まったことであります。行政自らが痛みを伴う改革姿勢を示したことで、合併以来、先送りにしてまいりました身の丈に合った行財政運営への転換をともに考えるための土壌が形成される機会となりました。一方、このことが、西予市に対する期待や思い入れが薄くなることにつながるのではないよう、財政危機脱却プランの進捗状況や目指す将来像などを市内外に継続的かつ分かりやすくお伝えすることが重要であると認識をしております。

第 3 に、自立・協働への意識転換へのきっかけとなったことです。市民の皆様との対話の中でも、地域独自の財源を確保しようとする地域版ふるさと納税の獲得に向けた意欲的な提案や取組、それから今回の物価高騰対策の商品券の配布業務を地域づくり組織が受託するといった動きも受容の先にある前向きな自立の兆し、自分たちの手で地域をどう守り、稼いでいくかという前向きな当事者意識への変容と、行政との協働が具体的に進展していくものととらえております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

この財政危機に陥った原因についてはいろいろな解釈あると思いますが、理事者側もあると思いますけど、まだまだ私は合併以前から議員をやっておりますので、合併協議会の中で積み残した事業を前市長から始まって管家市長、そして、そ

の財源がまだ準備できる段階の合併債があるのは令和 5 年までだったと思うんですが、そこまで何もかもやってしまおうとした結果であろうと思っておりますが、私はほかに、実際 1 つ原因があるのは、4 万 7000 人の合併当時の人口が 3 万 3000 人になった。発表したときは 3 万 3000 人ぐらいだったと思うんですが、その辺りのところで 4 万 7000 人の状態を 3 万 3000 人の間で、行政サービスなんか 4 万 7000 人のままやっていたという形があります。

日本の国が今よく言われているのが、8 掛け社会ということが言われております。日本の人口はこれから 8 掛け 8 掛けで減っていく、そのような形の中で行政、役人を対応していかなければいけないというような意見が出ておりますが、西予市の場合は 4 万 7000 人が 3 万 3000 人になった時点では、7 掛け行政になってるわけです。7 掛け行政になってるのに、4 万 7000 人の行政をそのままやってしまった結果がこんなになったと捉えております。それに対して、市民がしっかりと認識してやってればいいんですが、4 万 7000 人のままの行政社会を享受しないと不平不満が出る。そしてまた、旧町ごとのやはり意識がまだまだ脱却されてなかったというようなところは私はあるんじゃないかと考えておりますが、次に、質問をいたしますが、職員の意識改革ということが、先般ありました。それより先に私ちょっと言いますが、行政の身の丈に合った行政運営ってのはどんなものであるかっていうことを考えてみたんですけども、やはり人口が減ったり、例えば極端に減ってる旧町があります。それはやっぱり 5 割社会になるところがあるんです。やはり 5 割社会になるところは、合併したときに 5000 人になったのが 2500 人になってるとか、そういうところはやはり 5 割社会の対応を、行政でも、教育でも、社会でも、そして産業でも、それぐらいの考え方で意識改革をしてやっていかなければいけない時代になってるということを認識した上で、今回の質問をさせていただきました。

職員の意識改革、先般の中で、職員の数を私はしつこく聞かせていただきました。詳しく聞かせていただきました。職員というのは一般職員から会計年度任用職員からいろいろあったようでございますが、答弁の中で、これからは職員の意識改

革が非常に重要であるという答弁がございました。それに対して、職員の意識はどのように変化したか。そして、当初予算への反映、影響はどんなになっているか。これらのこれからの職員全体、各個人の能力や意識を向上するための対策は、これからどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の意識改革につきましてお答えをさせていただきます。

財政危機脱却プランの実行に際しましては、市民の皆様にも正しく情報をお伝えするために、まず職員の意識改革が必要不可欠でございます。本市の財政危機はこの危機意識の欠如というものが大きな要因であったと、これはこれまでの市政懇談会等々でも申し上げてきたところでございます。この危機意識の欠如という課題、この克服なくして、今後いかなる改革も実効性を持ち得ないと考えております。

意識改革の流れといいますか、この1年の取組ですけれども、この改革プランの策定とあわせまして、職員の意識改革にも重点を置く取組を積極的に進めてまいりました。職員の改革に対する意見の募集、若手職員の査定への参加、幹部職員によります庁内検討委員会、また、延べ600人規模の財政勉強会の開催など、組織全体で危機を共有する機会を重ねるとともに、改革の進捗状況や市政懇談会の議論内容を随時共有いたしまして、改革の方向性を確認できる環境づくりを進めてまいったところでございます。

改革プランには45の取組項目がありまして、細部にわたりますと実に500件以上の改革案に着手をいたしました。予算の反映でございますけれども、令和8年度当初予算に反映可能なものにつきましては、一部調整項目が残っておりますけれどもほぼ反映をいたしまして、令和8年度以降の取組も予定どおり、準備を進めているところでございます。

8年度当初予算の改革の効果額は約4.6億円でございます。財源不足は3億円程度まで圧縮をしまして、期首の財政調整基金残高も10億円を確

保できる見通しとなっております。この成果は、職員一人ひとりの意識の変化、改革の当事者としての行動により生まれたものでございます。先送りをしてまいりました課題解決に、職員一丸で取り組んできた結果であると考えております。

また、査定の中におきましても、それぞれ職員の改革に向けた姿勢が増えてきておりますし、査定における資料の精度も向上しております。現場レベルでの意識変化も実感をしているところでございます。

また、職員は、地域や団体への事前説明も十分にさせていただいております。その調整の結果も、この予算の反映ということにつながっているかと思っております。職員も努力、協力をしながら、今回の財政危機脱却プランの実行、行財政改革に取り組んでいるものと感じております。

また、時間外勤務手当でございますが、従来約1億円年間かかっておりましたが、令和7年度は6000万円程度になる見込みとなっております。職員の生産性向上や仕事の進め方、そういった改善が確実に進んでいるものと認識をいたしております。

そして先般、職員給与削減に関する議論もさせていただいたといいますか、議論になっていたところでございますけれども、これも危機意識の醸成に通じる面もございます。意識改革に一定の効果をもたらしたものと考えております。ただ、一方では、意識改革というものについては、非常に時間を要し全庁でその価値観を共有する難しさも痛感をしたところでございます。

今回の財政危機脱却プランによる行財政改革は始まったばかりでございます。過去の危機意識の欠如、これを二度と繰り返さないよう、急速な人口減少という厳しい環境のもとだからこそ、いかに職員一人ひとりが意識を高く持ち続け、能力を高めていくか、今後の重要な課題であると認識をいたしております。また、これも今後の職員個人の能力、また意識が向上するための対策でございますが、職員のこのプランを実行し変革をするためには、一人ひとりが先ほどから繰り返しておりますけれども、意識改革、能力向上というものは欠かすことはできません。そのため、現在、市の状況を職員が自律的に考え、行動できる組織へと成長する機会とも好機ともとらえて、今後、人材育

成にも取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、西予市人材育成指針というものを平成 20 年に策定をいたしておりますけれども、これは、数字の改定を繰り返しておりますが、基本的には変わっておりません。今回、その内容について抜本的な改定に取りかかりたいと考えております。新たな指針におきましては、人口の減少、行財政改革、行財政問題の複雑多様化、そして、昨今のデジタル社会の進展など、地方公共団体を取り巻く変化に対応して、よりよい西予市を次世代につなげる職員像を新たに位置づけし、質の高い人材育成に向けて中期的な視点で人材戦略を強化することを目指すことといたしております。

なお、この人材育成指針の改定につきましては、令和 8 年度におきまして、第 3 次総合計画で掲げます施策推進とも関連がございますので、整合性を図りながら進めることといたしております。

最後に人材育成、今後の能力開発でございますけれども、定員管理計画に基づきまして、職員数は減少をしてまいります。その中でも、行政サービスを維持向上させていくためには、デジタル関係の強化ということが必要になってくようかと思っております。業務の効率化をいっそう進めるために、少ない職員数でも、効率的、正確に事務を行えるよう、デジタルツールの活用、また、専門的な研修を行いまして、個々の能力を高めたいと思います。また、職員の成長意欲というものも引き出していく必要がございます。その能力を最大限発揮できる環境をつくるといったことも重要な課題であると思います。

具体的には令和 8 年度におきましては、働き方改革推進事業という中で研修制度にも取り組んでまいりたいと考えております。職員自らが学びを支援するための公募型の研修を行い、また職員の自主研修も促進していきたいと考えております。

また、これまでコロナの関係があったということもございますけれども、ほかの自治体との交流を通じた幅広い視野も養っていく必要がございます。そのためいわゆる市町村アカデミーというのが千葉にございますけれども、そちら等の各県外の研修所への研修も参加をさせていきたいと考えております。このようなことを踏まえまして自ら課題を見つけて解決に向けて主体的に行動できる、そうした自律的な人材を育成してまいりたいと考

えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

非常に総務部長、丁寧にいろんなことを答えていただきまして、本当に一生懸命にやってるっていうのがよく分かりました。時間がなくなりますんで、次に移りたいんですけど、私見をちょっと述べさせていただきますが、やはり企業的な感覚で言いますとね、各課ごとに目標を立てて結果を出してその経過をやってまたそれを循環で、何回も何回もやっていく、そういうようなコミュニケーションの場もしっかり開いて、各課各課ごとに、そして、一つだけ提言しておきますけども、自分自身を高めていく、人間力をどう高めていくかという私的なもんもやはり求めるべきじゃないかというふうに考えております。意識改革の中でそういうものを、行政の中から、個人的には、自分自身を高めるためにどうするかと、そして意識を組織の中でどう高めていくかという方法と、以前、答弁にありました会計年度任用職員はもう全部一緒にするというような話がちょっとありましたけども、やっぱりポイントポイントで一般職員で厳しくやるとかそういう教育していくとか、そういうこともやっぱり考えるべきじゃないかと思えます。これは私見でございます。丁寧な答弁をありがとうございました。

次に、意識改革の中に人口減少に対する意識っていうのがあるんです。2040 年の人口予想は、何も対策をしなければ 2 万 2657 名ということになっておりますのは、財政危機脱却に向けたせいよ変革宣言の中に出ていた数字でございます。2040 年にはそういうようになるとなっております。14 年後ですよ、もう。そうなっておりますが、人口構成はどのようになるのか、まずお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

2040 年の人口構成についてお答えをいたします。今ほど議員からありましたように 14 年後の

2040 年には総人口 2 万 2657 人と見込んでいるところですが、そのうち 65 歳以上の高齢人口については 1 万 1561 人で、全体の 51%に達する見通しです。

一方、地域経済や社会保障を支える 15 歳から 64 歳の生産年齢人口は 9,740 人、全体の 43%にとどまると推計をしております。また次代を担う 14 歳以下の年少人口は 1,356 人、全体の 6%まで低下する見込みとなっております。

このように高齢者人口が生産年齢人口を上回り、現役世代 1 人で、高齢者 1 人を支える超少子超高齢社会が現実化すると認識をしております。

本市といたしましては、今後策定します第 3 次総合計画におきまして、これらの将来人口を前提とした計画策定に取り組み、持続可能なまちづくりを着実に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

こちらに出ております数字出しますと、これから 14 年後、明浜町 1,578 人、宇和町 1 万 1168 人、野村町 4,431 人、城川町 1,690 人、三瓶町 3,790 人という数字で結局、先般の説明会には出しておるわけです。そして 2 万 2657 名、14 年後と出ておりますが、実際のところ、昨日も代表質問で二宮議員が人口減少対策について聞きましたが、私は平成市議の会というのがありまして、その中で知事の講演を 1 時間ほど受けました中で、人口減少対策をということで知事の講演を聞かせていただいたりして、人口減少対策についていろいろな考え方があるんだということを勉強させていただいております。それで、人口減少が始まることによって、社会環境、教育、医療、介護、産業等々についてどのように変わると考えているか、ある程度変化を予想して対応していかなければならないのではないのでしょうか。人口減少を前提としたまちづくり、財源、住民サービスなど、産業振興に取り組む必要があると考えますが、どのように考えておりますか。第 3 次総合計画の中でも反映されるであろうと思います。このあたりも含めまして、考え方をお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

社会環境の変化への対応における意識改革についてお答えをいたします。

先ほども議員からありましたように先日の二宮議員の質問に対しまして、市長が財政危機の先にある西予市の未来についてお答えをいたしました。そのとおり、本市は今、稼ぐ力の強化や安心の基盤確保という大きな目標を掲げております。しかしこれらを確実に実行し、目指すべき未来にたどり着くための原動力となるのが、議員が御指摘された意識改革ということにほかなりません。

2040 年には、人口減少により、特に医療介護の現場でも、今以上の人手不足が予想をされます。一方で、AI や DX の進展によりまして、地方においても、高度な遠隔教育や遠隔医療が標準化され、移動の制約が大きく解消される社会となることも想定されます。

こうした未来を見据え、本市は財政危機脱却プラン 2025 を単なる守りの計画ではなく、限られた財源で最大の効果を生む経営的な視点へと転換し、これまでの常識を塗り替えながら、市役所と地域がともに新しい一歩を踏み出す機会としなければなりません。現在策定中の第 3 次総合計画におきましても、前例踏襲にとどまらず、事務事業の徹底した検証と選択と集中により、人口減少社会においても、生活の質を維持向上させる。縮小しても充実させる、いわゆる縮充のまちづくりを検討しております。

職員に対しましては、個々の能力と意識向上を徹底し、市民の皆様においては、地域を自ら守り育てる自助、共助の取組を一層進めていただくことが重要であると考えております。

議員御指摘のとおり、公共施設の在り方の再考や地域づくり活動センターを拠点とした住民主体の地域づくりは、まさに、この意識改革を具体化するものでございます。市長が掲げます稼げる西予市、安心を体感できるふるさとを実現するためにも、行政と市民が危機感を共有しながら、変革を恐れず、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

教育については、もう想定された子どもの数とか、そういうことで、はやもう5年先、6年先には供用開始という計画になっているようでございますので、教育に関しては人口減少とか生徒数の減少ということを計算に入れて対応してるんですよ。

そして、医療も市長のすばらしい指定管理者にしたというのも、これも先を見た先見性のあることだと私は評価しております。どこの自治体も病院、医療については非常に苦勞しています。これからは財源の問題で地方自治体は苦勞するんだろうと思うんですが、こういうものも含めまして、非常にいろんな部分が関係をしておりますが、実際、産業振興につきましても前に生産労働人口は、先ほど答弁がありましたように5割もいかないというような数字になっておりますんで、その辺りも含めて、外国人の問題とかいろんな問題もこれから対応していかなくちゃいけないでしょう。このあたりも含めまして、どのように対応するのか丁寧にお答えいただきましたが、詳しくもっと追求して説明を求めたいんですけども、これは将来、第3次総合計画もありますので、その辺りの中でしっかりと取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に、意識改革の中に、公共施設についてでございますが、現在の公共施設が維持、継続、譲渡、移転、転用、廃止そして貸付、検討など、どのような数になるのか、人口減少が進む中今後どのように意識を持てばよいのか。合併に起因する施設の除却について、起債、補助金で対応すべきと考えるが、国への要望をしているかという質問でございますけれども、これ現在やってることでございます。総務部長の先ほどの答弁を考えますと、もっともっと長くなるんじゃないかと思っておりますんで、これは簡略に、また再度質問してもよろしいんですが、実際まだ進める現状の中でのことですので、簡単に説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは施設に関しましてお答えをさせていただきます。できるだけ簡潔に申し上げさせていただきます。

公共施設につきまして、今後どういう数になるのかということについて、具体的な数字はこの場では申し上げることはできませんけれども、今後人口減少に応じて維持できる施設の割合は、当然、縮小してくるものと考えております。その中で統合、転用、廃止、そういった再編をしていく施設の割合も相対的に増加していくと考えております。今後、人口規模に見合う適正な施設への段階的な移行が基本的な方向性となります。利用者の減少、老朽化に伴う維持管理コストの増加、また、税収の減少等による財源の制約そういった複数の課題が同時に起こる、そういったことも予想されます。そういった中でそれらの施設に対する意識でございますけれども、限られた財源の中で、施設をできる限り維持するという従来の考え方から、今後は、施設量の適正化と質の確保への転換、そういった意識の転換が必要と考えております。それらを具体的に示していくのが公共施設マネジメントでございます。その中に個別施設計画を定めておりまして、全 504 施設をその中で方向性を示しております。

今回、令和8年度の予算査定におきましてはそのうち 208 施設について、今後の方向性等について見直しを行っております。今現在最終の調整を行っております。その最終の結果につきましては、また、ホームページ等でお示しをさせていただきたいと思っておりますので御確認をいただきたいと思います。

また、施設の除却についてでございますけれども、こちらは今後大きな課題となっております。除却に対しましては、国、県そういったところにつきまして、これまでも要望活動を行ってきておるところでございますが、今後引き続きそういった要望、協議を丁寧に重ねながら、支援等をいただきたいと思います。

ただし、除却に関しましては除却そのものが目的化するだけではなく、跡地の管理でありますとか運用、そういったことも踏まえて、地域にとって有益な利活用につながる除却を原則としつつ、計画的な施設の再編を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番 酒井宇之吉議員

この件につきましても、前に質問をいたしましたけど明浜西中学校が今までずっとなってます。

令和4年に公共施設マネジメントの委員になりまして、公共施設をどのようにするかということが令和4年から始まっております、行政の中で。委員にも私もならせていただきましたけども、これがどんどんどんどん進んでいって、これから正直言って、先ほど言った8割社会、それから7割社会、6割社会、例えば合併時と比べて2040年になりますと4割社会になるんですよ。そういう社会の中で回していかないといけない。そのような中で、公共施設がこれだけ旧町ごとにたくさんあるというやつを、これから空き家が多くなっておりますけども、今の空き家と同じような形で、公共施設の空き家がどれだけ増えるかと思っております。

これから新しく計画してどんどん進めていくであろうと思いますけども、やはり人口減少が、やはりこれは、中四国の人口の会議の中に出た話ですけども、人口減少を前提としたまちづくりや産業振興に取り組む必要性がこれからはあるんじゃないかということを申し添えて、私のこちらの1番目の質問を終えさせていただきます。総務部長、非常に丁寧に答弁していただきましてありがとうございます。

続きまして、支所についてお尋ねをいたします。現在の支所について、職務の実態、管理費用、そして問題点について、各支所長に尋ねます。

各支所によって、人数とか支所の対応、支所管理の運営等々の人件費とか諸経費、問題点について、お答えを願いたいと思います。合併後、総合支所から支所になり、支所が出張所になったりした。ずっとこのような形で、西予市は一つという形をつくり上げていこうとする中で、いつまでも支所があって、言葉悪いですけど、支所根性はいつまでも残って、市民もそれぞれ支所根性の中でやっていくような、我が町というような形のものが非常に強くあります。

合併してもう20年も過ぎて、これから2040年

になりますともう4割、合併したときの4割社会になるわけですから、その辺りもしてきた形の中で、支所についてのただいまの質問についてお答えをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

竹内明浜支所長。

○竹内明浜支所長

まず、明浜支所の実態及び管理費用、問題点についてお答えをいたします。

明浜支所の職員数は、地域生活課は一般行政職が6名、保健師1名の計7名で、また、産業建設課の一般行政職は6名、合計13名の支所の体制となっております。

職員の人件費につきましては、令和6年度の実績で1億1564万6021円となっております。また、支所庁舎の維持管理費は、同じく令和6年実績で、1114万7590円となっております。その中には、庁舎維持管理に当たります2名、そして夜直の2名のそれぞれ会計年度任用職員の給与617万4347円が含まれております。

そして、明浜支所には明浜救急出張所のほか、伊予銀行が入っております。来庁してまとめて用事を済まされる方も少なくございません。

そして窓口業務の分量を支所と各センターで比較をしてみますと、俵津センターが支所の約半分、さらに俵津センターの約半分が狩江センター、そして田之浜センターは月に数件という状況でございます。

明浜地域は国道378号線1本の筋に細長く位置してございます地域であるため、大規模地震の際には、国道・農道の寸断により、広い集落単位で容易に孤立することが心配されます。海岸線を走る国道は復旧が困難を極めますため、孤立が長引く場合や海からの支援を想定した準備などが必要であると感じております。

また、基幹産業でございます柑橘農業、これにつきましては、厳しい後継者不足でございますが、令和4年度に西予市明浜地区柑橘農業活性化計画を策定したこともございまして、Uターン、Iターンによる新規就農が徐々に増えつつございまして、明るい兆しも見えてきていると感じております。

明浜支所としましては、今後この地域の豊かな

自然の恵みと文化を後世に引き継げるよう、そして、災害に強い地域となりますよう、地域の皆様とともに考えまして、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

続きまして野村支所の職務の実態、管理費用、問題点につきましてお答えいたします。

現在野村支所の職員数は、地域生活課が一般行政職 10 名、保健師 2 名の 12 名、産業建設課が一般行政職のみの 8 名、合計 20 名となっております。

職員の人件費につきましては、令和 6 年度の実績で 1 億 5833 万 1946 円となっております。維持管理費は、同じく令和 6 年度の実績で 1284 万 5761 円となっており、その中には、庁舎維持管理 2 名夜直 3 名の会計年度任用職員の給与 575 万 7785 円が含まれます。

現状の支所の状況につきましては、令和 4 年に新支所が完成し、J A、愛媛信用金庫、野村交番が入った複合施設となっており、来庁者があわせて用事を済ませることができるようになり、利便性が向上していると感じております。その一方で、仕事や買物、通院等で野村町に訪れる他地域からの来庁者も増えてきており、4 つの窓口で対応しているものの、お待たせすることも多くなっていると感じております。

また、市道が 535 路線、延長 422 キロメートル、水道管が上水道、簡易水道等も含め、延長 235 キロメートル、公営住宅が 282 戸となっており、旧 5 町の中で 1 番面積が広く、多くが中山間部に位置していることから、災害による崩土、落石など、突発的な案件や、老朽化等による修繕が増えてきております。このような状況の中、職員への負担が増加してきていると感じております。

さて、平成 30 年 7 月豪雨から約 7 年と半年が経過いたしました。肱川河川沿い復興公園、どすこいパークでは、4 つのエリアのうち、自然と憩いのエリア、三島神社周辺エリアが完成いたしました。現在整備中の乙亥まちなかエリアも、令和 8 年度中の完成を目指し、順調に工事が進ん

でおり、レクリエーション広場も、令和 8 年度から 10 年度の 3 カ年で工事が実施される計画となっております。現在、復興公園の利活用につきましては、野村復興まちづくりデザインワークショップにおきまして検討いただいておりますが、今後も、市内外から多くの人が活用いただける復興のシンボルとして、行政主導ではなく、地域主導での取組を推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中城城川支所長。

○中城城川支所長

それでは城川支所の実態及び管理費用、問題点についてお答えいたします。

まず、現在の城川支所の職員配置についてですが、地域生活課には一般行政職員 7 名、保健師 1 名の計 8 名、産業建設課には一般行政職員 7 名、合わせて 15 名の体制で業務に従事しております。

この人件費につきましては、令和 6 年度実績で、1 億 2806 万 3744 円となっております。次に、支所の施設管理運営費について申し上げます。令和 6 年度の実績では 1043 万 4431 円であり、この中には、施設設備の維持管理費に加えまして、庁舎維持管理 2 名、夜直 3 名の会計年度任用職員の給与 425 万 1441 円が含まれております。

住民の方との日々の対応を通じて感じておりますのは、支所が身近に相談できる場所として位置づけられておりまして、地域住民の皆様に安心感を持っていただいているという点でございます。また、町内唯一の医療機関である土居診療所につきましても、今後も安定した医療体制の維持に努めてまいります。

城川町は、豊かな自然と人の温かさが息づく大切な地域であり、受け継がれてきた文化や人の結束力は、地域の力となっております。一方で高齢化率は、1 月末時点で 58.4%と市内でも最も高く、少子高齢化などの課題はありますが、地域住民の方々の声に丁寧に向き合い、城川町の魅力が次の世代へと受け継がれるよう、必要な支援に努めてまいります。また、城川町がこれからも、住み続けたい、帰りたい、訪れたいと思われる地域であり続けるよう、地域住民の皆様とともに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

浅野三瓶支所長。

○浅野三瓶支所長

最後に、三瓶支所の実態及び管理費用、問題点等についてお答えをいたします。

まず、現在の三瓶支所の職員配置についてでございますけれども、地域生活課には一般行政職員8名、保健師2名の計10名、産業建設課には一般行政職員8名、合わせて18名の体制で業務に従事いたしております。

次に、支所の施設管理運営費について申し上げます。令和6年度の実績では1180万8344円であり、この中には庁舎維持管理業務2名、夜直業務2名の会計年度任用職員の給与612万8598円も含まれております。

問題点等につきましては、私三瓶支所長として概ね1年の勤務となりますが、住民の方々と接する中で私なりに感じておりますのは、超高齢社会が進む中、また世知辛い世の中で、三瓶支所が市民にとって頼りがいのある、相談しがいい風通しのよい場所でなければならないと感じております。そのためには、相談を受ける側の職員自身もさらなる研鑽に取り組む必要があります。また、別の観点から、今後の支所のあるべき姿として、目まぐるしく変わる社会情勢制度の中、地域課題を住民とともに解決していくハブ、中核として、地域づくり活動センターとの連携強化をはじめ、診療所や民間病院等の医療機関、学校等の教育機関、そして、農協、漁協などの地域経済団体等をつなぐ総合的なコーディネイト役になる必要があると認識いたしております。

今後も引き続き三瓶支所として、住民サービスの維持向上に向けて前向きに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

ありがとうございました。各支所の支所長さん本当に責任を持って、支所の運営に当たっておられると思いますが、合併して時々反省することが

あるんですが、支所はいつまでも独立みたいな形にしていると、いつも昔からの旧町ごとの根性というか慣習というか、そういうものがいつまでも残る。慣習や文化ってのは大切にしなければいけないことではありますけれども、やはり西予市に合併した形に三好前市長から、西予市は一つという形の大きく題目でやってきたのが、なかなかまだ進んでないのかなと思っております、感じております。その辺りも含めまして、支所の在り方というのは、いろんなこれから問われることであろうと思います。

それで支所から、先ほどもありましたけれども、身近に相談できる場所という形がありましたけれども、これから西予市は活動センター方式、そして活動センター組織、この27のところに2つの組織をもって、その地域に市民の身近な相談したりいろんな活動するところを準備したわけです。それをどうのようにこれから利用していったって、どのような活動を持っていくかということが非常に大切なことだと。身近に感じていただく。行政業務を代替できるというような状態になったのに、これからどうやっていくかということを、支所の在り方とともに考えていくべきであろうと思います。

それで、次の2番目の各センターの現状についてお尋ねしますが、各センターの活動、現状の問題点についてどのように考えていますかという質問ですが、いろんなことを耳にいたします。会計年度任用職員がいないとか地域任用職員が不在であるとか、そして手上げ式とか基礎型とか、私ちょっと一緒にして考えておりますけれども、昨日も二宮議員が2つのトップがおっていいのかというような話が出ましたけれども、私のところ依津地区はもう1つになりました。そうしないとコミュニケーションができないというような問題もありまして、そういうふうになりましたが、ただ、その方々の責任性が非常に軽いわけですよ。だからそのような問題点も考えはしまして、この問題を考えて、各センターの3年になるわけですがけれども、各センターの活動現状の問題点について、いろんなことがあろうと思います。そういうことについて、現状どうなってるかをお答え願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

地域づくり活動センターの現状についてお答えをいたします。

令和5年4月の一斉移行から3年目を迎えて、市内27カ所の地域づくり活動センターは、地域と行政の協働の拠点として着実にその機能を果たしていると評価をしております。

行政窓口機能につきましては、センター化に伴いまして取扱業務を拡充した結果、利用した実績につきましては令和5年度の6,314件から、令和6年度には1万192件へと大幅に増加をいたしました。これにより、本庁や支所へ足を運ぶことなく身近な場所で行政サービスが完結する体制が定着しつつあるものと認識をしております。

また、地域づくりの拠点としても地域食堂や健康教室、交流カフェの運営など、各地域づくり組織と協働した柔軟な活動や地域課題の解決に向けた取組が活発化しております。一方で、持続可能な運営に向けた地域人材の確保や、活動財源の確保が喫緊の課題ということになっております。

市といたしましては、市民の多様なニーズに沿った地域の主体的なまちづくりを一層進めまして市民と行政の協働の場とするため、本年3月に改定いたしました地域づくり活動センター推進計画に基づき、将来にわたって地域社会を支え続ける拠点として、センターの機能をさらに進化させてまいり所存でございます。その中で、今後の交付金事業につきましてもさらなる検討をし、継続をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

このセンターについては、いろいろと活動が先進地で一生懸命やって非常にすばらしいなと思うところもあります。そしてまた、情熱が少し地域としてないんじゃないかなというような感じてるところ、センターも私個人的にはあります。そのようなことを含めまして、このセンターは正直申し上げまして、西予市の大きな行政改革の一つの大きな目玉というように私はとらえておりますので、

これは生かすも殺すも、やはり住民市民とのコミュニケーションの在り方とか、そして意識改革、例えば、先ほど言いました日本の国が8掛け社会になりつつある。次に、西予市は7掛け社会になっていった、20年間の間に。そして、地域の各支所なんかは、ほとんどが6掛け社会になってるんです。合併のときから比べまして、パイが全部小さくなっております。そういう中で生き残っていくためにはどうしたらいいかということもセンター中心に考えるべきではないかと。センターの中にも、もう正直言ってもうやれんのではないかなというようなセンターも人数的に出てる。その辺りも含めた形でこれからどうやったら、地域住民に意識改革を理解していただいて、センターを利用してやっていけるかということを考えていただきたいと思います。

またもう1点の質問でございますが、支所機能、先ほども支所の説明がありましたけども、予算的にもあれぐらいのもんかなというような感じがいたしますが、人数的にもそうかなと思いますけども、私感じておりますが総合支所のときから始まってますが、県と一緒に、同じ課長さんであっても権限が、やはり本庁の宇和町のほうへ相談しながらやっていくという、そういう機能的なことに県庁と同じような形になってるんじゃないかなと思っております。だから支所機能がやはりやる気がない。目が輝いてやってる人がちょっと私は少ないように感じます。その辺りの、先ほどの職員教育の問題もありますけれども、職員教育はなかなか難しいと思います。能力のある人は一生懸命やるし、もう極端に言ったら社会の中でぶら下がりが3割はおるわけで、そしてまた中間で、今日1日過ごしたらいいなというのが大体3割おります。大体そういう社会になるわけでございますので、その辺りをどうしてみんな上へあげていくかということが職員教育だと思っております。

その辺りでお尋ねいたしますが、これから4割社会になる。6割社会になっていく地域、地区違いますけれども、その支所機能を改革して、活動センターに人員を増員してセンターの充実に努められる。もうそろそろ英断の時期じゃないかなというような気もいたしてるんですが、その辺りはどういようにお考えかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

最初から縮小する人口、人口は縮小しても面積は縮小しませんので、そこの中での兼ね合い。そうするとやっぱり合併以来、西予市は一つということですからずっと市政を継続してきて、そういう気持ちを皆さんとともに作り上げてきた中で、もうそろそろ、支所の在り方というものを考えたかどうかいうことを最初からずっと質問の中で言われておりましたけれども、それに合わせて、センター機能を議員が言われるのであれば、充実することによって、支所が担っている分をセンターにもっと強化したらというようなお話ではなかろうかなというふうに、私は聞いておりました。

センター化に合わせて令和5年4月に、先ほども各支所長が申しましたように、支所の組織を4課から2課体制に再編をいたしまして、大幅な人員の適正を図ってまいりました。大規模な組織改革から現在に至るまでは、まず新体制による円滑な公務執行と市民サービスの維持、定着に注力してきたところでございます。そして、その中で支所の機能の改革そしてセンターへの人員の増員については、現時点においては即座に実施をするという計画はございません。

しかしながら、最初にも申しましたように、人口減少が加速する現実を鑑みれば支所機能の在り方とセンターのさらなる充実というものは避けて通れない一体的な検討課題であると思いますし、そして議員が言われたような、そういうお気持ちを地域の方と共有することができるのか、そういうことも一つの今後の課題であると思います。そういうことを共有できるのであれば、センターへ人員を振り分けてというようなのも一つの方法かなと思いますが、これはやはり研究する段階ではなかろうかなと思います。

私の感覚からすると、市内全域を一律に、支所の4課から2課にしたときは一律にしましたけれども、そういうことではなく、そういうことをやってみようと思われる地域と共に研究をしていくのも一つの方法ではなかろうかなというふうに考えております。これは、今後の持続可能な市政運営へシフトしていく過程において、各センターの

活動状況や、社会情勢を的確に見極めながら、最適な組織機構の構築に向けて改革に取り組んでいきたいとそう思うところとあります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

人口減少が原因ではとは言いませんけども、やはり社会の移り変わりに合わせた対応の仕方を、やはり意識改革をしながら、これからもやっていけないといけないのであろうと思います。私自身にしても体力の衰えを大分感じておりますし、したら、昔のように走ったりかけたり、そういうこともできなくなりつつあります。その辺りも含めた形の中で、自分自身の中の意識改革から、各市民もやっていただきたいと思います。

思いますのはこの改革プランができ、皆さんに市政懇談会をしたおかげで、非常にインパクトが強過ぎた感がありますが、夕張のような考え方をしている市民もおられますが、そういう状態じゃありませんので、ここで改めて申し上げておきますが、これからが市民と行政、そして議会、みんなが力を合わせて、すばらしい西予市の出発点にしたいと思いますので、皆さん意識改革をして協力方よろしく願いを申し上げます。

これにて一般質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 02 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 15 分）

次に、14 番井関陽一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

改めましておはようございます。

議席番号 14 番、会派フォーラムせいよの井関陽一です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは財政についてですが、昨年の財政危機脱却プラン 2025 の説明において、市政懇談会や様々な場所でふるさと納税を増やしたいと言って

こられました。これらの話を聞いて、先ほど酒井議員の意識改革という質問がございましたが、その中で部長が危機感共有できたのではという話がありましたが、まさにそのとおりで、市民の方々から、私たちもふるさと納税をしたほうがよいのではないだろうかと尋ねられることがあります。市民の方々が納税しても、西予市は潤いませんよと答えていますが、皆様にコマーシャルをする意味でも、実際のところ、西予市に市民がふるさと納税できるのか。できるのであれば、その場合の市民と西予市のメリット、デメリットについて、どうなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの井関議員のほうから、西予市民の方が西予市に対してふるさと納税による寄附を行うことは可能であろうかということですが、可能です。

しかしながら、寄附による所得税の還付や住民税の控除は受けられますけれども、制度の中で返礼品の提供が禁止をされておりますので、実質的には、居住している自治体に寄附を行うという形となります。ふるさと納税は寄附する際に、寄附金の用途を選択できるため、市民の方にとって、お礼の品は要らないけれども、特定の地域や地域版ふるさと納税など自分の税金の使い道を直接指定して、西予市を応援したいとお気持ちで行う場合は、意義があると思いますけれども、寄附額のうち 2,000 円は自己負担となる中で、先ほども申しましたが、返礼品を受け取れないというデメリットがあります。

また、市としまして、他の自治体へのふるさと納税の予定を取りやめて、本市にふるさと納税を行っていただく場合については、他の自治体に流れる税金が抑制されるといったメリットはございますが、市民の方が西予市へふるさと納税を行う場合、従来の住民税が寄附金に置き換わるのみで、必要な事務手数料の経費を差し引くと実質的には減額となりますので、市民の皆様には、通常の納税制度の中で市政を支えていただければ、幸いと思ってるところであります。

なお、厳しい財政状況の中にありましても地域の活力を維持向上させていくためには、ふるさと納税のさらなる確保は不可欠であると考えております。そのため令和 8 年度におきましても、ふるさと納税を市の重点施策の位置づけとするとともに、新たにふるさと納税推進室を設置しまして、推進体制のさらなる強化を図ってまいりたいと思っております。

また、令和 8 年度目標額につきましては、今年度 7 億円でございましたけれども 9 億円と高い目標を掲げ、これを必ず達成するとの強い決意で取り組んでいきたいと思っております。この達成に向けては、PR の強化をはじめ、県内外の関係事業者や企業団体への積極的な営業活動、様々な事業を展開しまして、市職員が一丸となって推進していく所存でございますけれども、議員の皆様方におかれましても、地元の皆様や関係先への周知、広報に御協力をいただきまして、本市の魅力発信と財源確保にともに取り組みでいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ありがとうございました。

確認ですが、返礼品が禁止されていること。使い道を指定する意味では意義があるが、寄附者に特にメリットはないこと。西予市も事務手数料の経費がかかり、減収となるということでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

お見込みのとおりであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ありがとうございました。

平成 30 年 6 月の定例会において、今のふるさと住民登録制度の先駆けになるような北海道東川

町を応援しようとする方が、東川町への投資、ふるさと納税をすることにより株主となり、まちづくりに参加する制度、株主証を西予市に導入できないかという一般質問を行った中で、1つ体験型返礼品として人気の高かった朝霧湖マラソンのエントリー券を提案したところ、すぐに対応いただき、返礼品となりましたが、実際にエントリーいただいた方は1名か2名であったかのように記憶しております。

今回また、返礼品として応募をかけたところ、既に通告書には10数名と書いていますが、20名を超えていると聞いています。前回との違いは何があるのか、その要因についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ふるさと納税返礼品としての朝霧湖マラソン参加チケットにつきましては、令和元年大会の開催時に初めて募集を行ったところですが、そのときの実績としましては3件の寄附にとどまっております。今回は、令和8年大会の開催に当たり、改めて返礼品として2月28日までを期限として募集を行ったところ35件の寄附申込みとなりました。

増加の要因としましては、前回の募集時と比較して、現在は、西予市への寄附実績額が大きく増加しており、ふるさと納税そのものの市場拡大が一番の要因と考えております。そのほかにも、当市の返礼品を扱うポータルサイトの拡充や広告などのPR展開による寄附の受入体制の充実に加えて、昨年の大会の折に市長自らが挨拶の中で、ふるさと納税返礼品としてのチケット販売を呼びかけたこともあり、例年参加している方の一部がふるさと納税による申込みに切り替えていただいたことなども要因として考えられます。

朝霧湖マラソンは全国に誇れるマラソン大会でもありますので、次年度以降もふるさと納税返礼品として継続しまして、さらに寄附実績を伸ばしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ありがとうございます。

35件の実績ということで、私も少し驚いておりますが、市場の拡大が一番の要因ということでもありますけども、ポータルサイトの拡充や広告等のPR、市長が挨拶の中で呼びかけていただいたということも要因だということでもありますけども、実際、エントリーされた方の中には、確実にエントリーができるということで、ふるさと納税でエントリーしましたという声も聞いております。私も同級生のグループラインの中に、納税のことを載せておきましたら1人、東京からふるさと納税にて参加してくれるということになりました。次年度以降も継続して行っていただけるということでございますので、さらなるPRをよろしくお願いしたと思います。

では、資料1をお願いいたします。

資料とはちょっと関係ありませんが、おかげさまで今年の朝霧湖マラソンの募集人員2,500人に達成いたしました。本当にありがとうございます。5月3日には、また応援のほどもよろしくお願いしたと思います。それでは資料ですが、これはふるさと納税の西予市特設サイトと、さとふるの納税サイトの画像ですが、寄附額に差があります。この内容について詳細をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

楽天などのふるさと納税ポータルサイトにつきましては、寄附額に対して手数料が10%程度かかりますが、市独自の特設サイトにおいては、手数料が不要でありますので、ポータルサイトよりも、寄附額を下げ提供できております。

当市としましても、特設サイト経由の寄附が増加すれば、純粋な寄附額も増えていきますので、先般、特設サイトを大幅にリニューアルして、寄附促進を図っているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

今の答弁でありますと、特設サイト経由の寄附のほうが増加するというので、寄附をされる方も安い金額で、しかも西予市もいいということであるのであれば、サイトもリニューアルをされているようでございますので、この運営にますます力を入れていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

次に、耳の痛い話かもしれませんが、八幡浜市のふるさと納税の伸びについて、どのように分析し、どのように対応されるのかということですが、通告書にも書いてありますとおり、八幡浜市は 2015 年に 3.5 億円であったものが、新聞によりますと 26 年 12 月末で 43 億円ととても数字となっています。

西予市とはいいまして 2015 年に 2000 万円であったものが 2024 年度には 5.1 億円と、西予市も伸びてはきています。一足飛びに八幡浜市に追いつくということはないと思いますが、どのように分析し、対応されるのかをお聞かせいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

新聞報道にもありましたとおり、八幡浜市のふるさと納税においては、令和 6 年度の約 30 億円から、令和 7 年度は大幅増となる 45 億円を見込まれており、愛媛県内でもトップの寄附額として推移しております。

八幡浜市においては、寄附額の約 9 割を柑橘類が占めていると聞いておりますので、寄附額増加の主な要因としましては、やはり柑橘のブランド力と生産量によるものが大きいと考えております。具体的には、日の丸ミカン、真穴ミカン、川上ミカンといった、全国のブランド柑橘の認知度や柑橘生産者が非常に多く、特に今年は、表年にして収穫量が豊富であったことから、ポイント廃止に伴う駆け込み需要を含めまして、全国からのニーズに十分対応できる提供量の確保が挙げられます。

当市としましても、寄附全体額の 5 割以上を柑橘類が占め、人気の返礼品の一つでございます。今年度、今現在の寄附総額は、6 億 4000 万円を超えたところですが、1 月末時点の前年度対比の寄附額の伸び率につきましては約 133%、ちなみに寄附件数においては約 142%の伸びとなっております、

これは県内 11 市の中でトップの八幡浜市の約 159%に次いで 2 位の実績となりました。

また、令和 8 年度からは、先ほど市長が申しましたとおり、新たにふるさと納税推進室を立ち上げて、推進体制の強化を図っていくこととしております。8 年度に参加を計画しておりますふるさと納税先進地である茨城県境町のまちづくり大学院においては、推進室をはじめ、庁内関係課を横断的に見て、研修テーマに沿った最適な受講職員を 3 名選出することとしております。当該研修を通じまして、返礼品の付加価値を高めるための PR 手法やブランド戦略を学ぶとともに、市内事業者との連携強化や新規参画による返礼品の充実及び提供量の確保に努め、加えて、新たにふるさと納税型クラウドファンディングの展開も図っていくこととしておりますので、少しでも八幡浜の実績に近づいていけるよう、鋭意努力してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

八幡浜市は見込みで 45 億円ということで、すごい数字が上がってきたもんだなと思っておりますが、西予市も、今現在 6 億 4000 万円ということで、伸び率としては八幡浜に次いで 2 番目ということをお聞かせいたしました。

先ほど市長も述べられましたし今、部長も言われましたふるさと納税推進室も立ち上げられるようでございますので、また先ほど言っていただきました二宮一朗議員が代表質問された茨城県の境町のまちづくり大学院にも 3 名研修に行かれるようでありますので、この成果に期待をしたいところでございます。

再質問ですが、説明の中にふるさと納税型クラウドファンディングという言葉が出てきたと思いますが、このことについて少し詳しく御説明願ったと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

新たに展開を予定しておりますクラウドファン

ディングにつきましては、ふるさと納税制度を活用し、自治体が抱える課題解決や市内事業者が取り組む新規返礼品開発等への資金として、寄附金の一部を活用する仕組みを検討しております。

具体的には、西予市の課題解決に向けた事業プロジェクトや市内事業者などが産品開発や拡大のための事業プロジェクトについて、ふるさと納税サイトのクラウドファンディング機能を活用しまして、全国から寄附金集めを行い、集まった寄附金の一部を市のプロジェクトに直接活用したり、補助金として、市内事業者のプロジェクトへ補助する仕組みとなります。

このことにより、行政のみでなく、市内民間事業者も巻き込んだ全国への寄附PR戦略をはじめ、返礼品目当てではなく、各自治体や事業者が展開している事業プロジェクトへの支援を目的としている寄附者の流入、また、市内事業者へ寄附金を還元することによる返礼品の充実などの好循環により、さらに寄附額が増加していくことを期待しているところです。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

返礼品の開発や事業プロジェクトへの支援ということですが、本当にこういう事業がうまく回っていければ、西予市にとって潤ってくるんじゃないかなと思っております。

それではふるさと納税については以上で終わしまして、次に、太陽光発電施設について質問をさせていただきます。

まず、民間が設置している太陽光発電施設の固定資産税はどの程度あるのか。また、西予市が屋根貸しや土地を貸している収入額はどの程度なのか伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは太陽光発電にかかります、まず固定資産税についてお答えさせていただきます。

この固定資産税に関します個別の税額情報につきましては、地方税法第 22 条におきまして守秘

義務が課せられておりますので、その点については御回答はできません。かわりまして太陽光発電設備にかかります当市の税込総額についてお答えをさせていただきたいと思います。

当該設備にかかります税金につきましては、令和 6 年度決算で約 3290 万円となっております。固定資産税全体の 2.0%を占めております。

次に、太陽光発電設備にかかります屋根貸し収入でございますが、屋根貸しをしている市有施設は 6 施設ございまして、惣川小学校、遊子川地域づくり活動センター、城川保育所、城川中学校、三瓶小学校、旧西予市蔵貫保育園でございます。いずれも西予市行政財産使用料徴収条例、また、西予市財産規則に基づきまして 1 平米当たり税別で年間 350 円という単価で積算をしております、6 年度の収入実績は 116 万 7707 円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ありがとうございます。

太陽光施設の税金の総額ということで 3290 万円ということですが、屋根貸しの分に関しまして 6 カ所貸しているということで、年間 116 万ということで、思っていたよりちょっと少ないのかなと思いましたが、平米 350 円ということですが、では西予市が病院や学校などに設置している太陽光施設の自家発電の自家消費額、あるいは、そこで売電があるのであれば売電額、その合計の金額をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市が設置をしております発電設備の関係でございますが、本市が設置をしております施設は、西予市立市民病院、西予市衛生センター、野村支所、三瓶支所、西予市立三瓶小学校、明浜小学校、城川小学校の 7 つの施設でございます。このうち城川小学校を除きまして、いずれも施設建設時に設置をしたものでございます。それぞれ、主に自家消費を目的として運用いたしております、令和

6 年度の発電によります収入は合計で 7 万 3099 円となっております。

自己消費ということになりますので、電気代の削減効果がございます。令和 4 年度から供用を開始しております野村支所につきましては、年間発電量が 20,450 キロワットアワーとなっております。また、26 年度から供用開始している市民病院につきましては、6 年度においては、発電量が 10 万 5515 キロワットアワーとなっております。この削減効果につきましては、それぞれの契約内容につきまして異なっておりますけれども、一般社団法人エネルギー情報センターが運営をいたしております新電力ネットに掲載されております法人向けの電気料金単価で試算をいたしましたところ、野村支所では 46 万 7691 円、市民病院では 241 万 3128 円の削減効果となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ありがとうございました。

7 施設あるということで、自家消費額のほうなんですけれども野村支所が 46 万円、市民病院のほう 241 万円ということで、こちらのほうは私が想定していた金額とそう差がないのかなというふうに感じをいたしました。

それでは屋根貸しの契約内容について少しお尋ねしたいと思うんですが、契約期間がどのようになっているのか。契約の継続はあるのか。また、民間の中ではよく耳にするんですが、業者が次々と変わり、転居するときなどにトラブルになったという話をよく聞きます。撤去の場合の撤去費用の契約は大変重要だと考えますが、その契約はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

屋根貸しの契約についてお答えをさせていただきます。

学校や地域づくり活動センターなど行政目的で使用いたしております施設は、行政財産でございます。そのため、民間に自由に貸し付けるという

ことはできないとされております。このため、行政財産使用許可制度を用いまして、使用期間は、毎年度更新の 1 年といたしております。使用料につきましては先ほど申し上げましたとおり 1 平米当たり年間 350 円税別でございますが、こちらを設定で精算をさせていただいております。

使用目的は、太陽光発電設備の設置・運用に限定をいたしまして、転貸しは禁止、期間満了時には使用者負担で設備を撤去し、原状回復することといたしております。

一方で、行政目的を終えました普通財産であります旧蔵貫保育園につきましては、民間と賃貸借契約を締結いたしております。契約の内容は先ほどと同様でございます。こちらにも契約期間は 1 年で、更新の申出があれば継続可能といたしております。こちらにも使用目的は太陽光発電設備といたしまして撤去、原状回復については事業負担で行うということといたしております。

続いて契約の継続の関係でございますけれども、行政財産であります学校などにつきましては、行政目的を優先するということから毎年度の使用許可更新が必要でございます。期間終了後においては再申請により継続を判断する方式をとらせていただいております。一方で、行政目的を終えました普通財産の旧蔵貫保育園につきましては、先ほど申し上げましたとおり賃貸借契約でございます。期間満了前に書面で申出がございましたら、引き続き契約を更新できる仕組みといたしております。

そして、最後でございますけれども撤去費用の定めでございますけれども、撤去費用につきましては行政財産、普通財産のいずれの場合におきましても、太陽光発電設備の撤去及び原状回復は事業者負担といたしております。行政財産使用許可では使用期間が満了した場合は、使用者の責任と費用で撤去し原状回復することといたしておりますし、普通財産であります施設につきましても、賃貸借契約でも同様に契約終了時には、借主の負担で原状回復をするということを定めてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

行政財産、普通財産ともに1年ごとの契約ということでありますが、一般的に売電をされる方はFITとの契約になると思うんですけども、そうした場合には長期契約を望まれるんじゃないかなと思いますが、1年契約ということで何か不利な条件があるのでしょうか。お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

契約期間の関係でございますけれども、行政財産につきましては、教育・福祉など、行政目的への活用が最優先となつてございます。そのため、毎年度、目的に支障がないかを確認できるよう使用許可期間を1年と定めているものでございます。

普通財産におきましても、発電設備の設置を行う、そういった貸付につきましては、施設の安全性や周辺環境への影響、こういったものを毎年度ごとに適切に把握し、必要に応じて見直しができるように、これに限り同様に1年更新とするものでございます。発電設備、確かに長期にわたっての使用ということになるかと思いますが、今ほど申し上げた理由によりまして、それぞれ1年更新という形をとらせていただいております。

今後も、行政目的の確保と市民の安全安心、また、適切な財産管理を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

今の話を聞いていますと不利な条件はないんじゃないかなというふうに理解をいたしました。

もう1点だけ再質問させていただきますが、今先ほど言いましたように民間といいますか個人の家でやりますと、業者が次々と変わって転居のときに、その業者がどの業者になっているのか分からないといったようなことがあって問題になったりするんですが、西予市の場合はそういったところはないんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在のところ、業者の更新というものは私のほうで把握はいたしておりませんけれども、契約相手方の変更があった場合は、現契約の引継ぎ、そういったことについては徹底して使用者の責任等については定めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ありがとうございました。

それでは次の質問に移らせていただきます。

次、観光事業についてですが、高校生との意見交換会において、野村町では交通手段が乏しく、E-BIKEの貸出しがあればよいのではという意見をいただきました。これは、高校生との意見交換会のときにも、市長のほうからもお答えをいただいておりますが、E-BIKEの活用について、西予市としてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

本市における貸出可能なE-BIKEにつきましては、主に西予市観光物産協会が所有しております。観光客等の来訪者が利用しやすいように、週末の土日や祝日を含めて、貸出が可能な施設に設置を依頼して、貸出業務を行っております。

野村高校生から要望がございました野村地区内における支所でのE-BIKEの貸出につきましては、野村支所が週末の土日や祝日が閉館日となり、貸出拠点施設として機能しないことから、現在、野村地区においては、同地区内にある宿泊施設かつ交流施設でありますエントハウスに依頼して貸出業務を行っております。エントハウスには、海外を含めた市外からの来訪者も多く、また、土日祝日を含めて、貸出しが可能であることから、今後も、野村地区を含めて、野村地区においてはエントハウスを拠点として、そういう利活用しやすい、拠点施設においてE-BIKEの貸出業務を行っていく予定としております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ありがとうございます。

私もエントハウスのほうはよく存じ上げておりますが、本当にいろいろ外国人の方もよく来られておるようで、野村としては新しい拠点施設として今稼働しているのかなというふうに私も感じておるところでございます。

それでは今現在、E－B I K Eの台数と配置場所がどのようになっているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

現在市内には 29 台のE－B I K Eがございます。うち 27 台が西予市観光物産協会、残り 2 台はどんぶり館が所有しております。

配置場所としましては、明浜町はあけはま一れに 5 台、宇和町は文化の里休憩所に 7 台、游の里温泉に 2 台、どんぶり館の卯之町駅前店に 2 台、野村町は先ほど説明しましたエントハウスに 3 台、城川町はジオミュージアムに 5 台、宝泉坊ロッジに 3 台、三瓶町はみかめ本館に 2 台配置しており、市内全ての町で貸出可能な拠点施設を設置しております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

どんぶり館が所有している 2 台も合わせまして 29 台のE－B I K Eがあり、5 町それぞれに配置していることは理解いたしました。では、それらの利用状況がどのようになっているのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

まず、観光物産協会所有分のE－B I K Eにつきましては、令和 7 年度は 1 月末時点で 214 件の利用実績となっております。ただ、そのうちの

153 件が、各イベントやツアー時に利用されたものですので、各拠点施設から貸出されたものは、利用実績として 61 件となります。

施設別の貸出数につきましては、明浜のあけはま一れが 23 件と一番多く、次に宇和の文化の里休憩所で 18 件となっております。また、どんぶり館駅前店所有のE－B I K Eにつきましては、令和 7 年度は 1 月末時点で 7 件の利用実績となっております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ありがとうございます。私はもっと少ないのかなというふうに思ってたんですけども、214 件利用があり、イベントで 153 件の利用があったということではありますが、今後これをもっと増やしていきたいなというふうに私も思っているところでございます。

そこで、この利用を促進するために、過去にもE－B I K Eの乗り捨てを可能にすればという質問をしたことがあると思うんですが、ジオめぐりや桜の名所めぐりなどをE－B I K Eツアーとして、ふるさと納税の返礼品にできるのではないかと考えているんですけども、乗り捨てすることと、そのツアーを考えるということにつきまして、御答弁願ったと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

E－B I K Eの乗り捨て運用につきましては、管理者である西予市観光物産協会としても、観光客などの利便性向上に向けて、実現の可能性について検討を行ってきたところでございます。

しかしながら、乗り捨て運営を行う場合、利用者としましては、乗り捨てを行う場所から次の移動手段である二次交通の確保が必要ですが、現在の公共交通の状況では、逆に、利用者に時間や負担をかけてしまう可能性があること。また、管理者の観光物産協会としましても、市内の各町において、新たに乗り捨て場所を確保する場合、各町内に散在するE－B I K Eのバッテリー交換作業

や貸出拠点施設への移動運搬作業が新たに必要となり、人材確保や人件費負担等が発生することや乗り捨てる場所によっては、盗難や夏場の猛暑や雨などで、車体及びバッテリーの劣化や故障につながるリスクもあり、これらの多くの課題が存在する中で、現時点においては、乗り捨て運用の導入は難しいと判断しているところでございます。

なお、御質問の趣旨でございますE－B I K Eを活用したツアー企画につきましては、観光物産協会が毎年度実施をしております、実績として、令和6年度は年間12回、令和7年度は年間11回のサイクリングツアーを市内ジオサイトなどで企画しております。

また、ふるさと納税返礼品としてのサイクリングツアー商品の提供につきましても、観光物産協会において検討を進めており、令和8年度から新たに展開する計画となっております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ありがとうございます。

実際サイクリングツアーはもう観光物産協会のほうでいろいろと実施していただいているようですので、感謝したいところでありますが、サイクリングツアーの具体的な内容が分かれば教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

観光物産協会が実施しているサイクリングツアーにつきましては、同じ発着場所を起終点として、その周りの各種ジオサイトなどをE－B I K Eでめぐるツアーとなっております。

その中でも一番人気が高いツアーを紹介すると、大野ヶ原の地域づくり活動センターを発着場所とした四国カルストツアーが人気でして、大野ヶ原から津野町のカルストテラスを経て、天狗高原まで出向き、標高1,400メートルの絶景な景色やおいしい食べ物を満喫できるもので、令和7年7月から8月にかけて計4回企画しましたところ、合計で42人の申込みがございました。

そのほかには桜サイクリングツアーも人で、明浜のあけはま一れを発着場所としまして、野福峠まで上って、桜まつり会場の場所でお弁当を食べながら、美しい桜と起伏に富んだリアス海岸の景色を堪能できるもので、こちらは令和7年3月から4月にかけて計3回企画しましたところ、合計で22人の申込みがあるなど、両コースともに、特に女性に人気が高いツアーとなっております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

大野ヶ原の高原でのサイクリングツアーと桜ツーリングツアーが人気であるということで、今後ともこの事業は続けていってほしいなというふうに私も考えます。

それで、私が考えている乗り捨てというのは、貸出場所から貸出場所への乗り捨てということでどこにでも放置できるという意味ではありません。

昨年10月に、サイクリング in 四国西予ジオパークが開催されまして、議員の方も職員の方も数名御参加いただきました。山本議員は、E－B I K Eのスイッチを入れ忘れられまして、横林の休憩所まで汗だくになって行かれておりましたが、ほかの方はちゃんとスイッチを入れられてすいすい進んでこられました。50キロのビギナーコースではありましたが、E－B I K Eということもあり、全員が完走していただきました。

このことから考えましても、卯之町駅からジオミュージアムまでは約30キロであり、サイクリングコースとしてはちょうどよい距離と思い、また、西予市は愛媛県内でも有数の桜の名所が数多くある地域だと思います。先ほど紹介いただきました明浜でのサイクリングツアーもあるようではありますが、サイクリングで野福峠、明間の桜、朝霧湖の桜、龍澤寺の桜、それを巡ってジオミュージアムまで行く、このようなコースをいいんじゃないかなと私考えるんですけども、大がかりなツアーとしてではなく、1人でも参加できるような、そういったツアー内容にしてはどうかというふうに考えております。また、これらを返礼品として考えてはどうかと思うんですがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

御提案をありがとうございます。

この件についても観光物産協会と協議を行ったところですが、限定のツアーとしたら検討できるかもしれませんが、通常運用としましては、やはり一番のネックとなる乗り捨て後の移動手段については、公共交通バス等の路線自体がなかったり、またあったとしても間隔があく時間が多く、課題が残ること。また、観光物産協会も現在必要最小限の人員体制で運営を行っておりまして、E－B I K Eの回収や再配置にかかる人的労力を割けないこと。加えて、E－B I K Eの利用者や拠点施設管理者からも、特に乗り捨て運用の要望が寄せられていないことなどから、早期の導入は申し訳ございませんが難しいと判断しているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

E－B I K Eの利用者からも乗り捨ての要望がないということですが、選択肢をつくるのが大事なことだなと思います。またどうしても、乗り捨て後のことが気になるようでありましたら、卯之町から宝泉坊まで、ロッジまでサイクリングし、宝泉坊で1泊していただいて、次の日に帰ってくるというようなコースも考えられるんじゃないかなと思います。E－B I K Eの促進、利用促進については観光事業として、またふるさと納税の構築としても、これも今後とも考えていただきたらと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 59 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 15 分）

次に、2 番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

議席番号 2 番、日本共産党の大森揚子です。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

まず、市民病院・野村病院・つくし苑について質問いたします。

12 月議会におきまして、エアコンの故障、老朽化について質問をいたしました。

御答弁では、野村診療所のエアコンの故障について、設備の老朽化により不具合が生じているということは把握している。現在、状況を確認し、適切に対応を進めているとのことでした。どのような対応をされましたでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの大森議員の質問にお答えさせていただきます。

前回の答弁で不具合があることは承知しているというふうに答弁いたしましたが、そこは使用していない 2 階部分ということでございました。

今回お話をいただいておりますところ、野村診療所のほうの担当に確認いたしましたところ、1 階のロビー等のエアコンは故障していないことが判明をいたしました。

野村診療所につきましては、施設の老朽化に伴い、各修繕が発生することも想定されることから、指定管理者にて点検を適切に実施し、施設設備の維持管理に努めさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

ありがとうございます。

私もう 2 月中旬でしたが、野村診療所に行ってみました。8 時半に玄関が開くとすぐ正面に外気避けの衝立が置かれており、寒さ対策がなされておりました。それでも高齢の患者たちは、毛糸の帽子をかぶり、コートを着て待合室に座っておら

れました。この冬、外来患者が看護師に寒いと訴えてきたということも聞いております。エアコンは故障していないとのことですが、夏は暑く、冬は寒いという野村診療所の1階の状況については今後どう対応していかれますか、御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの大森議員の質問にお答えさせていただきます。

夏は暑い、冬は寒いということで、日本は四季があるということでそういうことでございます。冬場の対策といたしましては、来院時に自動ドアの開閉に伴い、冷気が直接院内に流入することを控えるため、出入口付近に衝立を設置するなどの工夫をしておるところでございます。また空調設備の適切な温度設定管理を徹底しまして、室内の環境改善に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

体調の悪い患者が外来で診療を受けますので、何とぞ十分な御配慮をお願いいたします。

次に、事業計画書について伺いをします。

12月議会では、8年度の事業計画書の提出については、令和8年2月頃を予定していますとの御答弁でした。来年度の診療体制、患者数の計画、収支計画、予算、その他必要な事項を含めるものとするとして、事業計画書は提出されておりますでしょうか。提出されておれば、来年度の事業計画において、今年度と比べて縮小される事業並びに新年度新たに取組もうとされている事業をお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

事業計画書についてお答えいたします。

令和8年度の事業計画書につきましては提出されており、その内容の主なものといたしましては、事業予算、事業計画を中心とする予算のものであ

ります。そのほかにも、来年度における組織体制の方向性についても、報告を受けているところでございます。それに追加のほうで来年度縮小や取り組む事業ということでございますけれども、現時点で新たに縮小する事業や、新たにに取り組む事業の報告は受けておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

事業計画書の市民への開示について、公開については、協会と協議した上で対応すると御答弁いただいておりますが、どのようになりましたでしょうか。御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

事業計画書の公表についてお答えさせていただきます。

事業計画書につきましては、令和7年度につきましては既に御覧いただいているとは思いますが、地域医療振興協会のホームページ等で公開することになっております。令和8年度につきましても同じくホームページ等で公開がされますので、そちらのほうを御参照いただいたらと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

市民病院・野村病院・つくし苑がおらが町の安心できる病院、診療所、介護老人保健施設として、住民のニーズに応えていけるよう、引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。

次に、西予市の教育状況について質問をいたします。

西予市では、各小中学校に学校生活支援員を配置されています。学校生活支援員とはどのようなことをされているのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

学校生活支援員の業務内容についてお答えをさせていただきますが、まず、学校生活支援員とは、西予市での名称となります。正式には特別支援教育支援員という名称となります。以後は、支援員の略称で答弁をさせていただきます。

支援員の業務内容については、西予市学校生活支援員配置取扱要領におきまして、5点掲げております。1つ目として、肢体不自由の児童生徒の支援、2つ目として、特別支援学級に在籍する児童生徒の支援、3つ目として、耳、目の不自由な児童生徒の支援、4つ目として、帰国外国人児童生徒等の支援、5つ目としまして先の4点に掲げるもののほか、特に配慮が必要と思われる児童生徒の支援となっております。

具体的には、障がいや発達特性により、支援を必要とする児童生徒の日常生活の支援や、授業中の学習活動のサポートについて、児童生徒の困り感の緩和や、自立を目的として、日々努めていただいております。担任教員や特別支援教育コーディネーターなどとも連携し、安心安全な学校生活に資する業務を行っていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員

○2番大森揚子議員

西予市に学校生活支援員を配置するようになった経緯をお聞きします。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

本市における支援員配置の経緯についてお答えをさせていただきます。

学校教育法の改正により、平成19年の4月からは、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障がいによる困難を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられました。これらの小中学校に在籍する障がいのある児童生徒に対して支援を行うものについて、特別支援教育支援員という広い概念で整理し、平成19年度より、国において地方財政措置

が行われるようになっております。

西予市では地方財政措置に先んじて、支援員の配置を平成16年度より行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

国の制度に先駆けて、西予市が支援員教育に取り組んでこられたと、支援員制度に近いものを取り組んでこられたということで、大変すばらしいと思いました。

それでは直近の2021年度から2025年度の5年間、西予市の小中学校において、実際に支援員がついた児童生徒数と支援員の推移はどのようになっておりますでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

直近5年間の支援を必要とする児童生徒数、それから支援数の数についてお答えをさせていただきます。

まず、支援員の支援を必要とする児童生徒についてですが、例年実施しております教育相談及び教育支援委員会を経て、学校生活支援員の配置が適切であるとの審議結果を得た場合が対象となります。その審議結果に対しまして、保護者が同意した場合に、正式に次年度の支援員配置対象となります。直近5年間の支援を必要とする児童生徒数と支援数につきまして、児童生徒数、支援数の順に、年度ごとにお伝えをいたします。令和3年度56人、それから38人、令和4年度58人、38人、令和5年度66人、41人、令和6年度85人、45人、令和7年度が児童生徒数101人、支援数45人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

再質問をさせていただきます。

支援を必要とする児童生徒数の増加が顕著にあ

らわれています。これに対して、支援員の数というのはほぼ横並びと最初のほう増えておりますがちょっと横並びの状況でちょっと残念に思っておりますが、支援を必要とする児童生徒数の増加が顕著にあらわれている要因をどのようにとらえておられますか、御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

先ほども答弁いたしましたとおり、支援を必要とする児童生徒数はここ3年ほどで顕著に増加しております。その要因としましては大きく2点あると考えております。

まず1点目ですが、特別支援教育に対する社会全体の理解が着実に深まってきていることです。発達の特長や教育的ニーズに応じた支援の重要性が周知され、学校や保護者の気づきが進んできております。そのため、これまで以上に保護者の皆様が適切な支援を求めやすい環境が整ってきているのではないかと考えております。

2点目としましては、支援員の技能向上に伴い、支援を受けた児童生徒が成長を遂げている姿が、学校現場やほかの保護者の皆様に広く共有されていることが挙げられます。支援の効果が目に見える形で示されることで、支援員の配置に対する信頼が高まり、結果として、配置を希望する御家庭が増えているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員

○2番大森揚子議員

来年度の支援を必要とする児童生徒数と支援員数を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

令和8年度の支援を必要とする児童生徒数と支援員数についてお答えをいたします。

支援を必要とする児童生徒につきましては、見込みの数となっておりますので御了承いただければと思います。西予市全体で児童生徒数は101人、

配置予定の支援員数は40人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員

○2番大森揚子議員

来年度、支援を必要とする児童生徒数は変わらないのに5人の支援員が減らされることとなります。ある支援員さんから1人で3人の児童を支援している。支援を必要とする子供が増えてきているのに、来年支援員が減るんよという声を聞きました。支援員、教員ともに、現場からは不安な声が上がっています。

支援員を一度に5人削減というのは、支援を必要としている児童生徒たちにとって、また、学級担任、学校にとっても大変困ることになるのではないのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

来年度の体制についての見解でございますが、近年、支援員配置児童生徒数が増加傾向であることから、教育委員会では、配置体制等の見直しが必要ではないかと考えて議論しておりました。そのため令和6年度より、支援員を子どもへの配置から学校への配置へと変更し、学校裁量で運用できる体制としております。

現在は、複数の児童生徒に対して1人の支援員の配置を基本として、各学校で運用をしていただいているところでございます。さらには、支援員配置基準の適正化や適応がうまくいかない支援が必要な子どもを早い段階で見つけ、積極的な支援を行う取組を進めていくことにより、40名の学校生活支援員の配置で運用が可能であると判断しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

国は、この制度がスタートした平成19年度より、小中学校の支援員配置に対して、地方財政措

置を開始しています。西予市ではどのくらいの財政措置があったのか。また、その財政措置をどのように扱っていたのか御説明ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

議員御質問にありましたように、特別支援教育支援員の配置に係る費用につきましては、普通交付税の算定において、小中学校費として、基準財政需要額に算入されております。この算入は、支援員の人数や配置校数によって決まるものではなく、所管する学校数に応じて一定の割合で措置される仕組みとなっております。

本市の学校数を踏まえ、標準団体に占める割合や単位費用を用いて概算いたしますと、令和7年度は、次のとおりでございます。まず、小学校費は1校当たり454万5000円、12校分で合計5454万円となります。次に、中学校費につきましては、1校当たり265万4000円、5校で合計1327万円となっております。この結果、小中学校合わせた普通交付税措置額の総額は6781万円となる見込みでございます。

一方、本市の実際の予算措置額につきましては、令和7年度の小中学校分の合計で1億3850万円となっており、交付税措置額を大きく上回る状況になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

日本の教育予算は、OECD諸国で最低水準です。国が十分な財政措置をしているとはいいたいがたいですが、それでも支援体制を拡充する方向では進んでいます。

西予市も厳しい財政状況の中、予算措置額も年々増額となっております。国が支援員配置に対して、財政措置を拡充する方向で進めている中で、来年度の支援員削減の方向は、教育行政に逆行することになるのではないのでしょうか。お考えをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

国の財政措置に対する本市の対応についてお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、これまで本市における特別支援教育支援員の配置に係る予算を国の財政措置のみで全て賄うことはできていない状況でございます。こうした状況のもとで、持続可能な学校運営を進めていくためには、国の財政措置を参考としつつ、支援員の配置基準を明確化し、計画的に管理していくことも必要であると考えております。

また、支援員の削減が教員の働き方の負担増につながるのではないかという御懸念もあろうかと思いますが、支援を必要とする児童生徒数が増加する中で、支援員の配置だけで、今後十分な対応や支援を行うことができなくなる恐れがあり、それにより教員が対応する負担が増えてしまうことも予想されます。

先ほど答弁いたしましたように、支援や配置基準の適正化や支援が必要な子どもを早い段階で見つけ、積極的な支援を行う取組を進めることにより、持続的に必要な支援を提供できる体制を構築したり、教員一人ひとりの対応技能の向上につながったりするものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員

○2番大森揚子議員

西予市は、かつては支援を必要とする児童生徒1人に対して支援員が1人ついていただとお聞きました。また、2017年12月時点で支援員48人が配置されており、南予地域では、宇和島市に次いで手厚い配置となっております、とも紹介されておりました。支援を必要とする児童生徒たちに寄り添ったすばらしい支援体制が取り組まれていたんだと大変感心いたしました。

しかし、ここに来て来年度からの支援員の1人5人の削減、これは市の財政事情に合わせた支援員削減ではないのでしょうか。お考えをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

支援削減と西予市の財政危機との関係性についての御質問だと思いますけれども、危機脱却プランの中には、支援に対して配置体制の見直しとございます。

しかしながら先ほど答弁いたしましたように、西予市では、令和6年度より支援員の配置体制について見直しを進めてまいりました。これは支援員の人数を単に増やすことだけでは、本当に支援が必要な児童生徒に必要な支援を確実に届けられなくなる可能性があるかと判断したためでございます。

また、支援を要する児童生徒数の増加に対して、支援や配置を中心とした対応では、教員自身の特別支援に関する指導力や対応能力の向上が十分に見込めないという課題がございます。特別支援教育の質を持続的に高めるためには、教員が主体的に対応できる力を育成する必要がある、その環境整備が不可欠であると考えております。

以上のことから、支援体制をより効果的なものにするため、支援配置を中心とした対応から必要に応じて専門性を学校へ届ける積極的な取組へと転換を図ることが適切であると判断し、見直しを進めているものでございます。したがって、今回の見直しは財政状況に起因するものではなく、あくまでも教育的効果と持続可能な支援体制の構築を目的としたものであることを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

西予市には、西予市子ども教育振興基金が設置してあります。支援員を削減する方向ではなく、教育の質、支援員の体制の問題だと言われましたけれども、支援員を削減する方向ではなく、この基金を使って支援員配置の拡充に努めるお考えはありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

西予市子ども教育振興基金を充当できないかと

いう御質問かと思えます。

生活支援員の配置は、支援を必要とする子どもの学校生活面での支援として重要である一方、基金が目的としている教育振興への直接的な寄与には該当しないと整理しております。

このため現在の基金の設置趣旨の範囲では、生活支援員の経費に充当することは、適当でないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

支援員削減の方向は、西予市の学校教育を支えてきてくださった学校生活支援員の方々に対して、そして、何よりも支援を必要としている西予市の子どもたちにとって、とても冷たい行政の在り方であり、方向であると言わざるを得ません。西予市の財政危機を理由に、教育に関わる予算の縮減はすべきではないと考えますが、市長、いかがお考えでしょうか。御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

お尋ねの財政危機と特別支援教育支援員の削減との関係性につきましては、先ほど担当部長から答弁をしましたように、両者に直接の関係はございません。支援が必要な児童生徒が必要な支援を確実に届けられなくなる可能性があるかと判断して、令和6年度から配置体制の見直しや積極的な支援の取組への転換に着手をしているということです。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございました。

支援を必要としている子どもたちに十分な支えを。これは保護者のみならず、先生方の思いでもあるはずです。開明学校をシンボルとする宇和町は、教育に何よりも力を注いできた町です。西予

市として、一層の支援の充実を図ることを強く求めます。

次に、西予市の図書館について質問をいたします。図書館は皆さんの読書、知りたい・調べたいを保障することが役割です。生存権の文化的側面である学習する権利を保障する機関です。また、最も利用者の多い公共施設の一つです。西予市では、図書交流館という名称となっています。

12月の第4回定例会におきまして、残念ながら図書交流館明浜分館、魚成分館、土居分館、遊子川分館、高川分館の5分館の廃止条例が可決されました。今後、明浜町、城川町において、住民の図書に対するニーズ要望についてはどのように対応をされますでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

5分館廃止後の住民サービスについてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられましたとおり、令和7年第4回西予市議会定例会におきまして、5分館廃止の議案を上程し、議決を得たところでございます。令和8年度から新たな図書交流館体制により、スムーズにスタートできるよう、現在準備を進めているところでございます。

御質問の市民ニーズにどのように対応するのかという点につきましては、分館の意向を確認しますと、ある程度本を残したいという分館もあれば、利用者数が少ないことから必要ないという分館もございましたので、要望に応じた選書作業を進めているところでございます。

現在、分館に残すべき本と図書交流館の蔵書として広く市民に流通させるべき本との選別を進めているところでございます。廃止となる分館におきましては、インターネットを利用することやセンター職員の協力によりまして、これまで同様に希望する本がセンターまで届く仕組みを構築できることから、本の貸し借りに関しまして、著しいサービスの低下には至らないものと理解をしているところでございます。

4月以降、市民の皆様から多様な御意見・御要望が寄せられることも想定しておりますので、そうした声を丁寧を受け止め、必要に応じて柔軟に

対応できる体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

高齢者の多い地域でもありますので、利用しやすいように、丁寧な対応を今後もよろしくお願いをいたします。

令和8年度からは、西予市の図書館は図書交流館まなびあん、図書交流館野村分館ゆめちゃんこ、図書交流館三瓶分館の3館となります。私が親子リズムの子育てサークルをしていた頃、地域のママさんたちが図書館に行ったら、Aさんにどんな絵本がいいか教えてもらった。Aさんに絵本のことなんでも教えてもらうんですよと話しており、子育て中のママたちの不安や願いに寄り添ったアドバイスがされていて、私もさすがだなと思いながら、ママたちの話を聞いたことがあります。Aさんは、図書館司書で蓄積された知識を持たれており、地域のママたちからとても頼りにされておりました。

そこで、図書館司書についてお伺いをします。各図書館分館には、図書館司書が何人おられますか。また、図書館司書の雇用形態はどうなっておりますか、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

各図書館の司書の数と、雇用形態について、答弁させていただきます。

令和7年度の現状としましては、図書館司書は全体で5名となります。中央館まなびあんに2名、野村分館に1名、三瓶分館に2名となっております。雇用形態につきましては、1名は正職員で4名は会計年度任用職員となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

図書館サービスは、図書館職員によって支えら

れています。図書館の仕事は、ただ本のレンタルを行っているのではなく、相当の期間、任用される職員をつけるべき業務であり、また、フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある業務です。そして、図書館の仕事を具体的に担うのは、専門職である図書館司書です。図書館業務の要となる図書館司書にふさわしい位置づけとして、司書を正規職員として配置することが望ましいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

図書館司書を正規職員でとの質問でございますが、西予市におきましては、現在の司書資格を有する職員が図書館交流館に配置されておりますけれども、合併からこれまで図書館司書としての採用実績はございません。これまでも勤めていただいております司書の皆様が、図書交流館の運営におきまして、定期的集まり各種イベントや読書啓発等について協議を重ねております。図書館司書がリーダーシップを図りながら、西予市らしいサービスの提供を推進していただいているところです。

ただ、現在の体制であっても、課題や不都合が生じているということが現場からは上がってきておりません。今のところ正職員としての採用は検討していない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

図書館長は、図書館事業を長期的視野に立って進める責任者であり、地域の読書環境整備に中心的役割を果たすべき職です。司書資格を持つ館長を配置し、その業務にふさわしく、安定的、継続的に業務に専念できるような体制を望みます。

年末に三瓶分館の取組の紹介をケーブルテレビで拝見しました。図書館からのメッセージが画面を通して暖かく伝わってきました。各図書交流館分館がそれぞれの持ち味を活かした取組をされています。これからも、誰もが求める居心地のいい

場所であるようよろしくお願いいたします。

次に学校図書について質問いたします。

愛媛新聞 1 月 25 日付で愛媛県の学校司書配置率が 7.7%であり、全国平均 67.4%からは程遠く、全国最下位であるというショッキングな記事が掲載をされました。西予市の学校司書の配置人数は現在どのようになっているのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

西予市の学校司書の配置状況について答弁させていただきます。西予市内の小中学校におきましては、学校司書の配置人数はゼロ人でございます。また、近隣、南予地域を調べてみましたけれども、南予地域の小中学校におきましても、学校司書の配置人数はゼロ人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

学校司書の配置について、国は平成 24 年度から第 4 次「学校図書館図書整備 5 か年計画」に基づいて、地方交付税にて財政支援を行っています。平成 29 年度からは増額され、週 30 時間の学校司書をおおむね 2 校に 1 校配置可能な経費として、単年度約 220 億円が地方交付税措置として講じられています。この財政措置はどうされたのでしょうか。御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

学校司書の配置に対しての地方財政措置について答弁をさせていただきます。

学校司書に係る普通交付税措置につきましても、先ほど御説明いたしました特別支援教育支援員の場合と同様に、普通交付税の基準財政需要額の中で措置されております。国として、学校図書館の充実や読書活動の推進を図る観点から、学校司書の配置に必要な経費を一定程度見込んで算定しているものでございます。しかしながら、交付

税における算定はあくまで標準的な経費を想定したものであり、実際に学校司書をどのように配置するかにつきましては、各自治体が学校運営の考え方や教育施策の方向性に基づいて判断すべき事項となっております。つまり、交付税措置があるから、必ず配置しなければならないというものではありません。

本市としましては、学校図書館の果たす役割や子どもたちの学習環境の向上を踏まえながら、持続可能な学校運営の中で、学校司書の配置の在り方につきましては引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に令和4年度からの5カ年計画での西予市の対応状況についてですが、令和4年度から5カ年計画での配置拡充に対しましては、先ほども申し上げましたとおり、西予市では学校司書の配置を行ってございません。しかしながら、令和7年度は、市内小中学校17校のうち、12校に司書教諭免許を有する教諭が配置されており、そのうち8校で、学校図書館を公務分掌として担当しております。

学校教育課では、各学校からの要望を受け、学校図書館の充実を図るための備品購入費を予算化してございます。令和7年度につきましては、市内12校の小学校で181万1000円、5校の中学校で78万6000円、合計259万7000円を予算化しており、新書の購入費等にあつて、学習環境の充実に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員

○2番大森揚子議員

5カ年計画の今、一緒に御答弁いただきましたでしょうか。5カ年計画の8年度までの分の御答弁もあわせて。

学校現場の声が愛媛新聞にも掲載されておりました。司書教諭だからといって、ほかの業務は軽減されない。学級担任などで忙しく、図書館に手が回っていない。このように、学校司書を司書教諭に任す状況は、まさに、教員の働き方改革に逆行しているとは考えられませんか。お考えをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

学校司書の配置と教員の働き方改革等の関連性でございますが、各学校におきましては、先ほど御説明しましたとおり、市内小中学校17校のうち12校に司書教諭免許を有する教員が配置されており、司書教諭を中心にそれぞれの学校において、学校図書館を担当する教諭が読書活動や学習環境の充実に取り組んでおります。

また、現在西予市では、教員の働き方改革の一環としまして、14名のスクールサポートスタッフを配置しており、その仕事内容の一つとしまして、学校図書館の新書のラベル張りや本の整理整頓に従事しているスタッフもでございます。

また、市内のほとんどの小中学校では、児童会、生徒会活動の中で、図書委員会が組織されており、朝や昼休みに本の貸出を行ったり、読書集会等で本の紹介をしたりするなどしており、児童生徒の主体的な活動を促しております。

このような現状もあり、学校司書設置についての強い要望は、学校現場からは上がっていないと承知しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

学校図書館は、子どもたちに豊かな読書、調べる楽しみ、知る喜びを保障し、教師には豊かな事業展開のための情報や資料を提供します。

愛媛新聞に掲載された南予の50代司書は、学校司書が子どもと信頼関係を築き、一人ひとりの興味に沿った旬の本を差し出せば、子どもたちを夢中にさせる図書館運営を目指せるのと言われております。2014年には、議員立法により、学校図書館法が改正され、学校司書は法律に位置づけられるようになっています。

子どもたちにも教員にも求められ、頼りにされる学校司書を西予市にもぜひ配置していただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたします

た。

明日３月６日は午前９時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時56分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

西 予 市 議 会 議 長 宇都宮 俊文

同 議 員 大森 揚子

同 議 員 山下 昌和

第 4 日

3 月 6 日（金曜日）

令和8年第1回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 令和8年 3月 6日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和8年 3月 6日

午前 9時00分

1. 散 会 令和8年 3月 6日

午後 0時19分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 欠 員

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

4 番 宇都宮 久見子

7 番 加 藤 美 香

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- | | |
|--|---|
| <p>1 会議録署名議員の指名
(4番 宇都宮久見子、7番 加藤美香)</p> <p>2 一般質問</p> <p>3 議案の訂正について</p> <p>4 議案第 4号 財産の無償譲渡について
議案第 5号 西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について</p> <p>5 議案第 6号 西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について
議案第 7号 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>6 議案第 8号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 9号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 10号 西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 12号 西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 13号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第 14号 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 15号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 16号 西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> | <p>議案第 17号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 18号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 19号 市道路線の廃止について</p> <p>議案第 20号 市道路線の認定について</p> <p>議案第 21号 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について</p> <p>7 議案第 31号 令和8年度西予市一般会計予算
議案第 32号 令和8年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 33号 令和8年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 34号 令和8年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 35号 令和8年度西予市介護保険特別会計予算</p> <p>8 議案第 36号 令和8年度西予市水道事業会計予算
議案第 37号 令和8年度西予市簡易水道事業会計予算
議案第 38号 令和8年度西予市下水道事業会計予算
議案第 39号 令和8年度西予市病院事業会計予算
議案第 40号 令和8年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 41号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>9 請願第 1号 西予風力発電事業に関する請願書</p> |
|--|---|

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名				を改正する条例制定について
2	一般質問	議案第 18 号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について		
3	議案の訂正について	議案第 19 号	市道路線の廃止について		
4	議案第 4 号 財産の無償譲渡について	議案第 20 号	市道路線の認定について		
	議案第 5 号 西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について	議案第 21 号	西予市過疎地域持続的発展計画の策定について		
5	議案第 6 号 西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について	7 議案第 31 号	令和 8 年度西予市一般会計予算		
	議案第 7 号 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	議案第 32 号	令和 8 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算		
6	議案第 8 号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 33 号	令和 8 年度西予市国民健康保険特別会計予算		
	議案第 9 号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 34 号	令和 8 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		
	議案第 10 号 西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 35 号	令和 8 年度西予市介護保険特別会計予算		
	議案第 11 号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	8 議案第 36 号	令和 8 年度西予市水道事業会計予算		
	議案第 12 号 西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	議案第 37 号	令和 8 年度西予市簡易水道事業会計予算		
	議案第 13 号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 38 号	令和 8 年度西予市下水道事業会計予算		
	議案第 14 号 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 39 号	令和 8 年度西予市病院事業会計予算		
	議案第 15 号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第 40 号	令和 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算		
	議案第 16 号 西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 41 号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について		
	議案第 17 号 西予市火災予防条例の一部	9 請願第 1 号	西予風力発電事業に関する請願書		

開会 午前9時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番宇都宮久見子議員、7番加藤美香議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

次に日程第2、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

おはようございます。

インクルセイよのまつもとみきです。

議長から発言の許可をいただきましたので、なるべくどなたが聞いても分かるように、一般質問に臨みます。理事者の皆様にも明快な御答弁をよろしく願います。

今回は、聴覚障がいの課題、選挙、総合計画の3つについてお聞きいたします。

まずは1つ目の聴覚障がいの課題についてです。もう15年も前になりますが、設置手話通訳者として、短い間でしたが、市役所で務めさせていただきました。知識も技術も未熟な私をサポートいただき、また電話もまともに取れなかった私に率直な御指導もいただきまして大変勉強になりました。当時から、生意気な存在だったとは思いますが、貴重な時間を一緒に過ごせたことを感謝しております。時がたちまして、当時とは違った形ですが、西予市の聴覚障がい者を取り巻く施策に

ついてともに考えていけたらという思いで質問いたします。

項目1の手話言語条例についてお尋ねします。2013年10月に日本で初めて手話言語条例が鳥取県で公布施行されてからその波は広がり続けて、制定自治体数は今や600を超えています。令和7年6月18日には、国会で手話に関する施策の推進に関する法律が全会一致で可決成立しました。この法律は、手話を重要な意思疎通のための手段とし、国や地方公共団体に、手話の習得、使用や手話の文化の保存、継承発展、住民の理解と関心の増進に取り組むように明記されているものです。愛媛県は長年、手話言語条例がない日本で唯一の空白地域でしたが、昨年、令和7年12月19日に八幡浜市で手話言語条例が可決されました。

そこでお伺いいたします。西予市では手話言語条例についてどのような見解をお持ちでしょうか。また、今後条例制定の展望はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいま、まつもと議員から手話言語条例及び条例に関する市の考え方についての質問がありましたのでそれにお答えをさせていただきたいと思えます。

手話は議員も言われるように単なる伝達手段ではなく、障がい、聴覚障がい者の方々が、知識を得たり、また、豊かな人間性を育むための不可欠な、言語であると認識をしているところであります。国において法律が成立し、県内でも八幡浜市がいち早く条例制定がされるなど、県、愛媛県をはじめとする自治体でも条例制定の動きが加速していることは、本市にとりましても極めて重要な指針となると考えております。

西予市といたしましてはこの法律の趣旨を再現し、そして手話への理解促進と普及を図るため、先行自治体の事例を検証し、手話言語条例の制定に向けて検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

市長おっしゃるとおり、現在愛媛県議会では、手話言語普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の促進に関する条例案、また松山市議会でも手話言語条例案が、これは議員提出によって審議されています。これを見て私も議員さんお一人おひとりと理解をともし、議員提出できるくらいの動きが必要なのだなとちょっと反省したところ です。

また、県議会の条例案は、情報コミュニケーション条例の内容を含んでいて、手話を言語とする聴覚障がい者にとってはさらに包括的な条例案になっていると思います。西予市も検討を進めるということでしたので、すばらしい内容の条例になるように私も力を尽くしたいと思いますので、推進をお願いいたします。

次に、西予市の設置手話通訳者の設置体制についてお尋ねします。

設置手話通訳者とは、本庁1階の福祉課に在籍する手話通訳者のことで、手話を必要とする聴覚障がい者が市役所に来たときに、行政手続の手話通訳、手話での相談対応、手話通訳者等派遣事業のコーディネートなどの役割を担っています。市町村の必須事業として位置づけられた地域生活支援事業の中の意思疎通支援事業の一つです。

以前は月曜日から金曜日まで在籍だった設置手話通訳者ですが、令和7年度から週2回に縮小しました。その際の聴覚障がい者の説明会に立ち会わせていただきましたが、一番の要因は財政の悪化、財政に展望が見えたら復活させたいというお話が当時あったと記憶しています。現在の市の考えはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

設置通訳者の体制変更と今後についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり令和7年度より、設置通訳者の配置を週5日から週2日へと変更いたしましたのは、本市における手話通訳者を必要とされる聴覚障がい者の方々との近年の利用実績を勘案したことによるものでございます。

現在、本市ではICTを活用し、LINEによ

る手話通訳派遣の受付やビデオ通話による意思疎通支援を行っております。窓口においても、手話技術を有する職員や、音声文字変換アプリの活用など、柔軟に対応できる体制を整えているところでございます。

また、緊急時にはネット119や110アプリの利用を推進しております。これを利用することで、位置情報が共有され、消防署や警察署による迅速な対応が可能となります。さらに、通報のあった消防署等から直接、本市の登録手話通訳者へ依頼ができる体制も構築いたしました。今年度は12月と2月に西予市消防署と西予警察署に御協力いただきまして、手話通訳を利用されている聴覚障がい者及び登録手話通訳者を対象にネット119システムと110番アプリシステムの説明会を開催したところです。現在の体制に変更して間もないこともありますし、現在の体制を維持しながら、検証を進めてまいりたいと考えております。

今後もデジタル技術の活用をさらに進化させるとともに、サービスの質を維持し、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

昨今のデジタル技術の進展というのは本当に目覚ましくて、利用者が大変便利に感じていることは事実あると思います。ただ、福祉事務所の長野さん、直属の上司でしたので御存じと思いますが、手話での相談によって福祉ニーズが掘り起こされるっていうことがありますので、相談対応窓口が減るっていうのは、聴覚障がい者にとっては、不便なことというか利益の損失かなというふうに考えます。

また、さきに述べた国の手話施策推進法にも逆行していることかなというふうにも、私個人としては考えてます。また、日本では手話通訳の資格を取得しても、不安定な雇用形態ばかりという問題があります。意欲を持って取り組んでも仕事としてはやっていけない。手話通訳者の身分保障の問題は私が居たときから問題視されてましたが一向に解決せず、むしろ悪化しているという印象です。このように偉そうに言ってますけど私自身が、

当時自分の都合で1年間週2回勤務にさせてもらったという前例をつくってしまったので、今の設置通訳者には申し訳ないと思いますが、ただ今回の変更は通訳者の意向ではありませんし、このままでは今後引き受けてくださる手話通訳者がいなくなってしまうということも考えられます。今の体制維持ということでしたが、改善に向けて検討していただくように強く要望をここでいたしておきます。

次に難聴者の課題についてお尋ねします。

資料 1、きこえの度合いの表の御参照もお願いします。縦軸がデシベルで音の大きさ、強さをあらわし、横軸がヘルツ周波数であらわされる音域となっています。聴覚障がいの等級は2、3、4、6級があり、現行の障害認定基準は2級で両耳の聴力レベルが100デシベル以上、3級で両耳90デシベル以上、4級で両耳80デシベル以上、6級で両耳70デシベル以上、または片方が90デシベル以上、もう片方が50デシベル以上となっています。

この資料の表を見ていただくと分かりやすいと思いますが、2級の人はずいぶん隣でジェット機が飛んでも聞こえない。6級でもピアノの音が聞こえない状態とされています。ただ、障がいが認定されて身体障がい者手帳が取得できると、補装具支給などの制度がありますが、70デシベル以下の軽度中等度の難聴の場合、県の補助事業がある18歳未満の子ども以外は、支援が西予市にはありません。表を見ていただくと一目瞭然ですが、人との会話は20から60デシベルの中にあり、軽度中等度難聴の方にとってコミュニケーションに障壁が発生することが分かっていると思います。

近年、難聴が認知症リスクを高めるという研究結果が発表され、厚生労働省でも調査研究が進み、令和5年度、令和6年度には、難聴高齢者の早期発見、早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引が作成され、自治体にも周知されていることと思います。

現在、成人の軽度・中等度難聴への補聴器購入の助成を始めている愛媛県内の自治体は3市4町、4月からは1市が加わります。西予市にも、令和7年10月30日付で愛媛県難聴者連合会から要望書が提出されたと聞いています。加齢や中途失聴など、現行の制度ではつくり上げることができない難聴者へ補聴器購入助成など支援を進めて

いく考えはあるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

加齢等による聞こえが低下した方への支援についてお答えいたします。

議員もおっしゃられているとおり、加齢に伴う聴力の低下は、認知症の発症リスクや生活の質の低下、社会参加への阻害などにつながる重要な課題だと認識はしております。

現在、国の補聴器購入支援は、身体障がい者手帳所持者に限られており、軽度・中等度の難聴者は制度の対象外となっております。そのため、愛媛県では発達段階における聞こえ成長期の言語発達を支えるため、市町と連携して軽度・中等度難聴児への補聴器購入助成を実施しております。全国でも、ほとんどの自治体の実施されているようです。

一方で、御指摘のとおり成人を対象とした取組は全国的にも少なく、自治体によって対応が分かれているのが現状です。本市といたしましては、他市町の事例や効果を注視しつつ、保健福祉分野と連携し、補聴器助成の在り方について慎重に検討したいと考えております。

しかしながら、年齢や障がいの程度、居住地によって支援に差が生じるべきではないと考えております。難聴者に対する統一的な支援制度の確立を強く求めるべく、国に対しても制度創設の働きかけをしてまいります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

香川県では、全国で初めて認知症対策としての補聴器購入の助成を令和8年度予算案に今回計上しています。

そこでちょっと再質問なんですけど、このように近い将来に国や県が助成を始めたとき、西予市がどれぐらいニーズがあって助成の対象者がいるのか調査してないと予算の積算が出せないんじゃないかなと思います。具体的な調査を実施するお考えというのはありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

難聴者の調査というのはかなり難しいことになるかと思います。例えばアンケートなどで、とるとかそういったことになろうかと思います。

高齢者に関しましては、介護予防事業として取り組むことも可能かと思いますが、私といたしましては18歳以上の難聴者の方も対象に考えるべきだと考えておりますので、そういったところの調査については再度、検討する必要があるかと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

調査の方法もまた研究していただいて、例えば、耳鼻科との連携とか、いろいろ方法があるんじゃないかと思うのでまたよろしく願います。また、補聴器助成ってコストがかかるかなというふうに思われるかもしれませんが、認知症発生との因果関係があるとしたら、認知症リスクのほうにコストが軽いとは言えないと思いますので、継続的に実施している国の認知症との因果関係の研究とか、おっしゃられた各自治体の事業実施の検証なども、今後参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、難聴者のコミュニケーション支援という視点でお尋ねをします。

令和4年5月25日に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布、施行されました。障がいの種類や程度に応じて、どこに住んでいても、障がいがない人と同じ情報を同じ時に取得できるようその施策を推進する法律で、第3条の基本理念にはデジタル技術を活用することがうたわれています。先ほど御答弁ありました内容もここに当てはまるのかなと思います。ここで取り上げたいのは、デジタル技術を用いた社会参加の環境整備についてです。

先般、市政懇談会の宇和会場で政策推進課職員の方々の御理解と御協力によって、コミュニケーション支援アプリを用いて、音声をリアルタイム

で文字変換する取組の実現ができました。聞こえない方はもちろん、聞こえる参加者にも大変好評で、最近ではこの本会議のこういう議場での傍聴者に向けてこの技術を活用している自治体も増えています。

例えば、私は地域の総会で聞こえなくなってしまった、聞こえにくいついていうお声をいただくことが少なくありません。コミュニケーション支援アプリは無料でも使えますし、有料でも高額ではありません。基金も今、市役所にある範囲で十分活用できるのではないかと考えます。難聴になることで社会参加を控えてしまうということが、認知症リスクにもつながる可能性があることから、会議とか会合の場面で積極的にこのアプリを使った情報提供の環境整備を整えていくお考えはないでしょうか。

まずは、高齢者の多い会合とか、多様な方が参加する会場で実施、もしくはレンタルしてみるなど、具体的な取組を始めてもらえたらうれしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

難聴者の方々への社会参加の環境整備についてお答えいたします。

難聴者の方々が地域社会に参加しやすい環境を整えることは、誰もが等しく情報を受け取り、意思決定に参画できる共生社会の実現に向けて、重要な取組であると認識しております。議員もおっしゃられたとおり、さきの市政懇談会では試験的に導入させていただきました。

現在本市では、難聴者の方々のコミュニケーション支援に資する取組として、市が主催する会議や説明会等の場において、音声を自動で文字変換するアプリを活用し、その内容を大型スクリーン等へとする手法について検討を進めております。これによりまして、発言内容の視覚的な把握が可能となり、内容の理解度や参加のしやすさが向上することが期待されます。

また、導入に当たりましては、会場環境に応じた適切な機材の選定、文字変換の精度を高めるための運用方法の確立、そして、参加者の不安、プライバシーへの配慮などについて留意しつつ、効

果的な活用方法の導入を図ってまいります。

今後も多様なコミュニケーション支援技術の活用を含め、難聴者の方々が円滑に情報へアクセスし、積極的に社会参加できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

これぜひ取り入れていただきたいなと思っていますので、取り入れていただいた際は議場でも使えたらなと、便乗して使えたらなと思っていますのでよろしくお願いします。

次に、大きな項目の2つ目、選挙について質問いたします。

今回、急な衆議院議員総選挙であったため、全国的には入場券が届いていないなどのニュースもありましたが、西予市では、公示日翌日に入場券が届き、円滑な選挙事務が実施されたと思います。大変御苦労があったんじゃないかなと思います。そんな中での質問で大変恐縮ですが、今回は、投票の環境づくりについてお尋ねします。

まず、障がいがある方への投票の調整についてお聞きします。ここで調整としたのは、私は合理的配慮という言葉が上下の位置関係を感じて好きではないので、障がいに応じた合理的調整という言葉のほうを使わせていただきました。障がいがある方の投票には障がいの種類や特性に応じた調整がなされていると思いますが、今回は平成25年に回復した成年被後見人の選挙権について、西予市ではどのような取組をされているか。また、その取組を広く市民に周知されているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

障がいのある方への投票調整についてお答えいたします。

御案内のとおり、平成25年の公職選挙法改正により、成年被後見人の選挙権が回復いたしました。本市におきましては、各投票所において点字機の準備や車椅子の配備、さらに投票支援カードも設

置し、投票しやすい環境を整えております。

また、代理投票の申出があれば、事務従事者2名で対応することとしております。例えば、施設などから投票に来られた場合、施設職員から引き継いだ職員2名が代理投票の対応をいたします。選挙人が意思表示した候補者などを1人の職員が、選挙人のかわりに投票用紙に記入し、もう1人が正しく記入されているか確認をしております。車椅子の方で投票場内の移動が難しい場合には、職員が投票場内の移動を補助するなど、選挙人が投票しやすい環境を整えております。

議員御指摘の障がいのある方に対して特別な周知等は行っておりませんが、選挙事務説明会において、代理投票の対応方法や事務従事者の心構えなど、事務従事者に対しての説明を行い、適切な対応に努めているところでございます。

今後におきましても、有権者の皆様がその権利を等しく行使いただけるよう、一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細やかな対応を徹底して、誰もが安心して投票できる環境づくりに継続して取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

様々に取り組んでいただいているということで安心をいたしました。

総務省のホームページには、障がいのある方に対する投票所での対応例というのがあって、中でも東京都の狛江市の取組がすごい目を見張るものがあります。選挙事務のための障がいに応じた支援のマニュアルが一般に公開されていて、誰もが投票しやすい投票所を目指しますと掲げてあり、ホームページには、どんな投票支援があるのか書いてあって、資料のPDFもついています。当事者団体と市と協力団体とが共同で動画も作成されてユーチューブにも上がっています。

投票意思のある方にはその権利を障がいを理由に諦めることのないよう、西予市が行っている取組を市民の方、また、障がい当事者の方にも知っていただき、さらにその取組も、これでいいではなくて、工夫を重ねていって、取り組み続けていただきますようお願いを申し上げます。

次に、不在者投票についてお尋ねします。

選挙期日に投票所に行けなくても投票できる期日前投票や在外選挙制度などを拡充していますが、最も歴史があるのが不在者投票制度です。不在者投票の投票数は、令和6年10月の衆院選と比べても増えてきているように見えるのですが、特に西予市内の施設、指定施設での実績やその取組をお聞きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

不在者投票についてお答えいたします。

今回の第51回衆議院議員総選挙における不在者投票数は、病院や老人ホーム等の指定施設での投票が182件、仕事や旅行等で他市区町村に滞在されてる方の投票が11件、郵便投票が2件ございました。そのうち、市内の不在者投票のできる指定施設、13施設のうち6施設においても、不在者投票が実施されております。施設に入院または入所している選挙人に対して、各施設において投票の意思確認を行い、市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、施設内で投票を行っております。

市指定施設での不在者投票については、西予市明るい選挙推進協議会の委員などが部外会員として立会いをし、公正な選挙の執行に努めております。

市外に滞在している西予市の選挙人に対しても、案内を送るなど投票機会の確保にも努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

1点、どのように意思確認を行っているかというのを再質問したいんですが、例えば西予市民病院ではどうやって確認しているか教えてもらえますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

お答えいたします。

西予市民病院、つくし苑において聞き取りいたしました。入院患者、入所者本人に個別に不在者投票を行うかを確認していると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

お一人おひとり個別に声かけで意思確認しているということで、投票の権利をしっかりと受け止めてもらってるなとありがたいと思います。

また、この質問をするに当たってマイナポータルのぴったりサービスっていうのを使って、不在者投票の投票用紙をオンライン請求できるという仕組みがあることを知りました。もし、これ費用がかからないのであれば、オンライン請求できればさらに幅が広がるかなと思いますのでその辺りもぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

次に情報の周知についてお尋ねします。

今回、防災無線での放送を結構していただいたなという印象があるんですが、残念に思ったのが公式LINEの活用です。

私は他市の公式LINEを幾つか登録しているのですが、大体公示日当日と中間、また最終投票日の3回はどの市からもLINEが来ました。西予市遡って見てみると1回は来てたかなと思ったんですが、今回はなかったのかなというふうに思います。急な選挙だったということもあろうかと思いますが、急だからこそ国民審査は2月1日に入らないと投票できないということもありました。そういうことも含めて、公式LINEは自由で柔軟に発信ができるプッシュ型のツールだと思います。また、最初の質問で述べた聴覚障がいの方へも大変効果的な情報ツールとなっています。公式LINEを活用していただきたいかなと思うんですがその辺りはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

選挙の周知、広報につきましては、戸別受信機が多くのご家庭に設置されていることから、防災行政無線を中心とした広報を行っております。その他、公共施設へのポスター掲示や啓発チラシに加

え、ホームページやSNSでの広報、市内スーパーの店頭において啓発グッズを配布しながらの投票の呼びかけを行っております。

また、平常時においては、選挙啓発ポスターの応募や展示会、市内高等学校や小学校での出前講座を実施するとともに、若年層の投票率の向上を図っております。

今後は、議員御指摘のとおり公式LINE等の配信回数を増やすなど情報の周知に努め、投票率の向上を目指し、啓発に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

本当に急な選挙で大変だったとお聞きしましたので、お願いばかりで申し訳ないんですが、せっかくの便利なツールなので、その利点を最大化するためにも備えていただいて、今度は活用していただきたいなと思います。また、通知が多過ぎるなということも懸念されているかなと思うんですけど、LINEの通知の細分化については以前一般質問で求めていますので、その辺りも、研究結果を反映していただいたらなというふうに思っています。

選挙の質問の最後は選挙公報についてです。

令和6年の初めての一般質問で、選挙公報発行のための条例制定について質問いたしました。その際、次回の市長、市議会議員選挙には発行できるように進めていくという御答弁でしたが、その後進捗はどうなっていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山崎選挙管理委員会書記長。

○山崎選挙管理委員会書記長

進捗状況についてお答えいたします。

選挙公報の発行に関する条例制定の進捗につきましては、令和6年の一般質問後、選挙管理委員会で協議を行い、県内他市の先行事例の調査に加え、本市の広大な面積における各世帯への確実な配送方法の検討、事務レベルでの精査を継続しております。

選挙公報は、公約、経歴など候補者の情報を各

世帯に配布するものであり、情報を伝える有効な手段と考えておりますので、令和8年度中には、選挙管理委員会において、方向性を決めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

令和8年度中にはというふうに御答弁いただきました。期日前投票が増えてきて、選挙公報の配布の時期とか、配布方法などに課題があるというのは承知しておりますが、昨今インターネットの切り抜き動画とか、アルゴリズムの情報、そんなに左右されない公式で公正な情報の一つとしては、重要な役割を果たすものだと考えておりますので、進み方に期待しております。よろしく願います。

最後に、総合計画についての質問です。

第3次総合計画のワーキンググループの作業が進んでいるところだと思います。2月18日の議員勉強会でいただいた資料によりますと、8つの作業部会にそれぞれチーム名がついていて、目指すことを明確にあらわし、常にそこに立ち返ることができるような工夫がされているのかなと、とてもよい取組だなと思いました。この部会の皆さんがわくわくしながら素案づくりに励まれているとしたら、大変うれしいです。私はこの総合計画に結構しつこくこだわっておりまして、それは、これが市の最上位計画であること、また予算決算審査の重要な指標になること、すなわち西予市の未来にとって大きな意味を持つものだと考えているからです。

令和7年第4回定例会の一般質問で、財政と総合計画を照らして考えたのはその観点からでした。新しい計画策定のためには現計画の適切な確かな評価が必須となります。

そこでお尋ねいたします。資料2は広報せいよ2016年6月号のページです。これは第1次総合計画と当時の市長の政策提言の整合性を評価したという内容になっています。この中身の制度どうこうというわけでは今回なくて、市の計画と政治としての主張提言とかマニフェスト進捗、この整合性、マッチング度合いをはかるというのは、大変

有意義な評価、検証だなというふうに思っ取り上げました。今回の第2次総合計画の総仕上げとして、このような評価を再度実施するお考えはあるのでしょうか。また勉強会資料では、7月から12月に評価検証作業が実施されたというふうになっていますが、どのような体制で行われて、どう評価検証されたのかをお示しください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今、質問のありました新しい計画策定に向け現行計画の評価体制及び見解についてということでしたのでお答えをさせていただきます。

先ほど示されました広報せいよ2016年の6月号では、当時の三好市長の政策提言と第1次総合計画を整合させ、市民評価を実施した旨の記事を掲載しているということを確認しております。このように評価を公表し、何ができ、何ができなかったのかを市民の皆様に明示して評価いただくことは、行政運営の透明性を高め、説明責任を果たす上で重要な視点であると認識しております。

総合計画は、持続可能な市政運営の指針として活用をしており、重要重点施策への予算配分や事務事業評価を通じ、効率的で計画的な行財政運営を進めていかななくてはならないと考えております。現在は第2次総合計画の27施策について、毎年度職員による内部評価をまとめたまちづくり報告書を作成、公表しているところであります。

したがいまして2016年当時、示されておりましたこのような同様の手法による市民評価を実施し、広報紙へ掲載するというようなことは予定しておりませんが、一方で、今年度から第3次総合計画の策定作業を開始しておりまして、ワーキンググループの中で、第2次総合計画の全体的な振り返りを全庁的に進めているところです。

この振り返り結果につきましては、今後開催予定の西予市総合計画審議会に報告をしまして、委員の皆様のお意見も踏まえまして、総合的に評価し、市ホームページで公開することとしております。

当然ながらその結果は、3次総合計画の策定に最大限反映してまいりたいと考えております。あわせまして評価体制につきましては、第2次総合

計画では十分な体制とは言えなかったということをおっしゃいますので、計画が日常業務に十分浸透しなかったという反省をいただいております。このことを踏まえ、3次総合計画策定に当たっては職員一人ひとりが日常的に総合計画を意識し、業務改善につながる仕組みをつくり、実効性のある市政運営の指針となるよう取り組んでまいります。

また、評価につきましてもどのような手法で、どう分析評価していくかということにつきましても、しっかり検討して実行してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

ありがとうございます。すごくしっかり分析して次に絶対つなげるぞっていう思いが伝わってきたので、これ本当に大切なところだなと思っておりますのでお願いしたいところです。

マッチングの評価は予定なしということでしたけど、これ実はA Iに入れてしまえば、客観的評価ってすぐ出るかなっていうふうに思います。外部に出すような精度にはならないとは思いますが、内部の参考資料としては、あってもいいんじゃないかなっていうふうに思うので、もし時間があれば、やってみてもらっても面白いかなと思います。

また、令和6年第4回定例会ではウェルビーイングを計画の指標にしてはどうかと提言いたしました。

デジタル庁のホームページにこのウェルビーイング指標活用サービスのリンクがありまして、オープンデータがすぐ見て分かるような形、ダッシュボード化されているので、ぜひ御覧になって見ていただきたいんですが、指標には客観指標と主観指標という2つありまして、カテゴリー別のグラフになっています。そのグラフで、客観指標が外側にあって、主観指標が内側だとその町は人口減少してしまうという分析がされています。

西予市は客観指標のみ表示されています。主観指標の表示には自治体のアンケートなどを入力してもらうことになっています。令和6年の質問時

にはこのウェルビーイング、市民アンケートに活用できたらと御答弁がありましたので、もしこの指標を取り入れたアンケートをこの間実施しておられたら、入力できるところは入力してもらって分析していただくのも、一つの参考になるんじゃないかなと思います。

次に、先ほど部長も言われましたまちづくり報告書の解析についてお尋ねいたします。

西予市のホームページには、総合計画の進行管理として、令和2年度から令和6年度までのまちづくり報告書が出されています。このデータ分析は大変有意義なものだなというふうに見えて思います。

今送りました資料3、また資料4、これはそれを読み込んで、そのデータから年ごとに抽出したグラフです。向上、横ばい、低下、比較不可をただ並べてみただけなんですけれども、それでも何か情報があるなというふうに思います。その中で今回は行財政のデータをもとにしてお聞きます。

資料5を送信します。資料5、まちづくり報告書の抜粋を参照にしてください。この中のちょっと文字小さいですが、指標①標準財政規模に占める財政調整基金残高割合のデータです。基準の令和元年19.5%から下がり続けて、令和6年度には6.7%となりました。ただ指標の増減が成果とは言えないとして比較不可とされています。確かに、財政調整基金残高が高いイコールまちづくりの成功ではありませんが、ただ、財政危機脱却プラン2025の説明で、将来にわたって持続可能な行政運営のためには、財政調整基金がある程度必要とし、常時10億円以上、できるだけ早く4月期首時点で20億円以上確保するとして、市民サービスの削減や補助金のカットが実行されます。

このことは、財政調整基金残高がまちづくりに直接影響を与えているという事実ではないでしょうか。であるならば、低下と評価せざるを得ないのではないかと考えますが、見解いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

まちづくり報告書における財政調整基金の残高の割合に関する評価についてお答えをいたします。

今ほどもありました財政調整基金は、災害や景気変動などの不測の事態に備えるための重要な財源であり、その残高が高いほど財政の安定性が高まったととらえることもできます。一方で、必要な事業へ積極的に投資した結果として残高が減少するという場合もございます。

まちづくり報告書におきましては、標準財政規模に占める財政調整基金残高の割合について、令和元年度の19.5%を基準値とし、令和8年度の目標値を20%として、令和2年度までは基準値や目標値との比較を行ってまいりました。

しかし、先ほど申しましたとおり、基金残高割合の増減は本市の財政運営を把握する1つの指標ではありますが、その増減だけでは財政運営の良否を判断することは適切ではないと考え、数値では確認しながらも、令和3年度からは比較不可としております。

ただし、今議員もおっしゃられましたが、西予市財政危機脱却プラン2025において、年間を通じて常に10億円以上の財政調整基金の確保を目標とし、将来的には30億円の安定的確保を目指しておりますので、財政状況を把握する1つの指標としては重要であり、引き続きこれを注視していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

正しく評価しないと次につながらないという思いで聞きました。やっぱりこれは低下かなと私は考えておりますので、次の第3次総合計画にはしっかりとした指標を持っていただきますようにお願いします。

同じく、資料5の指標2のところでは、効率的、計画的なまちづくりが進められていると思う職員割合のグラフです。令和5年度には向上していた数値が、令和6年度には30%、基準値の令和元年度の36%を下回ってしまいました。ちなみに目標値は100%に設定されています。

次の資料6を御覧ください。このグラフは、まちづくり報告書の行財政部門の評価、過去5年分をグラフにしたものです。興味深いのが、業務改善働き方見直し等の取組を行っていると感じた職

員の割合というのは、令和6年度には向上し、83.9%と最高値になっているにもかかわらず、市の組織は効率的かつ機能的になっていると思う職員割合というのは下がり続けて、令和6年度に41%と過去最低値となりました。くしくも、不適切な事務処理件数、事故件数も、令和5年度、6年度には目立つ形になってしまっています。これらの数値があらわす結果はどういうふうに分析されていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今の議員の御質問にお答えをいたします。

この背景には、業務の効率化やDXが進む一方で、令和5年度に行いました支所再編など、この組織改革等により現場の戸惑いや負担感があらわれている結果ではないかと分析をしております。個々の業務では改善が進んでいても、限られた人員で日々の業務を遂行している状況では、組織全体として効率化されたという実感に結びつきにくいという現状がございます。これは西予市役所のみならず組織や働き方を改革する際には、どのような組織にも起こりうる現象ととらえております。

今後は、職員の心理的負担や現場の声を丁寧に把握するとともに、職員研修を通じた能力向上も図りながら、業務のさらなる精査を進め、職員が意欲と能力を十分に発揮できるよう、より風通しのよい組織づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

この質問は、本来だったら一緒に上がっていくか一緒に下がるかじゃないとおかしいかなというふうにするのでお聞きしました。支所再編などで不安、負担や戸惑いがあったんじゃないかということなんですが、すみません、再質問で答えられるなら教えてもらいたんですけど、そしたら、それを受けて何かこれは7年度に、具体的に何かこうしたみたいなのことはありますか。それとも、分析結果がこの間出たので、これからということ

なのかもしれませんが、ちょっと1点教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

この結果を踏まえまして特段これをやったということは現実的にはありません。ただ支所再編を行ってもう3年が経過しております。同じようなアンケートを今とったとしたら、やや改善をしているのではないかというふうに私的には思っているところです。ただ、この結果は、確かに言われるとおり、今後につなげていかなくتهはならないと考えておりますので、現状を把握しながら、努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

ありがとうございます。取組を行っても、機能的になってないという職員がいるということは、職員の意識改革って言われてますけど、妨げになってる要因が何かあるのかなっていうふうにデータを見て思ったので、また分析をしていただいて、継続したアンケートとかでその要因があるなら突き詰めていただいて、取り除いていただきたいなと思います。

では、総合計画の最後の質問で、これから始まる第3次総合計画策定の審議会についてお聞きします。

今回、審議委員の公募枠も設けていただきました。私はこの総合計画というのは、計画策定、実行、評価検証の一連の工程において、いかに住民が参画し、行政とコミュニケーションしていけるかが、効果につながる西予市の未来に大きく関わっていくというふうに考えています。住民と行政が課題を共有するという前提条件を整えることで、むしろその多様さを受容できて、対話による調整力が引き出されるのではないかと考えています。さきの市政懇談会もその一つの取組であったなと思いますし、議会としても、市民からの意見聴取の方法について今議論されているところです。

そこでお尋ねいたします。第2次総合計画と審議会は、まち・ひと・しごとの3部会に分かれてそれぞれ6回、全体で4回開催されたと記憶していますが、今回の公募の結果と策定のスケジュールなどはどのようになっているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

西予市総合計画審議会の委員公募の結果と同審議会の進め方についてお答えをいたします。

第3次総合計画の策定に当たりまして市民の皆様の多様な意見を反映するため、審議会委員の一部公募をいたしましたところ、6名の市民の方から応募をいただきました。当初は2名以内での委嘱を想定しておりましたが、応募者の皆様からいただいたこれからの西予市のまちづくりに対する小論文を拝見したところ、いずれの内容からでも本市の将来に対する強い関心と熱意が感じられました。このため、より幅広い市民意見を計画に反映する観点から2名を超える方を委嘱する方向で最終調整を進めているところでございます。

審議会の運営に当たりましては、第2次総合計画の内部評価やまちづくり報告書に基づく、客観的な分析結果を十分共有した上で、新たな計画を取りまとめることが重要と考えております。今回も、計画策定は外部委託を行わず、職員が自前で検討した基本計画の素案を委員の皆様を確認いただきながら、医療、福祉、人口減少、防災・減災、農林水産業の振興など、本市の重要施策を限られた財源の中で持続可能な形で盛り込むため、丁寧に議論を重ねてまいり所存であります。

また、審議会の開催回数につきましては、現時点では、計3回の開催を予定しております。しかしながら、総合計画は多岐にわたる分野の施策を検討いただくため、極めて重要なものでございます。審議の進捗状況や必要性に応じまして、開催回数を増やすなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。

スケジュール感としましては、4月当初に第1回目の会を開くということで今進めております。9月頃までには3回予定をしておりますが、先ほども申しましたように、回数は変更になる可能性がございます。

こうした審議を通じまして、財政危機脱却プラン期間中であっても、市民が将来に希望を持てる計画の策定を目指し、全力で取り組んでまいりますので何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

柔軟に回数を増やしたり形を変えるかもしれないということで、すごくいいなというふうに思います。審議会の力を最大限に発揮するには、意見が出しやすい場づくりとかファシリテーションの力などが必要だと思いますので、担当課の方には御苦勞をかけますが、よろしく願いたいと思います。

1点再質問で、市民参画そのものがまちづくりの重要な要素だと考えています。この審議会は、希望する市民はどなたでも傍聴できれば、なお、素晴らしいなと思いますがその辺りはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

審議会の傍聴についてお答えをいたします。

審議会の公開及び傍聴の取扱いにつきましては、これはいずれの会議でもそうなんですけれども、今後開催いたします第1回の総合計画の審議会において、委員の皆様にお諮りをしまして、決定をするということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

市民のための総合計画でもあるかなと思うので、傍聴できるようになればいいなというふうに思っております。情報公開と市民参加に結構こだわってこれまでも行政に訴えてきました。今回、審議委員も公募も増やしていただけたということで、本当にありがたい思いだなと思います。開かれた対話の場を行政と市民がどうつくるかというのは最近、問われているんじゃないかと思うので、今

後も一緒に考えていけたらうれしいと思います。

この冬はフォーラムせいよさんの視察研修に連れてってもらったほかに、政務活動費を活用させていただいて、人口減少対策、自治体財政、予算決算の見方などの研修を受けてきました。勉強してみまして、2年目で勉強しまして、自治体がいっぱい資料を作成、公開しており、研究すべき材料というのは、実はたくさん並んでいて、まだ見てないものがたくさんあるということに気づかされました。勉強してみないと自分がどれぐらい分かってないのか、何が足りないかというのも分からなかったし、その場で全国の議員さんにお会いしまして交流ができて、他自治体の事例を知るということも大変良かったです。

また、先日、民間から副市長になったという方の御講演を聞く機会がありまして、市役所の改革とか、DXの推進、中身は本当に参考になることっていうかすごい画期的なことばかりで大変刺激も受けました。改めて学ぶことの意義深さということの楽しさを感じたところです。

西予市の今回の令和8年度一般会計予算案は、職員の研修予算も増えていて、新たな研修制度も取り入れられています。個人的にはうれしく思っています。さらに言うところ行政というのは組織だと思しますので、個人の研さんもあることながら、係としての存在価値というのを高めていくことが、行政の住民の福祉の増進をかなえるという目的につながるということになると私は思っております。

今、勅使川原真衣さんの「組織の違和感」という本を読んでいるんですが、個人がデコボコしているのはむしろよいことで、このデコボコをならしてしまうんじゃなくて、うまく組み合わせることで、より強くより多様な組織の力が最大限発揮されるというふうに書かれています。また、デコボコっていうのは持ち味であって、持ち味がない人は1人もいないというふうに書かれています。

職員の意識改革というのが、財政危機脱却プランと並行して叫ばれていますが、そのための下支えであるその存在、それそのものの存在を認めるという包容力のある体制というものを市長はじめ理事者の皆様には、今後大切にしていきたいというふうに願いを込めまして、私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時58分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、8番中村一雅議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

議員番号8番中村一雅です。

宇都宮俊文議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書及び申合せ事項に従いまして、一般質問を行います。

質問に入ります前に、昨今の国政について軽く触れておきたいと思います。

昨年10月21日に日本初の女性総理大臣高市早苗を首相とする第1次高市内閣が発足をいたしました。公明党が連立を離脱後、高市総理により衆議院解散があり、総選挙の結果、本年2月7日、自民党のみで316議席を獲得するという政権与党圧勝の結果ということになりました。そして、第2次高市内閣が発足いたしまして、現在、当初予算の審議中であるかと思っております。皆さん御承知のように、高市内閣の掲げるキーワードは、責任ある積極財政であります。

当市の財政課からいただいたデータによれば、昨年11月に国から西予市に交付されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は5億5818万4000円でありました。これは、前年同月の交付金1億4638万6000円に比べると格段に手厚くなっております。財政危機からの脱却を目指す西予市としては、これは非常にありがたいというふうにとらえておりまして、今後も積極財政の名のもと国からの手厚い交付税措置に期待しつつ、私も市議の一人として、国や県に微力ながら働きかけてまいりたいと考えております、以上です。

さて、本題に入ります。

2点お尋ねしますが、まず、三瓶の消防体制についてお尋ねをいたします。

西予市消防署三瓶支署についてでございます。平成16年4月にいわゆる平成の大合併、東宇和郡4町、宇和、野村、城川、明浜と西宇和郡三瓶町の1町による5町対等合併により、西予市が誕生いたしました。その際、消防体制については合併

協議会で合議がなされ、当面の間、三瓶町の消防については従前どおり、八幡浜市にお願いするということで八幡浜消防第3分署としてリスタートしたというふうに聞き及んでおります。以来20年、まあ、20年が当面の間ということであったかどうか別にしまして、合併20年の節目となる令和6年度に八幡浜地区施設事務組合から西予市消防に移管されることで、両市及び伊方町の2市1町が合意し、昨年4月1日より西予市消防署三瓶支署として運用を開始いたしました。この間、引継について現場ではどのように移行されたのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ただいま御質問ありました、八幡浜地区施設事務組合から西予市消防署三瓶支署への現場の引継内容についてお答えをいたします。

三瓶地区の消防業務につきましては、令和7年度からの円滑な移管に向け、令和6年度中に八幡浜地区施設事務組合消防本部との間で、通信・指令、消防救急、予防査察等の各分野における詳細な実務引継を完了いたしました。

現在は、同事務組合消防本部からの派遣職員2名の協力を得た16名体制により、円滑に業務を遂行しているところでございます。この運用体制は、三瓶地区特有の地形や水利情報の共有、予防面における防火対象物の特徴を、本市職員が直接継承する極めて有意義な機会であると認識しております。今後とも、三瓶地区の安心安全の確保に努めてまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

今ほど御答弁の中にもありました、八幡浜消防から派遣されている2名の隊員につきまして、その勤務体制や役割分担、それから給与等の処遇はどうなっていますか、お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました、八幡浜消防から派遣された職員の勤務体制や役割分担、処遇についてお答えをいたします。

現在、八幡浜地区施設事務組合消防本部からの円滑な移管が図られるよう、職員2名を三瓶支署に派遣いただき、現場体制、消防水利の活用方法、地域の特性に応じた指導など、極めて実践的かつ丁寧な御支援を受けているところでございます。この間、現場職員同士の信頼関係も深まり、技術面のみならず精神面でも大きな安心感が得られております。

なお、派遣期間は1年で三瓶支署の勤務サイクルに組み込み、現場隊員として活動していただいております。給与や手当は、同事務組合の給与条例等に基づき支給し、その費用は本市が負担いたします。次年度は、本市職員16人による体制となる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員

○8番中村一雅議員

八幡浜から派遣されている職員2名については、三瓶の消防情勢に精通しておられる方2名が派遣されると承知しております。引継非常に大事なことでありましたので、この1年のお働きにここで感謝を申し上げたいと思います。また、来年度からは同じ16名体制で、西予市の職員を2名増員してやっていただくということで、これも管家市長の約束どおり16名体制を維持するというので、安心しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、予算措置についてお伺いをいたします。

令和6年度に八幡浜地区施設事務組合に西予市が拠出した負担金と、令和7年度に西予市消防署三瓶支署にかかった予算はそれぞれ幾らかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました、予算措置についてお答えをいたします。

令和6年度に本市が八幡浜地区施設事務組合へ

支出した負担金のうち、消防に関わる消防事業特別会計負担金は1億7870万8000円でした。この負担金は、単に三瓶支署に要する費用ではなく、八幡浜地区施設事務組合消防本部の全体経費を消防費基準財政需要額の割合によって按分されることとなっており、令和6年度の負担割合は16.8%でした。

一方、令和7年度に本市が三瓶支署を運用するために必要となる経費は、人件費を含めて年間約1億1400万円となる見込みです。この負担金と運用に係る経費は、性質が異なるため、比較することはできませんが、今後の車両管理等に係る経費を勘案しましても、管轄移管後は財政負担を抑えられる見通しであると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

財政危機で大変財政苦しい中、およそ6000万円強の節減効果があるということで、所管が変わってもこの1年スムーズに業務移行もできており、業務に特段の支障もなく、市民から不満の声も聞こえておりません。そういう意味においては、西予市にとってはよい結果になったのではないかと思います。

次に、救急体制について伺いをいたします。

昨年4月より救急の出動件数と、搬送先の医療機関の振り分けはどうなっていますか、お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ただいま御質問ありました、救急出動件数についてお答えいたします。

西予市消防署三瓶支署の運用を開始いたしました令和7年4月から令和8年1月末までの三瓶町における救急出動件数は225件で、そのうち202人を搬送しております。搬送先医療機関の内訳としましては、西予市民病院が151人で全体の約75%を受け入れていただいております。次いで、市立八幡浜総合病院が19人、市立宇和島病

院が14人、三瓶病院が13人、その他の医療機関が5人となっております。なお、かかりつけ医師がおられる場合には、症状に応じてかかりつけ病院へ連絡を取り、受入れ可能であれば搬送することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

二次救急担当の西予市民病院に151人、75%搬送されたというデータをお聞きしました。これは当該病院にとっては前年度までなかった新たな受入れ業務ということになるかと思います。医療従事者の不足が心配される中、果たして三瓶の救急患者を西予市民病院に受けていただけるのだろうかという一部不安の声が事前にあったかと承知しておりますけれども、これにつきましては、菊池院長がやらんといかんというふうに説明会でも御答弁されたとおり、約束守っていただきまして、きちんと受け入れていただいているということにつきまして、菊池院長はじめ医療スタッフ、頑張っているなということにこの場をお借りして心から感謝を申し上げたいと思います。

市立八幡浜総合病院に19人、三瓶病院に13人という答弁でしたが、こちらのケースにつきましては、やはり普段からかかりつけになっているお医者様の下へ運んでくださいという、患者さんあるいは御家族の方の希望があったのかなあと推察をいたします。一次救急による搬送もあったのではないかと考えてございます。市立宇和島病院14人につきましては、三次救急を担っているという南予の拠点病院の位置づけでございまして、二次救急では対応が難しいということについては、もうすぐさま宇和島に運ばなければならないというこれは救命救急士のその場の判断によるものかなというふうに推察をいたします。

いずれにしても、救急業務は各消防署にとって日常の大切な任務でございまして24時間365日のフル体制で、三瓶住民の命を守っていただいているということに対しまして、改めて職員の皆様に感謝を申し上げます。

次に、西予市消防団三瓶方面隊との連携について伺いをいたします。

八幡浜消防から西予市消防管轄に移行いたしましたけれども、消防団との連携はどうなっていますか、お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました、西予市消防団三瓶方面隊との連携についてお答えいたします。

合併以降、三瓶地区におきましては、消防団と常備消防との指揮命令系統が重複することが大きな課題となっておりました。

しかし、このたび令和7年度から西予市消防本部が三瓶地区の管轄を担うこととなったことで、長年の懸案であった指揮命令系統の複雑化は解消されたものと認識しております。この指揮命令系統の統一により、災害対応における判断の迅速化や現場の混乱防止が図られるとともに、消防団と常備消防が一体となって活動できる体制が整備され、極めて大きな意義を有するものと考えております。

今後は、指揮命令系統が一本化されたメリットを最大限に活かし、三瓶地区の消防団と常備消防が一体となった訓練の充実、災害情報共有の迅速化、そして大規模災害を見据えた合同訓練の強化など、より実効性の高い連携体制を構築してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

この1年、消防団と一緒に常備消防が訓練をされたということでした。もう少し具体的な内容について教えていただければと存じます。関連でございます、すみません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ただいま御質問ありました、消防団と常備消防の具体的な訓練内容についてお答えをいたします。

令和7年の5月と11月に三瓶方面隊の非常招集訓練において、中継放水訓練や救助資機材取扱訓

練を実施しております。また8月には、活動特化型機能別団員である三瓶支署職員とともに愛媛県ドクターヘリとの合同訓練において、ヘリポート開設訓練及び救急搬送訓練を実施しております。今年に入り、1月の文化財防火デーでは、朝立地区にある地福寺において、地区住民の皆様にも参加していただき、三瓶方面隊と文化財搬送や消火活動の合同訓練を実施しております。

訓練内容は以上でございますが、今後もこれらの訓練を通じて、消防団と消防署の連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

緊密な連携が綿密にとられているようで、これも安心をいたしました。やはり常備消防と消防団、緊密な連携をとるということは、組織対応ということももちろんでございますけれども、やはり人と人のかかわりということが非常に重要であると思いますので、そういうところでも、緊密な連携をとっていただけるようお願いしておきたいと思います。

質問続けます。次の質問でございます。

近い将来30年以内に70%から80%の確率で起こると言われております南海トラフ大地震に備えて、この本部との連携はどうなっていますでしょうか。また、三瓶消防とそれから近隣市町との連携はとれていますでしょうか。このことをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました、南海トラフ地震への備えについてお答えいたします。

愛媛県が2月16日に公表した南海トラフ地震の新たな被害想定では、西予市の直接死者639人、負傷者1,641人、全壊・焼失棟数9,461棟とされ、特に三瓶町では最大約9メートルの津波が予想されており、本市においても甚大な被害が想定されております。

南海トラフ地震が発生した場合、三瓶町を含む

沿岸部では、津波による甚大な被害が予測されるため、当消防本部では、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画を策定しており、津波警報等が発表された際には、浸水区域内に所在する三瓶支署の車両、資機材等を浸水区域外にある、なごみかんへ移動することで消防力を維持し、災害対応を継続できる体制を確保することとしております。

また、三瓶支署単独で大規模災害に対応することは困難であるため、消防本部全体で総合的な災害体制を構築するとともに、県内 14 消防本部で締結しております愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援体制を活用します。さらに、県内全域が被災し県内の応援体制が機能しない場合には、速やかに被害状況を県に報告し、早期に緊急消防援助隊が派遣されるよう調整することとしております。

いずれにいたしましても、大規模災害時には、県、市、消防団や警察、さらには地域の自主防災組織など関係機関と緊密に連携し、市民の安全確保を最優先に、迅速かつ的確な災害対応を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

八幡浜消防から西予市消防に所管替えになった、移管されたということにつきましては、私の個人的な見解としては、メリットはここが一番かなというふうに考えております。

なぜかと申しますと、大きな津波が発生いたしました宇和海沿岸を襲いますと、宇和島それから西予、八幡浜はそれぞれに津波の直撃を受ける可能性がある。これは、宇和島消防あるいは八幡浜消防の現在の立地を考えますと、三瓶支署もそうなんですけれども、津波に大きく飲み込まれてしまうのではないかと、機能を停止するのではないかとこの心配があります。

一方で、西予消防本部は宇和盆地に建っておりまして津波は来ませんから、そういうことにおいては、西予市消防が本震に耐えれば、素早く救援活動に入ることが可能だというふうに考えておりまして、何といいますか、津波、明浜も襲いますから、三瓶だけ助けてくれというわけにいかない

んですけれども、それにしましても、西予消防本部も昨年 4 月に供用開始した最新の施設でございます。ヘリポートもある、敷地面積に余裕もある、緊急援助隊の受入れも西予市消防においては、迅速に可能だというロケーションを鑑みますと、やはりここは何とかしたいなということがあろうかと思っておりますので、もしあったら、すぐさま対応できるようにお願いしておきたいというふうに考えます。

また、御答弁にありました地元の自主防災組織ということについても、私は期待しておりまして、危機管理課よりいただいたデータによれば、西予市内には現在 496 人の防災士がいると聞き及んでおります。それぞれの方が、地元の自主防災組織に参加されておりまして、一般的に言われている自助、共助、公助の中の共助の部分の一翼を担うものというふうに考えてございます。

危機管理課からいただいたデータによりますと、愛媛県における防災士登録者数は 2026 年 2 月末現在 2 万 8156 人であり、都道府県別比較では全国 2 位となっています。1 位は東京都であります。これは分母が違いますので、一方で人口 10 万人当たりの防災士数は約 2,200 人で全国 1 位の水準にあり、県民の約 50 人に 1 人が防災士資格を有しているという計算になるということでございます。

防災士の資格を取得するためには、一般的には研修講座の受講料、教本代、資格取得試験受験料、認証登録料が必要でございまして、民間で講習を受けて資格を取得しようとしますと大体 6 万 3800 円かかると。一方で愛媛県内においては、県が非常に強く推進しているということもございまして、そこについては、西予市の危機管理課を通して県の防災士養成講座を受講すると、無料で資格が取得できるという背景があろうかと思っております。これについては、県にお世話になっているなど、私も防災士の資格を、危機管理課を通じてとらせていただきましたので、非常に感謝しているということでございます。

今後も自主防災士、夜間の避難訓練とか、いろいろ年間通じての活動もしておりますが、やはり避難訓練が最も予防には防災には重要だと考えておりますので、今後も引き続き頑張っていただきたいという希望がございまして。

では一般質問を続けます。この質問、最後の項

目になりました。三瓶支署の施設の今後についてお伺いいたします。

老朽化、またその立地を考えますと移転、新築はどのようなお考えでしょうかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの施設の老朽化に伴う移転、新築についての考えについてお答えをいたします。

三瓶支署は現在築42年が経過をしている状況でございまして、今年度は庁舎内の簡易な修繕を行いまして、当面の安全確保と機能維持に努めているところでございます。移転、新築につきましては、現施設のやはり老朽化状況を含めまして、防災機能、人口動向、やっぱり財政状況などを踏まえて、慎重に判断すべき課題であると考えております。

これらを総合的に検討し、必要な規模、場所について判断してまいりますけれども、現時点で具体的にお示しできる状況ではございません。引き続き市民の安心安全を最優先に、将来を見据えた検討を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

まだ具体的ではないというふうにお聞きしました。築42年ということでございますから、コンクリート建物の一般的な寿命50年ということを考えれば、建物の寿命自体はまだ少し余裕があるのかなと思います。しかしながら一方で、南海トラフ地震はいつ襲ってくるか分からないと。現在の三瓶支署の立地を考えますと、海拔が非常に低いところに建っているものですから、やはり津波の被害が心配されるということが一つございますので、移転が済んでから南海トラフ地震が来ればいいなという希望的な観測をここで一言申し上げたいと思います。

では次の質問に移ります。

次は中学校の再編計画についてであります。

今朝の愛媛新聞の1面に公立校の教員4,317人不足という見出しがございました。愛媛でも悪化しているというような内容でございまして、果たして西予市には教員が足りているだろうかという率直な疑問がございましたけれども、これ通告書に謳っておりませんので、今日ここで聞けないのが残念であります。心配しているというコメントを入れるだけのことでした。すみません。

昨年8月19日に、三瓶中学校と三瓶小学校の保護者向けに、西予市教育委員会から三瓶中学校についての説明会がありました。大ざっぱに申し上げますと、校舎の外壁が劣化して剥がれ落ちている箇所が数カ所あり、生徒の安全を確保するために対策が必要となるのだけれども、今後のことについて説明をし、さらにアンケートを実施したいというものであったかと記憶してございます。三瓶在住の議員3名には事前に説明会を持っていただきましたので、私どもは事前に聞いておりました、アンケートの中では今後の再編についても少し触れていたところがあったように記憶してございます。

そこで、三瓶中学校は昭和52年に当時、三瓶に3校あった北中学校と南中学校と東中学校が統合して三瓶中学校になりました。3校が1校に統合されたということですね。統合時には約590人の生徒が在籍しておりましたけれども、令和7年度には三瓶中学校の在校生は95人まで減少しております。各学年1クラスずつ、そしてこれは今後も減少する見込みということがございまして、そこでお聞きするんですけれども、西予市全体見渡しても似たような傾向なのかなあと思っておりまして、再編ということは、これは避けて通れない命題であろうかというふうに認識してございます。

現在、検討されています再編計画の素案についてお尋ねいたします。背景としていつ策定されたのか、またそのあらましについてお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

御質問の西予市中学校再編計画素案の策定期及及びその概要についてお答えをさせていただきます。

教育委員会では、生徒数の減少並びに施設の老朽化に伴い、令和6年度末より中学校再編の検討を行ってまいりました。検討を重ねた結果、中学校の再編が必要であるとの結論に至り、西予市中学校再編計画（素案）を令和7年8月26日開催の第8回教育委員会定例会において策定をしたところでございます。

本素案は、少子化の進行により市内中学校の小規模化が進む中、子どもたちが多くの同級生の中で、多様な価値観に触れ、互いに学び合える教育環境を確保することを目的として策定したものでございます。

素案の主な内容としましては、1点目として、再編素案策定の趣旨こちらでございますが、生徒数減少に伴い学校規模が縮小することで、学習環境・部活動環境・人間関係の多様性の確保が難しくなっている現状を踏まえまして、適正規模・適正配置を実現するための基本的な方向性を示したものでございます。

2点目、現状報告としまして市内中学校の生徒数の推移、学校施設の状況、通学状況、部活動の現状などを記載しております。

3点目、適正規模・適正配置に関する考え方としまして、教育上望ましい学校規模の検討、小規模校への対応、地域性を踏まえた配置の視点を記載しております。

4点目、検討体制・今後の進め方としまして、中学校再編検討委員会の設置、市民意見も踏まえながら、計画案へと検討を進めることとしております。また、再編に伴う学校運営・通学支援など、配慮すべき事項を整理した上で協議を進めることとしております。

今後は、検討委員会からの答申を踏まえ、より具体的な計画案の策定を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

素案につきましては、西予市のホームページでも掲載されておりますので、私も読ませていただきました。さらに言えば、昨年令和7年の8月26日にありました西予市の総合教育会議というもの、その中に

も、この再編に関わる背景とそれから素案についてのあらましということは語られていたかと思われます。それぞれの学校を何とか心情的には残していけないものかなという思いがある一方で、児童生徒数の減少とか、適正規模とはという趣旨からすると、再編はやむなしというふうに思われまして、教育委員会の見解もごもっともであると理解をいたしております。一番の要因は少子化に歯止めがかからない、減少傾向が最近顕著になってきているという事実がございます。

この少子化に伴う児童生徒数の現状と推移についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

少子化に伴う児童生徒数の現状と、今後の推移についてお答えをさせていただきます。

本市の中学生ですが、合併時には1,280人でしたが、令和7年度には736人となっており約42%の減少となっております。さらに年齢別人口、学校基本調査に基づく推計では、令和13年度には617人、令和19年度、この年が令和6年度に生まれた子どもたちが中学生年代に到達する年度になりますが、385人となる見込みであり、約70%の減少という極めて深刻な減少傾向にございます。

学校別に見ますと、三瓶中学校におきましては、現在の生徒数は100人を下回る規模となっております。令和19年度には30人程度まで落ち込む推計となり、合併時からの減少幅は87%に達する見込みで、単学年で10人前後しか確保できない状態になります。

明浜中学校におきましては、現在でも、全校生徒が40人前後と小規模であり、令和19年度にはさらに減って30人を切ることが見込まれており、単学年で10人前後しか確保できない状態になります。

宇和中学校におきましては、令和7年度時点で400人を超える規模を維持しておりますが、長期的には確実に減少し、令和19年度の推計では約260人程度となります。ほかの中学校と比べて減少率は小さいものの、学年規模は徐々に縮小し、将来的には、単学年で1から2学級程度になる学年が増えていくことが見込まれます。

野村中学校におきましては、現在 150 人前後の規模ですが、令和 19 年度には 50 人程度まで減る見通しで、合併時から見ると 8 割以上の減少となり、単学年で 15 人前後しか確保できない状態になります。

城川中学校におきましては、市内でも最も減少率が高い地域でございます。現在 40 人台の生徒数が、令和 19 年度には 12 人にまで落ち込む推計となり、合併時からの減少幅は 90.2%に達する見込みでございます。さらに推計では令和 18 年度頃から複式学級が発生すると見込まれており、学級編成・教員配置ともに通常の運営が難しくなる最も深刻な状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

現状のままでは令和 18 年頃から学級編成・教員配置ともに運営が困難になるとの答弁でございました。早めに手を打たなければ間に合わないということで、早めの再編計画が策定されたのかなと、早いかどうかちょっと結果を見ないと分からないんですけども、その再編計画につきましては、今般、再編計画検討委員会というものが発足したと聞いてございます。

市議会からも 2 名の方が委員として出席していると思いますけれども、現在までの進捗状況をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

西予市中学校再編検討委員会についてお答えをいたします。

令和 7 年 11 月 4 日木曜日に第 1 回目の西予市中学校再編検討委員会を開催し、これまで 3 回の検討委員会を行っております。

委員構成につきましては、各地区小学校・中学校の保護者代表が 10 名、中学校長が 5 名、地域代表者が 5 名、市議会代表者が 2 名、学識経験者として愛媛大学教育学部准教授が 1 名、さらに一般公募による委員が 2 名の合計 25 名で構成しております。

検討委員会では、昨年 8 月に策定いたしました西予市中学校再編計画（素案）に基づき、中学校の再編に向けた具体的な方策について審議を進めていただくほか、中学校の再編に関して必要と認められる事項を含め、今後の中学校の在り方について検討いただく予定としております。3 回までの議事内容につきましては、中学校の現状報告、免許外教科担任制度などの生徒数が減少することによる課題などが主だったものとなっております。そのような中、委員長より中学校再編の当事者は子どもたちであるため、中学生に学校再編について考えてもらう機会をつくってはどうかと発案がございました。1 月 22 日に、中学生の声を生かす学校再編ワークショップを開催したところでございます。

今後としましては、3 月 12 日に 4 回目の委員会を開催することとしておりますが、第 3 回までの説明内容や現在行っておりますアンケートの結果をもとにグループワークを行い、検討委員の皆様より、今後の中学校の在り方について意見をちょうだいしたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

御答弁の中にありました、委員長に御提案があった中学生の声を生かす学校再編ワークショップというものは、具体的にどのようなものかもう少し詳細を教えていただけたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

先ほど答弁いたしました、1 月 22 日に開催しました中学生の声を生かす学校再編ワークショップについてお答えをさせていただきます。

これは委員長から、子どもの権利条約に関する発案としまして、子どもの権利条約には多くの条文がございますが、その根底の 4 つの基本原則のうち、子どもの意見表明権がございます。子どもには自分の考えを表現し、大人がそれを適切に受け止める権利が保障されます。特に、子ども自身に関わる事柄においては、その意見を尊重するこ

とが定められていることから、委員長より発案があったところでございます。

また、地域の課題について、中学生が意見を述べる経験を持つことは、自らが地域社会の一員であるという自覚を育み、将来の社会参加への意識向上が期待できるものと認識しているところでございます。

しかしながら、学校再編の是非そのものは、社会的・制度的・財政的・地域的な影響を伴う極めて重い判断であり、中学生に判断させるような形で意見を求めることは、心理的負担が大きく、子どもにとって過度の負荷となりかねません。そのため、生徒数の減少数を踏まえ、中学生にとってよりよい教育環境とは何か、よりよい学習環境とは何かを考えてもらう機会を設定することとして、ワークショップを開催したところでございます。

当日は、市内5つの中学校から26名の新生徒会役員が集まり、愛媛大学教育学部の学生も加わっていただきまして、意見交換を行ったところでございます。このワークショップの内容や、子どもたちの意見、アンケート結果については、第3回検討委員会開催の際に報告をし、その内容、資料につきましてはホームページでも公開させていただいておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

今後、検討委員会で検討された内容について、子どもたちにも聞いてみたいというような事項が出てきた際には、どの時期にどのような方法で実施するか改めて検討していきませんが、再び子どもたちの声を聞く機会を設けることができればと考えております。そして、その子どもたちの意見をまた検討委員会に戻し検討していく、こうした双方向のやりとりを重ねていくことで、よりよい学校づくりに向けた相互作用のあるプロセスが実現できるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

過度に受け止めてはいけないというもつともであらうかと思いますが、大人の意見は大人の意見、子どもの意見は子どもの意見、それなりに真摯に

受け止めていただいて、よりよい再編計画へ昇華していただければいいのかなというふうに考えてございます。

さて次に、宇和中学校の建替についてお尋ねをいたします。

再編計画の素案を見ますと、令和9年に建設委員会が設置され、令和10年に基本設計がされる旨の記載がございます。そして令和12年度建替、令和13年度より供用開始ということでございますけれども、この建替の計画と中学校再編計画との兼ね合いといえますか、関係性はどのようなお考えなのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

宇和中学校の建替についてお答えさせていただきます。

宇和中学校につきましては、建築基準法第12条に基づく定期検査の結果、校舎の複数箇所では建築基準上の性能に関して改善が必要な状態が確認されました。このことから、令和5年度、令和6年度に耐力度調査を実施したところ、国の改築要件を満たす校舎が4棟あったところでございます。こうした状況を踏まえ、宇和中学校の校舎につきましては、学校再編の有無にかかわらず、建替を進める方針で計画をしておりました。

しかしながら、市内中学校の生徒数の減少傾向が著しいことから、宇和中学校の校舎を建て替える前に、市内中学校の在り方についても検討を行った上で、統合校舎の位置や再編の規模について検討を行う必要があると考え、中学校再編検討委員会からは統合校舎の位置について、御意見をいただく予定としております。

その場合には、統合後の人数規模によって校舎の建替も計画しなければなりませんが、再編の時期等につきましては、現在素案の段階であり、保護者や地域の皆様からも合意形成もいただけない状況であるため、中学校再編の進捗状況も鑑みながら、宇和中学校の建替についても慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

慎重に検討を進めていただきたいと思います。

広報せいよ 12 月号の最初のページに子どもたちの未来の教室と題して、大きく素案が取り上げられておりまして、その中に、新しい学校は名前も場所もまだ何も決まっていないとの記述がありました。計画はしなくては進んではいけないんだろうけれども、まだ素案であり、そして宇和中学校の建替についても、まだ学校の名前もどうかなという時期にあるというふうに承知してございます。西予市全体を見渡して、どうあるべきかということを広い視野で考えていただきたいと思いますというふうに考えます。素案はあくまでもたたき台と。それからいろいろ検討委員会なり、子どもたちのワークショップなり、地域の声なりを吸い上げていただいて、できるだけ合意のもとに計画の策定に至るという、そういうプロセスを大事にしていきたいと思いますというふうに要望しておきます。

最後の質問になります。

中学校再編計画につきましては、1 校案と 2 校案の A、B 2 案を提案されていると思うのですが、このことについて教育委員会の見解をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

西予市中学校再編計画（素案）に関する 1 校案、2 校案についてお答えをいたします。

令和 19 年度の生徒数の推移を見えますと西予市全体で、令和 19 年度 1 年生が 113 人（4 学級）、2 年生が 122 人（4 学級）、3 年生が 150 人（5 学級）、合計 385 人（13 学級）と令和 7 年度の宇和中学校の生徒数 411 人を下回る生徒数となる見込みでございます。また、宇和中学校以外の中学校は一番少ない城川中学校では 12 名、一番多い野村中学校でも 51 名になる見込みとなり、宇和中学校以外の 4 校につきましては生徒同士の学び合いや、多様な経験の機会が著しく制限される恐れがあります。

このことから、多くの生徒の中で、多様な価値観に触れ、互いに学び合える教育環境を確保するため 1 校案を提案したものでございます。しかし

ながら、広域な西予市ですので、通学時間等の課題が出てまいります。そのため、通学にかかる地理的要因を考慮しまして、三瓶中学校、明浜中学校、宇和中学校を 1 校に、野村中学校、城川中学校を 1 校に統合する 2 校案も提案をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8 番中村一雅議員

最後に際し、再質問 1 つだけさせていただきます。

1 校案、2 校案の方向性を決めるというときには、検討委員会からの答申を尊重するというところでよろしいでしょうか。お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

検討委員会からの答申に対する取扱いについてお答えをさせていただきます。

教育委員会では、中学校の再編に関し、関係者の皆様の御意見を十分に踏まえて議論いただく場として検討委員会を位置づけております。そのため、検討委員会から提出される答申につきましては、その考えを十分尊重し、その内容を計画案に適切に反映した上で、中学校再編計画案を策定したいと考えております。計画案を策定しましたら、各地域において説明会を開催し、保護者や地域の皆様から御意見を頂戴する予定としております。

また、あわせてパブリックコメントも実施し、広く市民の皆様から御意見を募集したいと考えているところでございます。いただいた御意見につきましては、可能な限り計画に反映させたいと考えておりますが、検討委員会の答申や市民の皆様からの御意見を尊重しつつ、生徒の教育環境、地域の状況などを総合的に勘案しまして、最終的には市として判断し、西予市中学校再編計画を策定したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

中村一雅議員。

○8番中村一雅議員

非常に重要な問題であろうかと認識しております。1校になるのか2校になるのか、再編検討委員会の答申、今年中に出るであろうと最新のスケジュールを見ると思っておりますので、そこに注視をしていきたいと思います。

様々お聞きしましたけれども、西予市の明日を担うであろう子どもたちの一番大切な中学校生活に関わること、いろんな声が地域からも上がってくると思いますが、全てのことは、子どもたちのために学校あるのだという視点で、教育委員会のほうでも御判断をいただきたいと当然のことですけれども。

以上で私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 08 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 25 分）

（日程 3）

○宇都宮議長

次に日程第 3、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から議案第 19 号「市道路線の廃止について」並びに議案第 20 号「市道路線の認定について」の 2 議案について、一部訂正の申出がありました。

本件について訂正理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第 19 号「市道路線の廃止について」及び議案第 20 号「市道路線の認定について」の訂正について御説明申し上げます。

当該 2 議案につきましては、令和 8 年 1 月 22 日に開催いたしました第 2 回西予市道路格付専門委員会にて、市道路線の廃止 7 路線、認定 5 路線を審議、承認いただき本定例会に上程しておりますが、今回提案している路線のうち、市道グランド線及びグランド支線において、供用開始に向けた準備作業を進めていたところ、道路台帳上の起点の地番に誤りがあることが判明しました。このことから、当該 2 路線の廃止認定に係る起点地番及び延長を訂正するものでございます。

なお、本件につきましては、先の 3 月 4 日に開催いたしました第 3 回西予市道路格付専門委員会において、承認をいただいているものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって議案の訂正については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程 4）

○宇都宮議長

日程第 4、議案第 4 号「財産の無償譲渡について」及び議案第 5 号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」までの 2 件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第 5 号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」開会日の議案説明で、今回の改革においては、特に組織の運営や意思決定に責任を持つ立場にある管理職員が、率先して姿勢を示すことが適正であるとの判断に至りましたとありましたが、今議案の最終的な目標は、前回第 117 号議案と同様の意識改革にあるのでしょうか。それとも、経費の削減に焦点を合わせたものなのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ただいまのまつもと議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本議案につきましては、単なる人件費の削減、財源の確保のみを目的としたものではございません。財政危機脱却プランに基づきます行財政改革によりまして、市民の皆様にも一定の御負担をお願いする中で、職員自身が改革に取り組む姿勢を示すこと、そして市の財政状況に対する危機意識を持ち、全庁的な意識改革につなげることを目的といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

意識改革が目的であるとお答えだったと思いますが、であるなら、その意識改革の指標というのは設定されていますか。細かいことは構わないんですが、設定して、いつ、どのように調査する考えがもうあるのかどうかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

指標というものは設けてはおりません。必ずしも数値化することで分かるものも、できるものもございますけれども、今回の意識について個々にアンケート等をとる予定は今のところはございませんが、この意識改革につきましては先般の一般質問等々でもお答えさせていただきましたが、当初予算の編成時におきましても職員については、来年度、またその先に向けての様々な行政、今後の行政の進め方については、大きく意識が変わってきたその成果も、今回約 4.6 億円の一般財源の削減にもつながっているものと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 4 号及び議案第 5 号の 2 件は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程 5)

○宇都宮議長

次に日程第 5、議案第 6 号「西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第

7 号「西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」までの 2 件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第 6 号「西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について」この議案の中に、支所掲示板での掲示を取りやめることについて、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項に基づき、住民の福祉の増進と事務処理の経費合理化のバランスについてはどのように検討されて今回結論づけられたのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

まつもと議員の御質問にお答えをさせていただきます。今回の見直しでございますけれども、支所の掲示板を削減したという点についてということであろうかと思います。

今回の見直しは、本市の公式ホームページへの掲載を公告方法として位置づけることにあわせまして、掲示場の設置数についても、実態に即して、利用の状況に応じて整理をするものでございます。

近年はインターネットによります情報共有が広く利用されております。住民への周知手段も多様化しております。このような中で地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項でそれぞれ住民の福祉の増進、また事務処理の経費や合理化について、それは定められて、市の姿勢として基本理念として定められているものです。

今回のこの取組につきましては、この地方自治法第 2 条の第 14 項第 15 項と照らし合わせましても、合理的な対応であるというふうに認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

ありがとうございます。

実態に応じてと御答弁があったと思うんですが、実態というのは、支所の掲示板が利用されてなかったという調査結果があるのでしょうか。ちょっと1点教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

実態といいますと、その数、実際の検証までしたわけではございませんけれども、掲示場を御覧になる方が非常に少なくなっているというのは、感じております。その上でホームページ等々で公開することによりまして、より多くの方がそういった情報に接する機会を得ることになるということで今回の改正とさせていただくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号の2件は、総務常任委員会へ付託いたします。

(日程6)

○宇都宮議長

次に日程第6、議案第8号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第21号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」までの14件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第8号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」この高度な専門性を認定し雇用するプロセスは、誰がどのように行うのか、現時点で決定していますか。

また、同条例が制定してある他市では、別表に基準職務項目等が設けられていますが、本議案には給料表のみとなっています。これはなぜでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをさせていただきます。

今回の条例改正でございますが、高度な専門性を有する人材の採用プロセスにつきましては、市の施策事業の推進上、特に必要な人材が生じた場合に、本条例第2条第1項の規定に基づき、任命権者が選考により採用することといたしております。

対象とされるのが弁護士や公認会計士、税理士などの一定の業務経験や活動実績を持つものを想定いたしております。個々の専門性に応じまして実績や資格等の書類審査、業績評価、面接等を通じまして、総合的な評価に基づき、採用を行うことになろうかと考えております。

特定任期付職員に対しましては、今回の改正によりまして、本条例で新たに規定をいたします給料表を適用することになります。その際、採用された職員をどの職務の級に位置づけるかを判断する基準職務表でございますが、今回の条例案の中では定めてございません。これは、実際の運用の中におきまして改正後の条例第7条第1項に基づき、国及び愛媛県が定めております職務基準職務表を参考に、その者が従事する専門的な業務内容に応じて決定するということを予定いたしております。現在この特定任期付職員の任用については、具体的な計画があるわけではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第8号から議案第11号まで、議案第17号、議案第21号の6件は総務常任委員会へ、議案第12号から議案第14号までの3件は厚生常任委員会へ、議案第15号及び議案第16号、議案第18号から議案第20号までの5件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程7)

○宇都宮議長

次に、日程第7、議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」から議案第35号「令和8年度西予市介護保険特別会計予算」までの5件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、3番山下昌和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

議員番号3番山下昌和です。

ただいま議長から許可を得ましたので、質疑をさせていただきますと思います。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」において、2点質疑をさせていただきますと思います。

まず歳入、17款寄附金、1項寄附金、2目総務寄附金のふるさと応援寄附金9億円、企業版ふるさと応援寄附金1200万円の金額設定について伺いをいたします。

市の財政確保に直接つながるふるさと納税は、令和6年度約5億1500万円、本年度は最終結果ではありませんが、目標の7億円には若干届かないにしても、着実に増加をしております。ただ、本年の目標金額9億1200万円は、前年対比2億円以上の大幅な増額設定となっております。既存の運営方法で達成可能であるかどうかをお伺いいたします。これにつきましては昨日、井関議員の一般質問の中にもありましたふるさと納税に関するご答弁と重複するとは思いますが、よろしくお伺いをいたします。

次に歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、6目母子衛生費の不妊治療費補助金についてお伺いをいたします。

先般、2月24日本会議開会の管家市長による令和8年度市政方針及び予算提案説明の中で、本市が抱える喫緊の課題解決のための3本柱の一つとして、人口減少対策の推進がありました。またその中で、妊娠出産期では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費及び通院交通費に対する補助金を支給しますとの説明でありました。予算書にも、不妊治療費補助金622万円、

通院交通費補助金25万円が計上されていますけれども、通院交通費補助金は令和7年度と同額、令和6年度は60万円であります。不妊治療補助金は前年1088万円、令和6年度は1143万円、前年と比較しても466万円、約43%の減額となっております。支給はされますが、このような大幅な減額は妊娠出産に向け、不妊治療を受けて子どもを持ちたいと頑張っている方々にとっては非常に残念な予算措置ではないかと思ひ、減額となったその理由をお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ふるさと応援基金の目標金額の設定に関する考えについて御答弁させていただきます。

まず、本市における今年度のふるさと納税の実績額につきましては、2月末時点で、個人版が約6億4000万円、企業版は約3800万円となっており、残り1カ月であります。目標達成に向けて努力しているところでございます。

御質問の令和8年度の目標金額について、特にふるさと応援寄附金の9億円につきましては、今年度の7億円から2億円アップとなり、現状の組織体制による運営では、達成は難しいととらえております。そのため、昨日の井関委員からの一般質問でも御答弁しましたとおり、令和8年度からは、新たにふるさと納税のみに特化した推進室を立ち上げて、推進体制の強化を図ることとしております。

具体的には、専門職員の配置に加え、先進地研修などを通じて、ふるさと納税の戦略を本格的に学び、仲介委託事業者と共同で戦略強化を図るとともに、新たに取り組む市内事業者を巻き込んだクラウドファンディングなどの展開によって、寄附金の一部を返礼品事業者へ還元することにより、さらなる返礼品の充実と提供量の増加を図っていきたくと考えております。

また、情報発信においては、アンバサダーやインフルエンサーのみに頼るのではなく、市職員自らも既にSNSに出演して、返礼品の全国へのPR活動を展開しており、今後も新たな発信アイデアの創出などで、全国からの寄附者の流入を図り、高い目標額ではあります。達成できるよう鋭意

努力してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

不妊治療補助金についてお答えいたします。

人口減少対策として、不妊治療に取り組む御夫婦の経済的負担を軽減し、安心して治療に臨める環境を整えることで、子どもを産み育てやすい社会の実現と次世代の育成を推進することとしております。

令和8年度は、既存の人口減少対策を再編、整理し、限られた財源の中で最大限の効果を生み出すため、全ての事業の見直しを行いました。

不妊治療費補助金については、補助内容には変更はございませんが、市単独の保険適用分助成について、県内の助成状況を踏まえまして年間上限額を設定したことや、これまでの実績を鑑み、精査し、前年度比では減額となりました。

母子保健事業では、妊産婦健診や産後ケアと、子どもを育てる親自身が安心して子育てできるように支える取組へ予算を重点配分し、子育て世代の定着と支援の最適化を両立させてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ただいまの答弁で再質問ではありませんけれどももふるさと納税については理解できました。――

――
――
――

○宇都宮議長

次に、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算について」質疑をさせていただきます。

令和8年度西予市一般会計予算書において、歳

入、14款国庫支出金が前年度予算比5億9119万3000円減となっております。地方公共団体が一定の行政水準を確保するための不可欠な収入源となっている国庫支出金が、8年度の予算において約6億円も減額となっておりますが、その減額には、危機脱却プランが影響しているのかお尋ねをいたします。

もう1点、質問をいたします。歳出、11款災害復旧費が前年度予算比2億2329万3000円減となっており1337万2000円の予算となっております。大幅に減額されている理由を御説明ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

まず、国庫支出金の関係について危機脱却プランとの影響を関係があるのかという御質問にお答えをさせていただきます。

今回の国庫支出金の減額につきましては、危機脱却プランとの関係でございますが、市といたしましては危機脱却プランの中でも、公債費を抑制するために、起債の借入額についても上限設定を行い、今後歳出、起債、公債費の抑制に努めていくことを計画として上げさせていただいております。その関係上、事業費の補助残に起債、充当いたしておりますけれども、その起債額を抑えるために、事業規模の調整を行う場合が当然ございます。

また、事業につきましても、危機脱却プランでこちらのほうも将来の人口の状況等を鑑みた上での、身の丈に合った事業規模とすることを計画として上げさせていただいております。そういったことを踏まえまして事業全体の総額につきましては事業規模を含めて、国庫支出金、国庫補助金の減額が生じる場合がございます。個々の事業につきましては、それぞれ各常任委員会の中で審議、審査をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして災害復旧費の減額についてでございますけれども、まず、令和6年に発生いたしました災害の復旧事業につきましては、国によります災害査定や工期等の状況を踏まえ、工事請負費の多くを令和7年度当初予算に計上をしたところでございます。

一方、令和7年度に発生をいたしました災害の復旧事業につきましては、できるだけ早期に着手できるよう、繰越も見据えつつ、令和7年度中の補正予算について工事請負費も含めて計上をし、8年度当初予算には計上をいたしておりません。このため、当初予算だけを比較いたしますと減額となっておりますけれども、これは、予算を計上する時期の違いによるものでございまして、災害復旧事業につきましては、国庫補助金の活用を踏まえつつ、適切に対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ちょっと具体的に再質問をさせていただきます。歳出、11款災害復旧費について、小規模な災害復旧事業については8年度をどのように対応をしていけますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

小規模な災害等の対応についてお答えさせていただきます。

地域におきまして災害等によります道路等を公共施設に修繕箇所が生じた場合でございますけれども、地元の区長さんを通じた修繕の要望、また、緊急の場合におきましては、直接事業課のほうに御相談をいただいたらと思います。その際、応急対応の予算は計上いたしておりますので、可能な範囲で対応をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

議員の皆様申し上げます。

通告に基づき、質疑のみ簡潔に行ってください。よろしく願いいたします。

次に1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算について」すいません。多いですが6点質疑します。

1点目、西予市の令和8年度予算方針では、基本方針3に、市民の利便性向上のためのオンライン申請やキャッシュレス決済など行政サービスのデジタル化とありますが、そのための具体的な予算措置は今回の予算のどこに当たるでしょうか。

2点目、財政危機脱却プランに即した予算査定が行われた中、1月末の理事者の再査定で復活した事業はありますでしょうか。ある場合は事業名とその理由をお示してください。

3点目、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について、昨年も質問いたしました。巡回診療車運営事業が7万2000円となり、前年比で大きく減額したのは、指定管理者が指定管理料の範囲の中で業務を実施することに至ったものでしょうか。

4点目、10款教育費、5項社会教育費、8目生涯学習費について、各地域づくり活動センターの生涯学習事業費の削減は、実績に基づくものでしょうか。それとも財政危機脱却プランに即した減額になるのでしょうか。

5点目、同じく結婚推進委員会補助事業について、人口減少対策として財政危機の中でも予算を捻出していくという方針でしたが、であるならば中間指標のKPI、最終目標のKGI、またその期間、測定方法などを設定しておられるのでしょうか。

6点目、10款教育費、7項保健体育費、3目給食センター運営費について、給食費の負担軽減に係る歳入の県支出金は、西予市在住の児童・生徒数で積算されているものでしょうか。

以上、6点お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

私のほうからは、3点回答をさせていただきたいと思います。まず1点目のオンライン申請、それからキャッシュレス決済のところについてお答えをいたします。

まず、オンライン申請につきましては、これまでも窓口事前予約や上下水道の使用開始、中止届のオンライン化など様々取り組んでまいりました。

これらのシステムにつきましては、ノーコードツールを活用して、職員が内製化しておりまして、運用コストをクラウドサービスの利用料のみに抑え、システム構築に係る新たな予算はなしで導入することができております。

その予算措置としましては、予算書の 57 ページから 58 ページに記載のとおり、2 款総務費、1 項総務管理費、11 目情報推進事業費、情報システム管理運用事業 4 億 2496 万 4000 円の中の 13 節使用料のうち、キントーククラウド利用料 663 万 6300 円、もう一つフォームブリッジライセンス料 23 万 7600 円が該当の予算措置となります。

次にキャッシュレス決済につきましては、先行導入済みの税分野に加え、その他の公金納付についても、令和 8 年度から対応を予定しております。これに伴うシステム改修は、令和 7 年度に予算化し、実施しておりまして、年度内の完了を見込んでおります。

また、契約事務のデジタル化を推進するために、予算書 53 ページから 55 ページに記載のあります 2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、契約管理事業 189 万 6000 円、13 節の使用料のうち、電子契約システム使用料として 6 万 6000 円を計上いたしております。

2 点目ですが、4 番目の生涯学習事業の削減の関係についてお答えをいたします。

今回の予算編成における削減は実績による変動ではありません。西予市財政危機脱却プランに基づく事務事業の抜本的な見直しによるものであります。

これまで地区センター間で生じていた予算配分の不均衡を解消するため、令和 8 年度からは、市全体で統一した基準を適用し各センターの活動実態に即した適正な予算配分へと改めたものでございます。

主な基準といたしましては、イベント等の積算基準において、個人が消費する弁当代などの食糧費や特定の個人に帰属する景品、参加費などにつきまして原則として、予算の対象外とする方針を定めております。これらは適正化に向けた指針の一例でありまして今後も実情を精査しながら、運用の適正化に努めてまいります。

続きまして 5 点目にありました、結婚推進委員会補助事業についてお答えをいたします。

こちらにつきましては、現在、K P I と K G I のように、具体的な期間や数値目標を設定してはおりませんが、現段階では第 2 次総合計画の期間中となるため、行政経営システムにおいて、活動指標、これはイベント参加者数、結婚相談件数となります。それから成果指標これについては成婚数、カップリング数ということになりますが、それを示し事業の管理を行いながら、前年度の課題を抽出して次年度事業展開に生かしているところです。

今後は 3 次計画に策定する中で、具体的な評価指標等の設定について検討し、適切に評価していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは私からは 2 番目の理事者再査定で復活した事業はあるかという御質問にお答えさせていただきます。

本件につきましては、議会上程前におけますし、行政内部での意思決定過程に属するものでございます。この場での詳細についての御答弁は差し控えさせていただきます。

全体といたしましては、必要性を踏まえた上で、予算編成を進めたところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

まつもと議員御質問の第 3 点目になりますが、巡回診療車運営事業の減額、大きく減額した理由について御説明いたします。

予算書で言いますと 105 ページになりますけれども、4 款衛生費 3 項病院費、1 目病院費におきまして、病院事業会計繰出事業に組み替えて計上させていただいておるのが理由でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

御質問のありました学校給食費の負担軽減交付金についてお答えをいたします。

こちらの交付金ですが、令和8年5月1日時点の児童数で積算され、交付されることとなっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

2点、再質問させてください。

4番の地域づくり活動センターの生涯学習費について、これまで各地域づくり活動センターがその個性を活かしてバラエティー豊かな生涯学習を実施してきています。減額は残念ですが、減額してもその情報が市全体で見られて、地域外の参加が可能なものは、参加できる何らかの仕組みがあればカバーできるかと思うんですが、それは構築されるのでしょうか。

もう1点、6番目の給食費の負担軽減に係る分なんですが、西予市在住の児童生徒数で積算されているとお答えがありました。であるならば、不登校児童生徒、お弁当を持ってくる、どこまなに通っている児童生徒についてはどのように対処される予定でしょうか。2点お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

各センターで行われている生涯学習の情報を共有できる仕組みということでお答えをさせていただきます。

以前も議員のほうからもあった件かと思いますが、こちらにつきましては、共有すること自体、非常に大切なことだと思っております。

現在、生涯学習事業を一括して可視化できるような仕組み、ホームページ等で掲載したりするような仕組み、それから情報発信の体制整備といったところを検討中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

不登校等で給食を実際に提供していない児童の取扱いについてということでございますけれども、基本的に現在のところでは、全ての児童に給食を提供すると、給食をとっていただくという考えのもとですので、給食を実際提供していない児童数も交付の算定の児童数の中には入っているので基準額として支給されるというふうに聞いております。

しかしながら、長期にわたって欠席を伴うことで、給食をとっていない児童の取扱いについて、国のほうでも、今後モデル要綱が示される予定というふうに聞いておりますので、その通知に基づきまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、各関係常任委員会へ、議案第32号は総務常任委員会へ、議案第33号から議案第35号までの3件は厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程8）

○宇都宮議長

次に、日程第8、議案第36号「令和8年度西予市水道事業会計予算」から議案第41号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」までの6件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、3番山下昌和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

議案第36号「令和8年度西予市水道事業会計予算」、議案第37号「簡易水道事業会計予算」及び議案第38号「下水道事業会計予算」について、お伺いをいたします。

西予市上下水道事業経営審議会の答申を受けて、令和6年度から水道料金及び下水道使用料金の改定を行いました。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出は、簡易水道事業会計を含め、いずれも支出が収入を上回り、赤字体質となっております。令和9年度の料金改定期を見据え、現状とその対応策をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

議案第 36 号、37 号、38 号になります水道事業、簡易水道事業及び下水道事業会計の当初予算において、収支不足の要因と、料金体系を踏まえた今後の経営方針についてお答えいたします。

まず、当初予算の収支不足の要因についてありますが、公営企業会計においては、単年度の収益でその年度の費用を賄うのが原則であります。過去に発生した利益の蓄積であります繰越利益剰余金などのいわゆる内部留保資金を不足の補填に充てることが認められております。このことから、上下水道事業の役割は、いかなる事態においてもサービスを安定的に提供し続けることですので、近年のエネルギー価格や物価の急激な変動、突発的な施設の故障による修繕費など、不測の事態にも即座に対応できるよう、内部留保資金を裏づけとして、予算はあらかじめ一定の幅を持たせて計上いたしております。このことが当初予算において支出が収入を上回る主な要因でございます。

一方で、実際の予算執行の段階におきましては、効率的な維持管理や入札によるコスト削減、さらには予防保全による修繕回数の抑制など、最大限の経費節減に努めております。その結果、予算で確保しました支出の枠を全て使い切ることなく、決算時には不用額として残ります。この差額が収支を押し上げまして、最終的な損益計算において純利益を生み出す要因となっております。

令和 6 年度決算では、3 会計ともに現金支出は黒字となっております。令和 7 年度決算も同様に見込んでおります。

次に、料金改定を踏まえた今後の経営方針であります。上下水道事業は市民生活に欠かせない重要なライフラインでありまして、南海トラフ地震への備えとなる耐震化や老朽化した施設の更新を着実に進める必要がございます。

一方、人口減少や節水機器の普及により、料金収入は減少傾向にありまして、経営は厳しさを増すことが想定されております。令和 5 年度の上下水道事業経営審議会の答申では、将来の投資事業と収益減を踏まえて、物価高騰が続いている中では、令和 6 年度と令和 9 年度の 2 段階での料金改

定が適当であるとされ、超過料金の統一や水洗化率向上など、経営改善に向けた方向性が示されております。

また、当該審議会のほか、決算における監査意見として、施設の老朽化対策の推進、常にコスト削減意識を持った経営努力の継続、簡易水道事業の将来の在り方、下水道の独立採算の困難性と水洗化率向上など、引き続き、取り組むべき課題が指摘されております。

これらを踏まえまして、今後の人口、水需要の見通し、料金収入の将来予測、施設更新費用とその財源とする企業債の管理などについて精査した上で、令和 9 年度の料金改定の方向性について、上下水道経営審議会において審議いただく計画でございます。審議結果を踏まえ、必要な投資を確実に進めつつ、将来にわたり持続可能な上下水道経営基盤の確立に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3 番山下昌和

以上で私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○宇都宮議長

次に、1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第 39 号「令和 8 年度西予市病院事業会計予算」について質疑します。

117 ページの第 2 条の業務の予定量が、許可病床数と主な建設改良事業の 2 点のみとなっております。予算は業務量との関係があることから、昨年、令和 7 年第 1 回定例会でも、このことについて改善を求めましたが、今回も同様の記載となりました。その合理的な理由は何でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

議案第 39 号「令和 8 年度西予市病院事業会計予算」の第 2 条の記載についてお答えいたします。

指定管理移行前におきましては、入院患者数や外来患者数を見込み、その診療収入を市の病院事業会計に計上していたことから、患者数は、予算編成上の重要な積算根拠であり、業務の予定量として明示しておりました。

しかしながら、指定管理者制度へ移行した後は、診療収入は指定管理者の収入となりまして、市の病院事業会計に直接計上されるものではありません。このため、入院外来患者数は、市の事業会計予算を積算する直接的な根拠とならないことから、第2条の業務の予定量としては記載していないものであります。

現在の病院事業会計は、主として、施設の設置者としての責任に基づく経費、すなわち建設改良事業や、企業債償還等の資本的収支を中心とした構成となっております。業務の予定量としても設置主体として管理すべき許可病床数及び実施予定の建設改良事業を記載しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員

○1番まつもとみき議員

指定管理料が一定の4.8億円という中で、経営補助もこちらから出している状態です。業務の量がどうあるかどうかで、この経営補助の金額が妥当かどうかは、こちらの病院会計事業者にかかってくると思うんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの議員の質問にお答えします。

言われるとおり、その実績であるとか、そういう予算というところは大変重要かと思っております。今年度におきましても、毎月出される事業報告書により、細かな予算、4.8億円が妥当であるとか、そういった検証は行っております。8年度におきましても、引き続き提出される業務報告書をもとに、モニタリングをしているところでありますので御理解をいただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

すみません、もう1点だけ。

私昨年度改善を求めたので、今回事業者が営業計画書を出されているときに、この予算書への業務の予定量の記載について何らかの市側から協会への相談とか協議とか、そういうのがあったかどうかだけでもう一度お聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えします。

市から協会へ相談をしたかということでございますけれども、相談は行っておりません。そのほかに必要な予算編成上の細かな点についてはやりとりはさせていただいておりますが、今の協議については相談をしておりません。

以上です。

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第41号までの3件は厚生常任委員会へ、議案第36号から議案第38号までの3件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程9）

○宇都宮議長

次に、日程第9、請願第1号「西予風力発電事業に関する請願書」の1件を議題といたします。

請願1件の詳細につきましてはお手元のタブレットに配信しております請願文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願第1号については、産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月19日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 宇都宮 久見子

同 議員 加藤 美香

第 5 日

3 月 19 日（木曜日）

令和8年第1回西予市議会定例会会議録（第5号）

1. 招 集 年 月 日 令和8年 3月19日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和8年 3月19日

午後 2時00分

1. 閉 会 令和8年 3月19日

午後 5時19分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 欠 員

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- | | | | |
|----|--|--------------------------------|----------------------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(8番 中村一雅、9番 河野清一) | | |
| 2 | 議案第 4 号 財産の無償譲渡について | 議案第 18 号 | 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 5 号 西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について | 議案第 19 号 | 市道路線の廃止について |
| | 議案第 6 号 西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 20 号 | 市道路線の認定について |
| | 議案第 7 号 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 21 号 | 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| | 議案第 8 号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 31 号 | 令和 8 年度西予市一般会計予算 |
| | 議案第 9 号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 32 号 | 令和 8 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 |
| | 議案第 10 号 西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 33 号 | 令和 8 年度西予市国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第 11 号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 34 号 | 令和 8 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 12 号 西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 35 号 | 令和 8 年度西予市介護保険特別会計予算 |
| | 議案第 13 号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 36 号 | 令和 8 年度西予市水道事業会計予算 |
| | 議案第 14 号 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 37 号 | 令和 8 年度西予市簡易水道事業会計予算 |
| | 議案第 15 号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 38 号 | 令和 8 年度西予市下水道事業会計予算 |
| | 議案第 16 号 西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 39 号 | 令和 8 年度西予市病院事業会計予算 |
| | 議案第 17 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 40 号 | 令和 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 |
| | | 議案第 41 号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 議案第 42 号 | 令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第10号) | |
| 4 | 議案第 43 号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| 5 | 委員会の閉会中の継続審査の件 | | |
| 6 | 議会報告第1号 | 西予市の財政に関する特別委員会報告について | |
| 追加 | 議案第 44 号 | 西予市副市長の選任について | |
| | 議案第 45 号 | 西予市固定資産評価員の選任について | |
| | 議案第 46 号 | 西予市教育委員会教育長の任命について | |

議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 4 号 財産の無償譲渡について
議案第 5 号 西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について
議案第 6 号 西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について
議案第 7 号 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
議案第 8 号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 9 号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 10 号 西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 12 号 西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 13 号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第 14 号 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 15 号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 16 号 西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 17 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第 18 号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
議案第 19 号 市道路線の廃止について
議案第 20 号 市道路線の認定について
議案第 21 号 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第 31 号 令和 8 年度西予市一般会計予算
議案第 32 号 令和 8 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 33 号 令和 8 年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 34 号 令和 8 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 35 号 令和 8 年度西予市介護保険特別会計予算
議案第 36 号 令和 8 年度西予市水道事業会計予算
議案第 37 号 令和 8 年度西予市簡易水道事業会計予算
議案第 38 号 令和 8 年度西予市下水道事業会計予算
議案第 39 号 令和 8 年度西予市病院事業会計予算
議案第 40 号 令和 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 41 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
3 議案第 42 号 令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第10号)
4 議案第 43 号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
5 委員会の閉会中の継続審査の件
6 議会報告第1号 西予市の財政に関する特別委員会報告について
追加 議案第 44 号 西予市副市長の選任について
議案第 45 号 西予市固定資産評価員の選任について
議案第 46 号 西予市教育委員会教育長の任命について
議員派遣の件について

開会 午前 9 時00分

○宇都宮議長

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

傍聴の方に申し上げます。

携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 17 名であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

先般、山下昌和議員から 3 月 6 日の会議における発言について、会議規則第 65 条の規定に基づき、お手元に配信の発言取消申出のとおり、取消したい旨の申出がありました。この取消申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって山下昌和議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○宇都宮議長

まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に 8 番中村一雅議員、9 番河野清一議員を指名いたします。

(日程 2)

○宇都宮議長

日程第 2、議案第 4 号「財産の無償譲渡について」から議案第 21 号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」まで、議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」から議案第 41 号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」までの 29 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長山本英明議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

〔山本総務常任委員会委員長登壇〕

○山本総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告を行います。

去る 3 月 6 日の本会議におきまして、当委員会へ付託されました議案 12 件につきまして、9 日、10 日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

委員会結果は、お手元に配信のとおりであり、議案 12 件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告申し上げます。

議案第 5 号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」では、令和 7 年第 4 回定例会において上程した全職員を対象とした給与削減条例案を慎重な審議の結果、否決となった。議会の決定を真摯に受け止め、改めて検討を重ねた結果、今回の財政改革においては、特に、組織の運営や意思決定に責任を持つ立場にある管理職が率先して姿勢を示すことが適切であると判断し、本条例案では対象を管理職に限定し、基本給には手をつけずに管理職としての責任に応じて支給される管理職手当に限り一部を減額することとした。管理職の職務の級に応じて、4 級の課長補佐級職員については 20%、5 級の課長級職員については 30%、6 級以上の部長級職員については 40%を管理職手当の月額から減額するものであり、削減効果額としては約 1482 万 1000 円を見込んでいるとの説明がありました。

新規採用において影響はないのかとの質疑があり、令和 7 年度行政職の応募者数が 25 人、これは令和 6 年度は 18 人であったことから、行政職としては増加をしている。令和 8 年度においては職員採用パンフレット等の充実や高校への訪問と、応募者数を増やす取組を続けていきたいとの答弁がありました。管理職のモチベーションが低下するのではないのかとの質疑では、管理職については改革プランの実行に際し、責任ある立場、改革に向けた決意を表明することについて一定の理解を得ている。自らが各課の方針等をしっかりと説明ができるような管理職も増えてきており、このよい流れを維持しながら、新たな西予市をつくっていきたいとの答弁でありました。

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」総務課所管分について、新規事業の働き方改革推

進事業では、職員の柔軟な働き方の定着による持続可能な行政運営と組織の生産性向上の両立を目指し、職員の自主研修や資格取得への助成制度を新設し、社会変化に即応できる人材育成により、市民サービスのさらなる向上を図るため 97 万円を計上している。

また、行政連絡協議会事業では、既定の計算方法に基づく行政連絡委託料と、協議会の代表者会、各支部の代表区長会等の報償金に 4231 万 6000 円を計上しているとの説明がありました。委員からは、行政連絡委託料の見直しについて質疑があり、令和 8 年度予算は世帯割額を 2,000 円から 1,800 円、自治会加算額を 1 万 5000 円から 1 万 2000 円、高齢化率加算額を 2 万 9000 円から 2 万 7000 円に見直した基準で算定しており、令和 7 年度予算と比較し 548 万 1000 円減額しているとの答弁でありました。

危機管理課所管分では、防災対策推進事業において、伊方原子力発電所で事故等が発生した場合に備えた避難所運営や屋内退避に必要となる災害用備蓄物資用の保管倉庫の設置箇所数と、昨年度導入したトイレカーの活用実績について質疑があり、備蓄倉庫については、今年度 22 カ所設置をしており、対象地域の人口 25%相当の 3 食 4 日分の水、食料のほか、トイレ等を配備するようにしている。また、令和 7 年度のトイレカーの活用実績につきましては、地域や学校での訓練支援に 6 回、啓発イベントに 4 回、地域活動への資機材貸出に 1 件、災害対応として人命捜索に 2 日間協力するとともに、防災士講習など研修行事等で 2 回出向しているとの答弁でありました。

事前復興推進事業では、愛媛大学と連携した防災事前復興学習の実績について質疑があり、防災教育については、三瓶小学校、三瓶中学校で実施しており、今年度は中川小学校へ出向いて防災教育を 1 回実施しているとの答弁でありました。

財政課所管分では、令和 8 年度予算の概要について、歳入歳出予算それぞれ 283 億円であり、令和 7 年度と比較して 8 億 4000 万円 2.9%の減額となっているとの説明がありました。

教育総務課所管分では、スクールバス維持管理事業におけるスクールバスの更新について質疑があり、スクールバスの更新については、走行距離や年数での更新を計画的に行っており、買換えに

当たっては、生徒・児童数の推移を見極め、大型バスから適正な規模に下げることも行っている。今後については、中学校の学校再編を検討している段階でもあり、路線によっては小中混乗も含めて、様々な方法を検討していきたいとの答弁でありました。

目的外使用についての質疑では、野村地域の一部で生活交通バスとして使用しているとの答弁でありました。委員からは、人口減少による影響がいろいろなところであらわれており、地元の人の足として地域公共交通等での活用など厳しい財政状況の中でも、様々な方向で活用できる方策を検討してほしいとの意見がありました。また、中学校部活動の地域展開において拠点校方式が進められているが、生徒の送迎など保護者の負担を軽減するということにも積極的に活用してほしいとの意見もありました。

まなび推進課所管分では、高校魅力化事業において、下宿整備について質疑があり、地域みらい留学等における相談会においても、一番の心配事は住まいに関することであり、どのような住環境があるのかといったことや、食生活等の充実を求められる声が多いと聞いている。近年、県内市町においても、下宿補助等整備が進んできており、他の市町に負けないためにも、予算確保の必要性は認識している。今後、財政当局や理事者との協議を進めていきたいとの答弁でありました。また、令和 6 年度に野村高校における女子生徒の受入に当たって、行政が寮整備をすることが難しいということもあり、民間の活力を活用し、地域住民が空き家を改修してシェアハウスを整備した事例もある。地域と一体となった高校の存続を進めてきており、次年度も 1 件の整備予定に対し 150 万円の改修補助金を計上している。今後も住民の協力を得ながら、住まいの確保に努めていきたいとの答弁でありました。

議案第 32 号「令和 8 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」では、委員から、今後の奨学資金のあり方について質疑があり、西予市の奨学資金については、給付型ではなく返還していただく貸与型となっており、返還していただくことで資金を循環させ、多くの学生を長く支え続けることができる奨学金制度になっているため、今後も継続していく必要があると考えている。奨学資金

の金額については、近年の物価高騰の中、適切かどうか検討していく必要もあると考えているが、他の奨学金との併用については、卒業後の返還額が大きな負担になる恐れがあることから、現在のところ検討していないとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和8年3月19日、総務常任委員会委員長山本英明。

○宇都宮議長

次に、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

〔酒井厚生常任委員会委員長登壇〕

○酒井厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案10件について、3月9日、10日の委員会を開催し、審査を行いましたので、経過と結果について申し上げます。

議案10件については、お手元に配信のとおり、原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告を申し上げます。

議案第13号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」では、令和7年第4回定例会において上程された3年間停止に関する改正案が否決されたことを真摯に受け止め、制度存続を前提とした持続可能な見直し案を検討し、再度の上程に至ったものであります。近年の利用実態を精査した結果、令和5年度及び6年度において、全申請者の8割が年間12枚までの利用にとどまっている。また、申請者の約3割強は一度も使っておらず、年齢層別では65歳から74歳の利用は限定的である一方、75歳以上の後期高齢者が大部分を占め、年間を通じて継続利用している実態が再確認されました。

これらを踏まえ、事業休止ではなく実態に合わせた最適化を図るため、助成回数を現行の24回から12回へと変更し、年齢による制限強化は見送り、現在の対象範囲を維持することで、真に支援を必要とする方々への継続性を確保しつつ、

限られた財源を効率的に運用するものであるとの説明がありました。

委員からは、利用者の8割が12枚までの利用であるならば、残りの2割の方のために現状の予算規模を維持してもよいのではないかと質疑があり、24回全て利用している方もいるが、全利用者の8割の実態に合わせることで、多くの方への支援を維持できる。現在の本市の財政状況において、制度そのものを停止するのではなく、継続を最優先に考えた結果であるとの答弁でありました。委員からは、財政危機脱却プラン2025が終了する3年後の方針について質疑があり、その時点での利用実態を改めて精査し、実態に即した適正な運用に継続して努めていきたいとの答弁でありました。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」の各所管分について報告を申し上げます。人権啓発課所管分では、男女共同参画費について、委員から前年度予算と比較して半減した理由について質疑があり、従来単独で配布していた啓発チラシを広報せいよの中に記事を掲載する方法に変更したことによる経費減額であるとの答弁でありました。

環境衛生課所管分では、廃棄物処理委託料について、令和7年度からの可燃ごみ処理委託に関わる八幡浜市への委託単価改定により、過不足精算金が減少したため減額となっているとの説明がありました。委員からは、減額の具体的な内容について質疑があり、八幡浜市への可燃ごみ処理委託料において、近年の修繕費や人件費の高騰により、搬入量に処理単価を乗じた金額では不足が生じる場合があり、その差額を次年度に過不足精算金として請求されているものであり、委託単価改正により実際の経費との差額が減少したためであるとの答弁でございました。

健康づくり推進課所管分では、病院群輪番制病院運営事業及び小児在宅当番医運営事業は、3市2町（西予市、大洲市、八幡浜市、内子町、伊方町）の休日、夜間の二次救急体制や小児科診療体制を維持しており、事務局は3市の持ち回りであるため、令和8年度及び9年度は本市が事務局を担うとの説明がありました。委員から詳細について質疑があり、来年度からの2年間は事務局として、小児輪番の調整や負担金の受入れ、委託料及び補助金の支出の処理を行い、圏域内の救急医療

体制を確保し、市民の安心を図る目的が達成できるよう努めるとの答弁でありました。

福祉課所管分では、民生児童委員活動推進事業について、令和7年12月の改選により、現在は主任児童委員12名を含む163名が委嘱されており、地域住民と行政を結ぶ重要な役割を担っているとの説明がありました。委員からは、昨年の改選期に委員決定が難航した地区があったことを踏まえ、なり手不足や人口減少の中で今後の委員確保の考え方について質疑があり、定数は3年に1回の改選時に見直しているが、今後も各地区の申出や人口などの実態に合わせ、活動を継続できる形で見直しを行っていききたいとの答弁でありました。

また、生活保護適正実施推進事業について、レセプト点検等の外部委託について質疑があり、点検には病名と処置・投薬内容の整合性判断に専門的な知識が必要であることから、医療扶助費の適正を図るため、専門性を要する外部委託により実施しているとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、子ども医療費助成事業について、令和5年から対象を18歳まで拡充し、保険診療の自己負担分を全額助成しているとの説明があり、委員からは、高校生の医療費助成拡大以降、軽微な負傷でも病院を受診する傾向があるのではないかと、学校等を通じて医療費の使われ方について啓発を行うべきではないかとの質疑があり、乳幼児や小中学生の給付費は人口減少で下がっている一方、高校生についてはあまり下がっていないという実情がある。個別の受診データの分析は困難であるが、学校と連携し、医療機関の受診には公費が使われており、制度を大切に活用することを啓発していく必要があるとの答弁でありました。

また、こども家庭支援センターが実施している、教育支援教室「どこまな」の現在の状況等について質疑があり、本年度から教育委員会と子育て支援課が同一フロアに配置されたことで、迅速な情報共有や日常的な声かけが可能となり、連携が非常に活発化したと感じている。センター内に新設された不登校支援係が教育支援教室の運営についての業務を進めているが、今後においても、生活の困難さに起因する課題等や学校側からの相談案件等、こども家庭センターにおいても積極的に介入し、相談業務を行っていききたいと思っていると

の答弁でありました。

続いて、議案第33号「令和8年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、委員からは、県内20自治体で異なる国民健康保険税の統一について質疑があり、愛媛県では令和11年を目標に賦課金を統一し、標準保険料率への移行を目指しているとの答弁でありました。

また、委員からは、令和8年度から始まる子育て・子ども支援金制度、について、負担額の確定時期や今後の推移について質疑があり、令和8年度の標準保険税率は既に通知されており、国の試算モデルでは国民健康保険加入者一人当たりの月額負担が令和8年度は250円、9年度は300円、10年度は400円と段階的に増額され、10年度以降に最終的な率が確定し、継続的に徴収される見込みであるとの答弁でありました。

議案第39号「令和8年度西予市病院事業会計予算」では、西予市民病院の許可病床数を154床とし、主な建設改良事業として医療機器等備品購入費7760万円を計上しており、収益的収支では、救急医療確保による一般会計負担金及び補助金や医師派遣による協会からの負担金等を収入に、県からの派遣医師等給与費や施設保守点検委託料、減価償却費等を支出に計上し、当年度は純損失となる計画である。資本的収支では、生化学分析装置等の購入財源とする企業債7570万円を充てるほか、企業債償還金、短期貸付金4億円などを計上しているとの説明でありました。

以上、審査報告といたします。

令和8年3月19日、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉。

○宇都宮議長

次に、産業建設常任委員会委員長河野清一議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

河野清一議員。

〔河野産業建設常任委員会委員長登壇〕

○河野産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会の審査報告を行います。

去る3月6日の本会議において当委員会に付託されました議案9件について、3月9日及び10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 9 件につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 15 号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市俵津集落総合施設は近年の年間利用者が約 50 名と低迷していることなどから、西予市財政危機脱却プラン 2025 に基づき、運営方法の見直し及び活用方策の検討を進めており、当該施設の有効活用策について地元へ説明を行ってきた。その結果、施設の無償貸付については、おおむね同意を得られたことから、当施設を行政財産から普通財産へ区分変更するとの説明に対し、委員から、将来的に当該施設を譲渡する考えはあるかとの質疑があり、無償譲渡する場合は、受け手が法人等の一定の団体である必要があること、また受け手に固定資産税等の負担が生じることとなり、一方で、無償貸付であれば、公共施設のまま地元が活用できるため、現時点では無償貸付を基本とする方向で検討しているとの答弁でありました。

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」の建設課所管分の野村地区都市再生整備計画事業では、令和 7 年度の補正予算の中で、レクリエーション施設の設計変更に約 850 万円支出していたと思うが、来年度予算以降の工事内容の設計に関わるという解釈でよいかとの質疑があり、今回の補正予算にて計上している設計変更内容は、令和 8 年度予算で計上している工事請負費に反映している。設計変更の依頼をなるべく早い段階で業者へ依頼し、その内容がレクリエーション広場の工事内容に反映できるようにしていくとの答弁でありました。

空き家対策事業では、他課との連携状況について質疑があり、除却や空き家バンクの登録といった主にハード面に関して他課からの相談があった場合に、除却の補助や空き家バンク登録などにつなげている。また、利活用を目的とした補修についての相談があれば、必要な修繕や補修方法について助言を行うなど、空き家の利活用に向けた支援も実施しているとの答弁でありました。

上下水道課所管分の浄化槽設置整備事業では、西予市財政危機脱却プラン 2025 に基づく補助金の

見直しにより、令和 8 年度より新築住宅に対する補助金を中止し、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助のみ対象とするとの説明に対し、委員から、住宅新築に対する浄化槽補助金が中止される理由について質疑があり、住宅新築の場合は単独処理浄化槽の設置が認められず、合併処理浄化槽の設置が決まっているため、今ある単独処理浄化槽やくみ取り便槽は、転換を行わなければそのまま残り続けるため、合併処理浄化槽への転換については、補助金を支給することとしているとの答弁でありました。

三瓶地区雨水公共下水道事業では、以前、費用対効果を確保するため、国庫補助事業費総額の目安として 10 億円程度との説明があったが、現在の事業費の総額はどのくらいかとの質疑があり、今年度の事業完了後で約 18 億 6500 万円となる見込みであるとの答弁でありました。

農業水産課所管分の特産品等消費拡大事業では、今年度実施した「中学生応援米事業」を継続するとともに、新たな取組として市内小中学生に農業・畜産業・水産業の体験機会を提供し、その体験に応じた特産品を贈ることで、地域産業への理解と郷土愛の向上を図るとの説明があり、委員から、今後、米以外の特産品を支給する考えはあるかとの質疑があり、市内には農業以外にも多様な産業があるため、小中学生がそれぞれの仕事を体験した上で、その体験内容に合った特産品を提供するよう計画しているとの答弁でありました。子どもだけでなく大人も農業に触れる機会が少ないことから大人も体験事業に参加できないかとの質疑があり、農業をはじめとした市内産業に触れる機会が少なくなっているため、今後の検討課題とさせていただきたいとの答弁でありました。

経済振興課所管分の市観光 PR 事業では、大幅に予算が削減されている理由について質疑があり、南予広域観光プロモーション協議会が 2 年に 1 回実施している大規模事業が令和 8 年度はなく、その分の負担金が減になったこと、市内イベントへの補助金を減額したことによるとの答弁でありました。また、市内イベントへの補助金を削減することにより地元主催者への影響が予想されるが、地元主催者への対応はとの質疑があり、市内 4 大イベントのうち、自主財源率が高い乙亥大相撲を除く、れんげまつり、かつば MATURI、奥地

の海のかーにばるの3つについて、補助金の削減により持ち回りでの開催案を地元主催者内で協議していただいたところ、3つのイベントが持ち回りで開催になると次のイベント開催まで2年空いてしまいノウハウが廃れてしまうため、補助金が削減されても毎年実施したいとの提案があり、削減した予算の範囲内で毎年の運営を続ける形で予算を計上している。一方、乙亥大相撲については自主財源率が高いため補助金を削減しておらず、通常開催であるとの答弁でありました。

林業課所管分の市産材利用促進事業では、人口減少対策として補助単価や補助額を引き上げているとの説明であったが、令和8年度は市産材利用どのように増やしていく方針なのかとの質疑があり、資材高騰や近隣市町の状況も参考にしながら、当市では補助単価を4万円に引き上げた。令和8年度は、使用木材を一戸当たり22立米、40件分として3520万円を計上しており、市内の森林産業の活性化や普及啓発を図っていくとの答弁でありました。

議案第37号「令和8年度西予市簡易水道事業会計予算」では、城川地区の簡易水道の一部が格下げとなった内容について質疑があり、令和7年12月定例会において条例改正を行い、給水人口が100人以下となった簡易水道7施設を県条例水道等へ格下げしたとの答弁でありました。また、簡易水道から県条例水道へ格下げされたことによって、市としての負担は増えたのか、また使用者が負担する水道料金は変わるのかとの質疑があり、市の一般会計からの繰出金は、簡易水道と県条例水道等で繰出基準が同じであるため、格下げによる増減はないが、格下げすることで水質検査項目が減り、その負担は減るとのことで、一方、使用者が負担する水道料金については、格下げ前と同じであるため負担額は変わらないとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和8年3月19日、産業建設常任委員会委員長 河野清一。

○宇都宮議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、議案ごとに発言を許可します。

まず、議案第5号について、原案に反対者の討論を許可いたします。

1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第5号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」反対の立場で討論いたします。

本会議で、この議案の目的は意識改革なのか、経費の削減なのか問いましたところ、単なる人件費の削減、財源の確保のみではなく、全庁的な意識改革につなげることを目的としていると御答弁がありました。では、その意識改革の指標や期間を設定しているか。いつどのように調査するのかお聞きしましたが、数値化できるものではないとし指標は設けず、アンケートも予定していないということ。さらには、当初予算の編成においては職員の意識が大きく変わって、その成果として約4.6億円の一般財源の削減につながっているとお答えがありました。

事業経費の考え方をよりシビアに持ち、一般財源の削減につなげることを意識改革とするなら、成果が出ていると評価しておられます。その上で、この条例制定の必要性は何なのでしょう。住民に負担をお願いすることから、その負担をともに背負いたいというお考えには理解できることがあります。しかしそれなら、具体的な経費の削減に焦点を当て、集中改革の中においても市民住民のためにこの事業を実施したい。それ同等の経費を人件費から捻出したいという根拠が欲しいと考えます。しかしそうではなく、意識改革と言われる。その意識改革とはそもそも一体何なんのでしょうか。私は、ミッション、私たちは何のためにあるのか。ビジョン、どんな未来を目指すのか。バリュー、そのために何を大切にしようとしてどう行動していくかを組織全体で共有し、選択のときに立ち

返ることができる、そのような環境醸成が意識改革につながると考えています。

行政のミッションは、地方自治法第1条の2、住民の福祉の増進を図ることにある上で、住民のことを考えれば自然と第2条の14、費用対効果や15の組織運営の合理化も当然必要ですからつながっていくはずです。単なる能力主義や過度な経済合理性に陥ることなく、自分たちの人件費も事業費と意識しながら、組織としての変革を実行するための意識改革がこの管理職手当の削減で実現できるとは私には思えず、御説明にも納得できませんでした。

議会は、市の財政危機とこれまでの議決責任を重く受け止め、議員報酬10%削減、委員会視察を2年間実施しないなどとし、特別職の経費削減の同等額の経費削減にかじを切った経緯がありますし、今回の条例上程には、行政側が苦勞して調整いただいたことにねぎらいの気持ちを持って評価、賛成される方がおられることも理解はいたします。ただ、4月から新たにこの管理職になる職員がいるとして、その職員にこの責を負わせることが本場に妥当なのでしょうか。

私たち議会も、議会費を削減しただけで済むことではなく、細部に議会として、議員としての姿勢が求められています。その上で、今後の議会の在り方を議論している最中です。経費の削減が意識改革に帰結するとは言えないと私たち自身が一番気がついているのではないのでしょうか。1期目の私が偉そうに申し述べて大変恐縮なんです、どうかもう一度お考えになっていただきたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○宇都宮議長

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。

13番源正樹議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

〔13番源正樹議員登壇〕

○13番源正樹議員

議案第5号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」賛成の立場から討論を行います。

令和7年第4回定例会において、議案第117号

「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」は付託された総務常任委員会、本会議において、いずれも賛成少数で否決されました。

令和7年第4回定例会本会議での討論において、職員給与については、特に入庁間もない職員まで削減の対象としたことに対して、優秀な人材の流出、士気の低下、行政サービスの質の低下、特に職員の定着が困難になるなど、多くの問題があり、管理職については職責を鑑み、管理職手当の減額を行う検討はされたのかとの反対討論を行いました。

今回の議案は、全職員を対象とした給与削減ではなく、市政運営の責任をより重く担う管理職が、管理職手当を減額し財政危機脱却プラン2025の実現に当たるという姿勢を明確にしたものです。これは組織の規律を維持しつつ、行政に対して、市政懇談会等で寄せられた市民の皆様からの厳しい意見にも向き合っており、極めて妥当な判断であると考えます。当議案は、総務常任委員会においても全会一致で可決されました。理事者が議会に出された懸念や反対意見を真摯に受け止めていただき、内容を修正し、議会の意思を最大限に尊重した結果であると認識しています。組織の士気を守り、行政機能を維持しながらも必要な見直しを行うという本議案の趣旨は納得できるものであります。

議員各位におかれましては、本議案が前定例会での議論を経て上程されているものであると御理解をいただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

次に、議案第13号について、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

議案第13号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場から討論を行います。

西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例は、市民がはり、きゅう及びマッサージ等の施術を受けた場合において、その費用の一部を

助成することにより住民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図ることを目的としています。施術費の助成を受けることができる方は、西予市の区域内に住所を有し、住民税非課税世帯に属するもので毎年4月1日現在において満65歳に達したものの、身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の3級以上を所有するものとなっております。

この条例は、12月に開催された第4回定例会において、西予市財政危機脱却プランに基づき市の財政立て直しを図るため、この事業を3年間休止するとした条例改正案が提出されました。審議の結果、否決となりその後市は利用実態を分析され、年間助成回数を24回から12回に変更するとして、本定例会に再上程されました。回数削減による今年度予算は前年度比38万の減額となっています。

24回から12回に変更した根拠として、厚生常任委員会において、令和5年度、令和6年度において全申請者の約8割が年間12枚までの利用にとどまっているとの御説明でした。8割の方が年間12枚までの利用にとどまっているということは、とりもなおさず、2割の方々は12枚以上利用されているということになります。年間24回フルに活用されている方も実際おられるとのことでした。

市は、特に75歳以上の後期高齢者の皆様の健康保持及び増進に寄与していることを再確認したとも御説明されています。住民の高齢化が進む中、健康保持及び増進のこの事業は予防につながり、西予市の財政健全化に沿ったものとなっているのではないのでしょうか。

現在、南予のどの自治体においても、はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成事業は行われております。年間24枚の利用券という健康の保持及び増進のこの事業は、過疎化、高齢化が進む西予市の予防事業として、ぜひとも継続していただくことを訴えまして、反対討論といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

通告していないんですが、賛成討論をしたいので許可をください。

○宇都宮議長

許可いたします。

まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第13号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等の施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」反対討論がありましたので、賛成の立場の討論をさせていただきます。

前回の同議案で否決した理由は事業見直しによる内容改定ではなく、単に診察券交付の停止としたことについて私は反対しました。今回は利用実態をデータ根拠とし、助成回数を年間24回から12回に、そして年齢要件は変えないという、そのままの維持という御説明がありました。このことについて、自分のできる範囲ではありますが、市民の皆様から御意見を伺いました。利用者や事業者側からも納得できるという御回答をいただきました。

この事業は、大森議員おっしゃるとおり、高齢者の健康寿命の延伸に大きく寄与する役割があると思います。停止ではなく継続されること。今回年齢要件がそのままであったこと、回数の半減に市民の理解も得られていると判断をし、賛成としました。議員各位におかれましては、削減額が少額であるから、制度そのままの維持で良いという委員会質疑もお聞きしました。しかし、行政のデータに基づく事業見直しを評価し、御賛同いただきますようお願いして賛成討論といたします。

○宇都宮議長

次に議案第31号について、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」について、反対の立場から討論を行います。

令和8年度西予市一般会計予算には財政危機脱却プラン2025の取組項目が反映されています。

昨年11月に5町で開催された市政懇談会で説明されたプラン2025は、財政に対して危機感を持って対応しておられることは十分伝わってきましたが、しかし私は、市民の暮らし、健康、教育に影響を与えるこのプランは過疎化の進む西予市がますます疲弊していくのではないかと懸念が拭い切れませんでした。

まず、公共施設の開館日等の見直しについて、子どもたちにとって、図書館は第2の教室だ、図書館で一生懸命勉強している。夏休みに週2日も図書館が閉まってしまう、何とかならないかという市民からの声が届きました。5時過ぎに閉館となると困ると働いている方からの声も聞きました。図書館の在り方を見直すべきではないでしょうか。

次に、補助金の見直しについて。各種団体の補助金の見直しによって、ますます地域のつながりが薄れ、伝統行事もできなくなっていくという声を聞きました。高齢化が進み、過疎化が進む周辺部の暮らしはどうなっていくのでしょうか。

次に、職員配置基準の適正化について、3月定例会でも取り上げましたが、学校生活支援員の削減によって、教育現場はどうなっていくのか。現場からの不安な声を聞きました。子どもたちに必要な支援体制はとれるのでしょうか。

3年間で10億円という財政ありきで進められている西予市の行財政改革、行政あつての財政から、財政あつての行政へと大きく転換することを強調されています。市民の声は、この行財政改革に届いているのでしょうか。市民の声が反映されたプランによる財政改革を求めます。

よって、現段階のプランが反映された令和8年度西予市一般会計に反対をいたします。

○宇都宮議長

次に、1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」について、反対の立場で討論いたします。

今回の予算審査では、財政危機脱却プラン2025の集中改革元年の予算の中で、住民の福祉の増進がどう位置づけられ、どう目指すとされるか。経費削減の中でも、その事業で市民、住民をどう幸せにするのかに注目し、質疑を通して審査させていただきました。

反対となった理由は廃止、継続それぞれの幾つかの事業において、根拠に納得できないものがあったからです。

抜粋して具体的に述べますと、総務費、地域振

興費の地域おこし協力隊事業において1人当たりの起業支援補助金を減額すること。

衛生費、環境衛生費の浄化槽設置整備補助事業において、国、県の補助金がある中で、新設者への補助を除外すること。

労働費のみらい発展就業奨励金事業において、脱却プランによる新規受入れの廃止によるUターン者への積極的施策がなくなることについて、代替施策やその検討結果が示されなかったこと。

商工費の観光費について、各種補助金が削減される中で維持された補助金の根拠理由、維持して目指す中身が明確に示されなかったこと。

教育費の生涯学習推進費の中の結婚推進に係る事業費の増額について、第2次総合計画中との理由で明確なKPIや期間設定をせず、第3次総合計画まで先延ばしにすることは、集中改革期間に予算を捻出する事業の位置づけとして、不確実性の範囲を広げてしまうこと。

ほかに、会計年度任用職員の雇用幅縮小による事業の縮小。人事院勧告により、職員等の給料は増額したにもかかわらず、地域づくり組織の地域任用職員給与分については増額がなされていないことなどについて反対するものです。

令和8年度予算の重点施策の3本柱とされている人口減少対策について、西予市の移住定住にこれまで大きく寄与し、刺激を与えてきている地域おこし協力隊事業について、受入れの方は問題としても、それは受入れ側である市の責任であり、今後雇用される新規協力隊に対してだけではなく、これまで雇用された協力隊に対してもかかる突然の企業支援補助金の減額は、雇用当時の条件からの大きな変容です。この原資は国の特別交付税にあること。支援金の支給要件が卒業後3年に拡充されたことなどから支援補助の減額ではなく、その支給の時期の調整等について対応することを求めます。

また今年度、産業建設常任委員として観光をテーマに調査研究をしてまいりました。本市の観光事業には大きな可能性があると考えています。所管事務調査を通して思ったことは、西予市の環境や地域資源、ジオパークなど、素朴ですが温かい魅力を地元・地域の力を活用しながら最大限に引き出す。また、それら継続の実現が重要だということです。

宇和高校生との意見交換会では、れんげまつりや奥地の海のかーにばるなどは身近に感じて安心して楽しめるイベントであること、ふるさとに帰る一つの楽しみでもあることを聞きました。大きくて目立つものや、流行っているものに目が移りがちですが、こうした地域の力をもとに根づいているものを継続的に支援することで得られてきているものがあるはずです。今回、補助削減となった市内4つのイベントには、どれもその価値と可能性があると考えます。減額による変化の調査の検証と、それに基づく横断的な展望を立てることを強く求めます。

ジオパーク関連の事業では2026年1月30日の再認定を受け、継続して取り組む中での基金の廃止、ジオミュージアムの開館縮小など、これまでの投資と反比例する事業展開が行われます。

○宇都宮議長

まつもと議員に申し上げます。

そろそろ討論をまとめてください。

○1番まつもとみき議員

再認定の際に評価を受けたジオツーリズムの拡充には、桂川溪谷の復旧も必要です。価値ある資源の価値を軽んじてしまわず、新たな価値を生み出すために限られた予算の中で、政策として行ってきた事業評価を検証し、計画性を持ったジオパーク事業の推進を求めます。

またあらゆる事業において、プランによるお金がないことを理由に経費の出どころが変わるといふ安易な施策にならないよう公の役割を今一度見つけてくださるよう求めます。

すみません。長く申し述べましたが、職員研修費の増額や遊休施設活用などへの積極的な取組など、評価できる点もたくさんございます。ただ、令和7年第4回定例会で反対した議案に基づいた内容がたくさんあり、審査の中でも納得する内容に至らなかったため反対しました。

議員各位におかれましては、皆さんが重要だと思う施策が本当にこの予算の中で実現できるのか。よくお考えになっていただきますようお願い申し上げます。私の反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に、議案第39号について、1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第39号「令和8年度西予市病院事業会計予算」について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、本会議での質疑でお聞きしたことでありますが、業務予定量が許可病床数と主な建設改良費のみとなっていることにあります。

病院の事業予算は、一般会計の病院事業会計繰出事業とも関連があり、それらは業務予定量と大きく関わると考えるからです。指定管理者制度を導入したことによって、繰出金はどう変化するかも大事ですが、病院の業務内容が充実することと比例しなければ、数値だけ見てもそれは意味がありません。人口減少の中において、適切な事業規模や病院の形態が変化することは当然ですし、それらをどう想定し、どう事業展開するのか。どこは守り、どこは変えるのか。それらは予算審査に必要な材料だと考えます。それが見えないと繰出金の妥当性、一般会計補助金の使用範囲、建設改良費の内容などを適正に判断できません。

私個人は、指定管理者制度導入には反対でしたが、現在制度が実施される中で、協会の力を借りながらいかに病院を働く人の環境を含め、持続的な運営と病院の充実に導けるかは、私たち議会のミッションでもあります。制度導入前に御説明にいらした地域医療振興協会会長が私たちに任せて終わりではない。行政、住民、議会も一緒になって取り組んでもらいたいというようなお言葉があったと思います。ともに取り組むためには、情報共有が必要です。現状は議会に対してのそれが圧倒的に足りません。内容に口出しする権限はありませんが、制度導入のとき言われた信頼のためには、今述べた情報は必要な要件ではないでしょうか。行政と指定管理者にお任せして、承認し続ける行為は議会としての責任を果たせていないと感じます。

議員の皆様、議会の責任として病院事業を少しでもよくするためには、このままではいけないと感じています。現状をよくするためにお力をお貸しください。よろしく願いいたします。反対討論といたします。

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は、原則、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 16 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 3 時 16 分）

全員の入室を確認しました。

また、本日の採決について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

まず、議案第 4 号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 4 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 5 号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 6 号「西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 6 号は賛成多数によって可決となりました。

た。

次に議案第 7 号「西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 7 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 8 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 8 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 9 号「西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 9 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 10 号「西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 10 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 11 号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 11 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 12 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 12 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 13 号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 13 号は賛成多数によって可決となりました。

次に議案第 14 号「西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 14 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 15 号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 15 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 16 号「西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 16 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 17 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 17 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 18 号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 18 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 18 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 19 号「市道路線の廃止について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 19 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 19 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 20 号「市道路線の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 20 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 20 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 21 号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 21 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 21 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 31 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 31 号は賛成多数によって可決となりました。

次に議案第 32 号「令和 8 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 32 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 32 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 33 号「令和 8 年度西予市国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 33 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 33 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 34 号「令和 8 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 34 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 34 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 35 号「令和 8 年度西予市介護保険特別会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 35 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 35 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 36 号「令和 8 年度西予市水道事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 36 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 36 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 37 号「令和 8 年度西予市簡易水道事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 37 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 37 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 38 号「令和 8 年度西予市下水道事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 38 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 38 号は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 39 号「令和 8 年度西予市病院事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 39 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 40 号「令和 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 40 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 40 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 41 号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 41 号は原案のとおり決定することに賛成

または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 41 号は賛成全員によって可決となりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 32 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 3 時 45 分）

（日程 3）

○宇都宮議長

次に、日程第 3、議案第 42 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 42 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の令和 7 年度補正予算における地域未来交付金の事業採択、内示を受け、事業費及び財源を計上するもののほか、繰越明許費の設定を行うものであります。その内容であります。予算書の款別に御説明申し上げます。

2 款総務費、移住交流促進事業では、移住希望者に寄り添った支援を図るため、移住定住交流センターによる移住コーディネート業務や、地域おこし協力隊の定住支援業務等に要する委託料を計上するものであります。

また、移住者住宅等補助事業では、移住定住の促進及び関係人口の構築を図るため、市民や市内事業者等が行うゲストハウス、シェアハウス等の住環境整備に関する補助金を計上するものであります。

加えて、人口減少対策事業では、人口減少対策の一環として、若年層の流出を抑え、将来的な定着・回帰につなげるため、シビックプライド醸成の取組を推進する経費を計上するものであります。

6 款農林水産業費、農業後継者育成事業では、柑橘就農研修の充実とふるさと納税返礼品の主力

である柑橘振興を推進するため、明浜町で柑橘就農を希望する移住者の受入れに向け、市内農家等が行う指導料等を支援する補助金を計上するものであります。

7 款商工費、市特産品推進事業では、本市の認知向上から販路拡大につなげるため、ウェブ広告、SNS 情報発信強化のほか、著名人等を活用した戦略的プロモーションに必要な委託料を計上するものであります。これらの事業の財源として、国庫支出金となります、地域未来交付金、ふるさと応援基金繰入金及び財政調整基金繰入金を充て、収支の均衡を図っております。

このことによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 3158 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 313 億 8938 万 8000 円と定めるものであります。

また、繰越明許費では、災害復旧事業をはじめ、その性質上または予算成立後の事由により、年度内に支出が終わらない見込みの 40 事業につきまして、総額 16 億 3438 万円を限度額として設定するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ただいま市長より御説明ありました事業の中で 7 款商工費、1 項商工費、6 目産業創出事業の中の市特産品推進事業 1896 万円ですけれども、その御説明の中に著名人を活用した PR というふうな説明がありました。

この著名人についてはもう決定をしているのかどうか。また、決定していれば公開できるのかどうか、その 2 点質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

著名人につきましては、現在、アンバサダーと

して活躍いただいております堀田茜さんのこととなります。来年度も引き続き契約をしたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

同じく、商工費の市特産品推進事業なんですが、令和 6 年度から 2 年間実施してきているこの著名人を活用した PR なんですが、効果がまだ正確には示されていない中でお聞きしたいのは、もしこの予算が否決されたりして、起用がかなわないということになりましたら、今までつくってるポスターとか動画とかが使えないということになって、市に損失があるとかっていうことはあるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

契約が解除になりますと、堀田茜さんが出ている全てのものが使えなくなりますので、例えばホームページであれば堀田さんの写真を削除するか、入れ替えるとか、そういう作業が新たに必要となってまいります。

○宇都宮議長

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 42 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、議案第 42 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第 42 号の採決を行います。

この採決は原則、採決システムを用いて行いま

す。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認しました。

お諮りいたします。

議案第 42 号は原案のとおり決定することに賛成または…

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 54 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 3 時 54 分）

議案第 42 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 42 号は賛成全員によって可決となりました。

（日程 4）

○宇都宮議長

次に、日程第 4、議案第 43 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 43 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、本市における会計管理者の職位を見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

会計管理者につきましては、地方自治法に基づき、出納及び会計事務を統括する職であり、その権限や責任は法律により定められておりますが、その職位については法令上の定めはなく、各自治体の組織規模や事務体制に応じて定められているところであります。本市におきましては、会計管理者の職務が政策的判断よりも財務統制及び実務管理といった実務的な業務が中心であること、また、組織の簡素化を図る観点から、その職位をこ

れまでの部長級から課長級とするものであります。

なお、会計管理機能につきましては職位の高さではなく、組織上の独立性と適切な事務処理体制の確保により、その実効性が担保されるものでございます。その点においては何ら変更はございません。引き続き厳格な審査体制のもと、公金管理の適正確保に努めてまいります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 43 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、議案第 43 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより、議案第 43 号の採決を行います。

この採決は原則、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 43 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 43 号は賛成多数によって可決となりました。

（日程 5）

○宇都宮議長

次に、日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長から委員会において審査中の請願第1号「西予風力発電事業に関する請願書」について、会議規則第110条の規定により、お手元に配信いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。

本申出について、産業建設常任委員会委員長河野清一議員の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

河野清一議員。

〔河野産業建設常任委員会委員長登壇〕

○河野産業建設常任委員会委員長

ただいま、議長より閉会中の継続審査申出に関する説明の許可が出ましたので、申し上げたいと思います。

去る3月6日の本会議において当委員会に付託されました、請願第1号「西予風力発電事業に関する請願書」については、請願項目が複数の所管事項に関連することから、請願の審査を厚生常任委員会と連携して行う必要があると判断し、3月11日に産業建設常任委員会・厚生常任委員会連合審査会を開催し、その後、産業建設常任委員会を開催し、請願者からの意見聴取も踏まえ、慎重に審査しました。

本件に関しましては、産業建設常任委員会・厚生常任委員会連合審査会において委員からは、田之筋地区全体の意思を尊重すべき、騒音や振動などの健康被害や畜産農家への影響が懸念される、対象が複数地区に及ぶため、他地区の意向も把握する必要があり慎重に審議すべきなどの意見が出されました。

その後、開催しました産業建設常任委員会において委員からは、田之筋地区の住民の強い意志は理解できるが、この風力発電計画は複数の行政区にまたがる事業であり、他地区の意向等を調査する時間が必要ではないかといった意見が多数を占めたことから、今回継続審査とすることに決しました。

以上、審査の経過並びに申出の説明といたします。

○宇都宮議長

委員長の説明は終わりました。

これより本申出に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

ただいま継続審査の報告がございましたが、今後、継続審査をして、何を対象に継続審査を行うのか。行政区がいろいろまたがっているという話もございましたが、今回の請願の内容は田之筋地区に限った内容になっていると私は思っております。その地区以外のことに関して、今後、継続審査の中で研究をしていくというのであれば、どういった内容を継続審査の中で行っていくのかをお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

河野委員長。

〔河野産業建設常任委員会委員長登壇〕

○河野産業建設常任委員会委員長

ただいまの井関議員の質問でありますけれども、合同審査会の中におきましても、環境衛生課から説明を受けたとおり、当事業に関しましては、宇和地区、野村地区、宇和地区におきましては28行政区、野村はまだ把握してないということでありましたけれども、多くの地域が該当されます。

順次、事業者も地域に入って説明会をされるというふうに聞いておりますので、そこら辺の話合いを継続して審査して、総合的に判断するのがいいのではなかろうかということで、こういった申出をしておる次第です。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関陽一議員。

○14 番井関陽一議員

行政区がいろいろまたがっているからというのは、先ほども御説明の中でお聞きしましたが、先ほど私述べましたように、今回の請願の内容からしまして、よその地区のことは一切申し上げてないわけですので、今回の内容から考えて他の行政区に関することには、審査の必要がないんじゃないかなと私が考えております。

御意見をお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

河野委員長。

〔河野産業建設常任委員会委員長登壇〕

○河野産業建設常任委員会委員長

先ほども申し上げましたように、今回の請願は田之筋地区からの請願ではありますが、その事業としては、市全体といいますか行政、広い範囲に及ぶ案件であります。

合同審査会、産建の審査会中でも、事業の進捗状態を慎重に見極めるべきだという意見が出まして、こういった結果になっております。以上です。

○宇都宮議長

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

今回の審査は、説明がありましたように合同審査なのか、連合審査ですかね、になっております。西予市議会として、極めて珍しいというか、私にとっては、議員生活の中でも初めての経験でありました。そこの合同審査会でどのような御意見があったのかというふうなことで、採決をされるときは産業建設委員会でしたので、産業建設委員会において、連合審査の内容、御意見その状況はどのように把握されて、反映しているのかをお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

河野委員長。

〔河野産業建設常任委員会委員長登壇〕

○河野産業建設常任委員会委員長

ただいまの二宮議員の質問に答えたいと思います。

連合審査会、厚生常任委員会と産業建設常任委員会で開催しまして、各委員から率直な意見を頂戴いたしました。その中に紹介議員であります井関議員、加藤議員もおられましたので、そういった立場からの意見もございました。

しかし、両方の意見が出たんですよね。その合同審査会で採決をすることはできませんので、その意見を踏まえて産業建設常任委員会で審査を

した。その時点でも、両方に分かれたといいますか、継続審査がいいのではないかな。もっと広く意見を聞くべきではないのか。あるいは、地区の意向を踏まえてみてはどうかといった意見も出されましたけれども、継続審査という意見で多数を占めましたので、先ほど申し上げましたように継続審査となった次第であります。以上であります。

○宇都宮議長

そのほか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

森川一義議員。

○17 番森川一義議員

2点ほどお伺いいたします。

産建委員会では現地の山を見に行ったのでしょうか。それからもう1点、野村町の水害のように集中豪雨が発生した場合、山崩れが起き土砂や木材が下の道路まで流れることが考えられます。産建委員会では、山崩れが起きるなどの意見はありませんでしたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

河野委員長。

〔河野産業建設常任委員会委員長登壇〕

○河野産業建設常任委員会委員長

ただいまの森川議員の質問にお答えします。

現地を見に行っただけかという、委員会で、との質問でありましたけれども、審査会で行ってはおられません。それともう1点、山崩れという危惧をされておるといふ御指摘でありましたけれども、それも調査しておりません。以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

森川一義議員。

○17 番森川一義議員

平成30年の野村町の水害のことをよく思い出してもらったと思います。城川町や明間のように、山が崩れて、石がゴロゴロ川まで流れてきました。そういうことをよく考えて、産建委員会では、現場の山を見に行つてしっかりと調査をしてください。お願いいたします。

〔「質疑になってないですよ、議長。」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

森川議員に申し上げます。

質疑に当たっては自己の意見を述べることはできませんので、これ以上はやめていただきたいと思います。

○17 番森川一義議員

以上で終わります。

○宇都宮議長

そのほか質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

〔15 番二宮一朗議員登壇〕

○15 番二宮一朗議員

継続審査に反対の立場で討論をさせていただきます。

もともとですけれども、請願とは、国民や住民が政府や地方公共団体に対して希望や改善を求める権利であり、正式な手続を通じて意見を届ける行為であります。請願とは、県や決定権を持つ機関に対して希望や要望を述べる行為であり、特に、国や地方公共団体に意見・要望を提出することを指します。日本国憲法第 16 条では、国民に請願権が保障をされており、1947 年に成立をした請願法により、請願の手続や形式が定められております。国会に対する請願は国会法、地方議会に対する請願は地方自治法に規定がございます。

請願権は単なる意見表明ではなく、法的に保障された権利であり、国民が政治に参加をする重要な手段であります。請願は必ず採用されるわけではありませんが、声を届けること自体に大きな意味があります。地域や社会に変化をもたらす手段として、民主主義を支える重要な制度と言えます。

継続審査と仮になった場合に、6 月の委員会では、委員会メンバーが一変をいたします。そうするとまた同じように継続審査にするのですか。そうすると、9 月の定例議会に決めることとなります。請願者の皆さんからしたら、また、議会を御覧なっただいてる市民の皆さんから見たら、西予市議会は、市民の声を聞くつもりはないのかと思われかねないと私は考えております。議員個

人の御判断はそれぞれ尊重いたしますけれども、西予市議会として請願を受ける。それをこのような立場にするべきではないと考えます。

私自身は、代表質問でも申し上げたとおり、再生可能エネルギーは推進をすべきと考えております。しかしながら、現在のこの事業に対する国の推進方法を変更するべきとも思っております。全国で様々な住民から反対運動が起こっていること自体が本質であり、国が事業者の申請から住民説明、そして自治体の意見を聞くというそういう事業者任せになっていること自体に問題があると私は考えております。温暖化対策を本気で推進するのであれば、国が主導するべきだと考えます。今の現状では、このような反対運動は後を絶たないと考えます。本気で 2030 年の温室化効果ガス排出量の削減を目指すのであれば、国と自治体がまず事業に向き合って主導をしてから、住民の理解を得て、事業者の選定をし、事業を進めているべきと私は考えております。

議会として、田之筋地域の思いを、お気持ちを受け入れるのか、受け入れないのか結論を出す義務があると考えます。採択した後で、市長にどのようにして伝えるか。それをこの議会で議論をすればいいではないですか。

各議員におかれましては、この討論の趣旨を御理解をいただき、賛同いただきますようお願いいたします。反対討論といたします。

○宇都宮議長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより採決を行います。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。

請願第 1 号については、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査の申出を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宇都宮議長

御着席ください。

可否同数であります。

よって地方自治法第 116 条の規定により、議長において本件に対する可否を採決いたします。

請願第1号については、議長は閉会中の継続審査の申出を承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後4時22分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後4時45分）
（日程6）

○宇都宮議長

次に、日程第6、議会報告第1号「西予市の財政に関する特別委員会報告について」を議題といたします。

西予市の財政に関する特別委員会委員長源正樹議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

〔源西予市の財政に関する特別委員会委員会委員長登壇〕

○源西予市の財政に関する特別委員会委員会委員長

西予市の財政に関する特別委員会最終報告を行います。

当特別委員会では、令和7年12月3日の令和7年第4回定例会本会議において、議員報酬の削減等について中間報告を行いました。そのあとの審議経過等について報告します。

令和8年2月24日開催の第11回特別委員会では、今後の特別委員会について協議を行いました。

令和8年3月6日開催の第12回特別委員会では、3月19日の本会議において、特別委員会最終報告を行うことを全会一致で決定しました。

第12回特別委員会において、今後は以下の点について、議会内での協議・検討が必要であるとの意見がありました。

議案審査等について、各委員会において、より一層慎重かつ財政的な視点を持って審査を行う必要があります。

議会だよりが広報せいの一部として今後発行されることから、広報機能の在り方や、市民との意見交換会に代表される広聴機能の在り方について議論を行う必要があります。

広報・広聴機能を一体的に行い強化することで、予算審査や決算認定に反映できるような仕組みを検討する必要があります。

決算認定審査の在り方について、決算審査特別

委員会で審査を行うようになって10年を経過したことから、精査を行う必要があります。また、あわせて予算審査の在り方についても検討が必要です。

以上、西予市の財政に関する特別委員会最終報告とします。

令和8年3月19日、西予市の財政に関する特別委員会委員長源正樹。

○宇都宮議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

西予市の財政に関する特別委員会の調査研究については、ただいまの委員長報告をもって終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって、西予市の財政に関する特別委員会の調査研究は終了することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま提出...失礼しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後4時48分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後4時49分）

お諮りいたします。

ただいま提出されました議案第44号「西予市副市長の選任について」、議案第45号「西予市固定資産評価委員の選任について」、議案第46号「西予市教育委員会教育長の任命について」及び議員派遣の件についての4件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって本案4件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○宇都宮議長

追加日程第1、議案第44号「西予市副市長の選任について」及び議案第45号「西予市固定資産評価委員の選任について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第44号「西予市副市長の選任について」、議案第45号「西予市固定資産評価委員の選任について」あわせて提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、本市の副市長の酒井信也氏が、本年3月31日をもって任期満了となります。

酒井氏には、4年間にわたり卓越した行政手腕と持ち前の行動力を発揮していただきました。この間、市民病院・介護老人保健施設の指定管理者制度導入をはじめ、来年度から本格的に取り組みます財政危機脱却プランの策定など、私自身、市政運営のかじ取りに悩む局面において、酒井氏の的確な進言と揺るぎない覚悟に幾度となく助けられ、背中を押していただきました。任期満了後につきましては、御本人の退任の意思が固く、誠に残念ではございますが、3月31日をもって退任されることになりました。管理職時代を含め、長年にわたり私を支えていただきましたこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

退任後は、お体を御自愛いただきますとともに、今後も折に触れ、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

さて、その後任について慎重に検討・熟慮を重ねてまいりました結果、現在、西予市教育委員会教育長を務めていただいております宇都宮明彦氏を選任いたしたいと存じます。

宇都宮氏は、昭和62年に旧野村町役場に採用され、西予市においては、平成28年4月に情報推進課長に着任以降、財政課長、政策企画部長などの要職を歴任され、令和6年8月からは、西予市教

育委員会教育長として教育行政に尽力をいただいております。その行政手腕については疑いのないところであり、今後、当市の財政再建をはじめとした諸課題の解決に向け、その手腕を遺憾なく発揮いただけるものと期待をしております。このように宇都宮氏は地方行政に精通され、また温厚かつ人格高潔な方で市民の信頼も厚く、今後の新たな行政運営に適格な判断と適切な処理をいただける適任者であると確信をしておりますので、その選任につきまして、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

また、西予市固定資産評価委員につきましても、酒井氏が評価員を辞職されることにより、その後任としまして宇都宮氏を選任いたしたいと存じます。

宇都宮氏は、先ほど副市長選任の折にも御説明いたしましたとおり、行政事務の経験が豊富であり、また人格高潔な方で市民の信頼も厚く、固定資産評価委員としても適任であると存じますので、その選任についても地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上2議案、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第44号及び議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、議案第44号及び議案第45号は委員会付託を省略することに決定いたしました。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第 44 号を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。全員の入室を確認しました。

お諮りいたします。

議案第 44 号は原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 44 号は賛成全員によって同意となりました。

次に、議案第 45 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 45 号は原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 45 号は賛成全員によって同意となりました。

(追加)

○宇都宮議長

次に、追加日程第 2、議案第 46 号「西予市教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 46 号「西予市教育委員会教育長の任命について」提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、本市の教育長である宇都宮明彦氏から任期まで 2 年 2 カ月あまりを残し、本年 3 月 31 日をもって辞任したいとの申出があり、誠に残念ではございますが、私はこれを受理することといたしました。

宇都宮氏には、令和 6 年 8 月から教育長に就任いただいておりますが、その間、市内中学校の再編計画に着手されたほか、給食センターの集約化など、常に子どもたちの学びの環境を第一にと

いう信念のもと、未来の西予市を担う子どもたちのよりよい教育環境づくりのため、道筋をつけていただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、現教育長の残任期間における後任について、慎重に検討・熟慮を重ねてまいりました結果、山住哲司氏を選任したいと存じます。

山住氏は、昭和 63 年に旧宇和町役場に採用され、西予市合併後は、平成 29 年 4 月に財政課長に着任以降、総務課長、総務部長などの要職を歴任されており、その行政手腕については疑いのないところであります。現在、本市の教育行政においては、先ほど来、申し上げておりますとおり中学校の再編をはじめとした教育の質の向上と適正な施設管理を両立させる極めて難度の高いマネジメントが求められております。今後、これらの課題解決に向け、教育現場への理解はもとより、市全体の将来を見据えた行財政運営の確かな知見と、各部局との調整能力を生かし、教育委員会のさらなる組織強化、充実発展に大きく寄与いただけるものと期待いたしております。

以上のように、山住氏は人格高潔で、地域の信頼も厚く、高い識見と経験を有されており、本市の教育長に適任であると存じますので、任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 46 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、議案第 46 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1 番まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

議案第 46 号「西予市教育委員会教育長の任命について」反対の討論をいたします。

私はこれまで、教育委員会の独立性の担保から、教育長人事に当たっては、教育に関する小論文の提出などを求めてきました。先ほどの全員協議会でお聞きしましたが、今回もそのようなプロセスはないとのお答えでした。山住氏の確かな行政手腕には全く異論はありませんが、求めてきたプロセスの実施が、独立性の重視には必要だと考えています。討論するか迷いましたが、前教育長の任命の際にも反対討論したことから、やはりすべきだと考え、立たせていただきました。

以上で第 46 号の反対討論といたします。

○宇都宮議長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより、議案第 46 号の採決を行います。

この採決は原則、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認しました。

お諮りいたします。

議案第 46 号は原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 46 号は賛成多数によって同意となりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 5 時 04 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 5 時 09 分）

（追加）

○宇都宮議長

次に、追加日程第 3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和 8 年第 1 回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2 月 24 日に開会いたしました本定例会でございますが、会期中、議員各位には、本会議並びに各常任委員会におきまして上程いたしました条例制定及び改正、令和 8 年度一般会計予算など 43 件に上る重要案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対し心から厚く御礼申し上げます。また、一般質問並びに予算等の審議の過程でいただきました意見につきましては、十分に尊重し、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

報道にありましたように昨日、松山地方裁判所におきまして、平成 30 年 7 月豪雨災害に関する損害賠償請求事件の判決の言渡しがございました。まずは、改めまして平成 30 年 7 月豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の判決は、原告の請求棄却となりました。判決文の詳細は確認中ですが、当時の市の対応に事後的な改善点はあるものの、過失に当たるほどの誤りはないと裁判所が判断したものと認識しております。今後、判決の内容を十分に確認する必要がありますが、大規模災害への対策、対応については、多くの課題や教訓が改めて示されたものと受け止めております。

市といたしましては、こうした教訓を踏まえ、国や県とも連携し、また、地域の皆さんと一体となって防災体制の強化や情報伝達の改善など、災害に強い地域づくりに引き続き取り組み、市民の命と暮らしを守るため全力を尽くしてまいります。

さて、長期間の気配が漂う中東情勢の緊張により、国際情勢は大きな不確実性の中にあり、原油、エネルギー価格の動向をはじめ、物価の高騰や金融市場の変動など、世界経済全体に不安定さと重大なリスクをもたらす状況となっております。

かつて本市は、平成30年7月豪雨災害やコロナ禍において、現状と同様の社会情勢にあり、先の見えない不安と閉塞感が漂う中、財政調整基金を活用し、現状打開のため、機動的な財政出動により対応してまいりました。

しかしながら、現在の西予市は、こうした事態に直ちに対応できる十分な自主財源を有しているとは言えない状況にあり、強固な財政基盤の必要性を改めて痛感しているところであります。本市は現在、財政危機からの脱却に向け、計画に基づき着実に歩みを進めておりますが、引き続きこの取組を確実に推進し、赤字体質からの脱却を揺るぎないものにしていくことが重要であります。あわせて、人口減少を見据えた持続可能なまちづくりを進めるとともに、急激な社会変化にも対応できるよう、財政調整基金の確保を含めた持続可能な財政構造の構築に今後も全力で取り組んでまいります。

今議会での所信表明でも申し上げましたが、令和8年度は、財政危機脱却プランの着実な実行を大前提としつつ、本市が抱える喫緊の課題の解決に向け、掲げました3つの柱を中心に、施策の重点化を図ることとしております。また、このような厳しい財政状況の中にあって、新たな財源確保の取組にも積極的に挑戦してまいりたいと考えております。ふるさと納税の推進、市有財産の売却

や利活用の促進を図るとともに、地域経済の活性化のため企業誘致にも積極的に取り組み、安定的な財政基盤の確立を目指してまいります。関係機関・団体との連携はもとより、市民の皆様、そして議員各位の協働により、財政危機からの早期脱却と持続可能な財政運営の実現に努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度は、私の3期目の折り返しの年に当たります。これまでを振り返りますと、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興をはじめ、少子高齢化・人口減少対策、医療・福祉改革、さらには財政危機への対応など、本市が直面する多くの困難な課題に対し、できることから一つひとつスピード感を持って取り組んでまいりました。今後におきましても、市民の皆様や議員各位からいただく様々な意見に真摯に耳を傾け、それらを尊重しながら、将来をしっかりと見据え市政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、先ほど可決いただきましたとおり、令和8年度からは市の理事者の構成も変わり、人事異動も含め、新たな体制で市政運営に臨むこととなります。引き続き、市民の負託にこたえる市政運営に全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここ数日で春の訪れを感じるようになり、桜の便りも聞かれる季節となってまいりました。季節の変わり目でありますので、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛いただきますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶といたします。

○宇都宮議長

これをもって、令和8年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会 午後5時19分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 中村 一雅

同 議員 河野 清一

付 録

令和8年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期2月24日（火）～3月19日（水）

（会期24日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
2月24日	火	本会議（開会）	・議員全員協議会 ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・委員会付託（補正予算議案等）
2月25日	水	常任委員会	
2月26日	木	休 会	
2月27日	金	休 会	
2月28日	土	休 会	
3月1日	日	休 会	
3月2日	月	休 会	・討論通告〳切
3月3日	火	休 会	・質疑通告〳切
3月4日	水	本 会 議	・委員長報告 ・質疑・討論・採決（補正予算議案） ・代表質問
3月5日	木	本 会 議	・一般質問
3月6日	金	本 会 議	・一般質問 ・質疑 ・委員会付託
3月7日	土	休 会	
3月8日	日	休 会	
3月9日	月	常任委員会	
3月10日	火	常任委員会	
3月11日	水	常任委員会	
3月12日	木	休 会	
3月13日	金	休 会	
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	休 会	
3月17日	火	休 会	・討論通告〳切
3月18日	水	休 会	
3月19日	木	本会議（閉会）	・議員全員協議会 ・行政報告会 ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決

令和8年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 4 号	財産の無償譲渡について	08.03.19	原案可決
議案第 5 号	西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 6 号	西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 7 号	西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 8 号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 9 号	西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 10号	西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 11号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 12号	西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 13号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 14号	西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 15号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 16号	西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 17号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 18号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 19号	市道路線の廃止について	08.03.19	原案可決
議案第 20号	市道路線の認定について	08.03.19	原案可決
議案第 21号	西予市過疎地域持続的発展計画の策定について	08.03.19	原案可決
議案第 22号	令和7年度西予市一般会計補正予算(第9号)	08.03.04	原案可決
議案第 23号	令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	08.03.04	原案可決
議案第 24号	令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	08.03.04	原案可決
議案第 25号	令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	08.03.04	原案可決
議案第 26号	令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第5号)	08.03.04	原案可決
議案第 27号	令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第4号)	08.03.04	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 28号	令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第6号)	08.03.04	原案可決
議案第 29号	令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	08.03.04	原案可決
議案第 30号	令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	08.03.04	原案可決
議案第 31号	令和8年度西予市一般会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 32号	令和8年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 33号	令和8年度西予市国民健康保険特別会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 34号	令和8年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 35号	令和8年度西予市介護保険特別会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 36号	令和8年度西予市水道事業会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 37号	令和8年度西予市簡易水道事業会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 38号	令和8年度西予市下水道事業会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 39号	令和8年度西予市病院事業会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 40号	令和8年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	08.03.19	原案可決
議案第 41号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 42号	令和7年度西予市一般会計補正予算(第10号)	08.03.19	原案可決
議案第 43号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	08.03.19	原案可決
議案第 44号	西予市副市長の選任について	08.03.19	原案同意
議案第 45号	西予市固定資産評価員の選任について	08.03.19	原案同意
議案第 46号	西予市教育委員会教育長の任命について	08.03.19	原案同意
議会報告第1号	西予市の財政に関する特別委員会報告について	08.03.19	報告
	委員会の閉会中の継続審査の件	08.03.19	承認
	議員派遣の件について	08.03.19	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
12月 5 日	議 長	建設事業推進協議会
12月 7 日	議長・関係議員	野村ダム改良事業 堤体貫通式
12月 9 日	全 議 員	令和7年第4回定例会 一般質問
12月10日	全 議 員	令和7年第4回定例会 一般質問
12月11日	全 議 員	令和7年第4回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
12月12日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
12月12日	関 係 議 員	総務常任委員会
12月15日	関 係 議 員	厚生常任委員会
12月18日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議長・関係議員	明浜町区長連絡協議会理事会
12月19日	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和7年第4回定例会 閉会
12月24日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	全 議 員	高校生と西予市議会との意見交換会(全体会)
1 月 3 日	全 議 員	令和8年西予市二十歳のつどい
1 月 5 日	議 長	西予市仕事始め式
	正 副 議 長	2026年 愛媛県年賀交歓会
1 月 7 日	全 議 員	令和8年西予市年賀交歓会
1 月 8 日	議 長	南予市議会議長会定期総会監査
1 月14日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（厚生常任委員会）
	正 副 議 長	第47回四国西南地域市議会議長懇談会
1 月20日	議 長	山形県鶴岡市議会視察受入
1 月22日	議長・関係議員	西予市道路格付専門委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
	議 長	宮城県石巻市議会視察受入
1 月27日	議 長	新潟県柏崎市議会視察受入
1 月28日	議 長	茨城県土浦市議会視察受入
	正 副 議 長	南予市議会議長会
1 月29日	議 長	2026ウクライナ相撲ジュニア代表選手西予合宿歓迎交流会
1 月30日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和8年第1回臨時会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
2 月 1 日	全 議 員	西予市消防出初式
2 月 5 日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（総務常任委員会）

月 日	出 席 者	行 事 名
2月12日	議 長	全国市議会議長会 地方財政委員会（～13日）
2月15日	議 長	西予市宇和美術協会新春懇親会
2月16日	関 係 議 員	西予市議会のあり方に関する特別委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
2月17日	議長・産建委員長	西予市農業再生協議会臨時総会
2月18日	全 議 員	議会勉強会（西予市の財政状況について）
2月19日	関 係 議 員	議会運営委員会
2月24日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和8年第1回定例会 開会

令和8年2月26日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

総務常任委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第22号	令和7年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決

令和8年2月26日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

厚生常任委員会

委員長 酒 井 宇之吉

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第22号	令和7年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第23号	令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第24号	令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第25号	令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第29号	令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第30号	令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	原案可決

令和8年2月26日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第22号	令和7年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第26号	令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第27号	令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第28号	令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第6号)	原案可決

令和8年3月10日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

総務常任委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第4号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第5号	西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について	原案可決
議案第6号	西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第7号	西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第8号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第9号	西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第10号	西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第11号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第17号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第21号	西予市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
議案第31号	令和8年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第32号	令和8年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	原案可決

令和8年3月10日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

厚生常任委員会

委員長 酒 井 宇之吉

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第12号	西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第13号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第14号	西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第31号	令和8年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第33号	令和8年度西予市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第34号	令和8年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第35号	令和8年度西予市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第39号	令和8年度西予市病院事業会計予算	原案可決
議案第40号	令和8年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	原案可決
議案第41号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和8年3月10日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第15号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第16号	西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第18号	西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第19号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第20号	市道路線の認定について	原案可決
議案第31号	令和8年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第36号	令和8年度西予市水道事業会計予算	原案可決
議案第37号	令和8年度西予市簡易水道事業会計予算	原案可決
議案第38号	令和8年度西予市下水道事業会計予算	原案可決

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第22号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第9号）

（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

以上、1議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第22号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第9号）」について、財政課所管分では、各事業の実績見込みによる起債の目的ごとの限度額の変更及び金利上昇の動向を踏まえ借入利率の上限を変更している。それにより、市債を2億5530万円減額し、総額17億2710万円としているとの説明に対し、委員から、借入利率の変更等について質疑があり、西予市では、主に財務省所管の財政融資資金を活用しているが、その貸付金利は、毎月、国債の流通利回りを参考として決められており、その利率をもって、当月の借入れを行うこととなっている。

現在、地方債の利率が非常に上昇しており、例えば、12年償還の過疎対策事業債について、令和6年2月1日時点では0.7%であったが、令和8年2月1日時点では2.1%となっている。それに伴い、今回の地方債補正でも利率の上限を4%以内に引き上げている。令和7年度の起債については、通常、令和8年5月に借入れを行うが、繰越事業があった際には、その借入れが翌年3月となる場合もあるため、更なる金利上昇により借入れができない事態を回避するため、先を見越して、少し高めの上限設定をしているとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分では、地域公共交通確保維持改善事業において、運行事業者において過疎化に伴う収入減少と人件費の高騰による欠損拡大に加え、国庫補助等の特例終了による減額が影響し、生活交通バス路線維持・確保対策事業補助金を1772万円増額しているとの説明があった。委員から、増額分における人件費の割合について質疑があり、国の補助金減額が900万円程度あり、それを差し引いた分が人件費と収入減による増額分となるとの答弁であった。

政策推進課所管分では、第3次西予市総合計画の策定について質疑があり、令和7年5月に策定方針等を立て、ワーキンググループの職員等のメンバー選定を行い、策定をスタートさせている。現在の第2次西予市総合計画についても、西予市の最上位計画であるため、コンサルタントに任せるとはせず職員自らという考え方で作成しており、第3次総合計画についても、引き続き職員自ら取り組んでいるところであるとの答弁であった。

学校教育課所管分では、学校給食費の適正管理を図る公会計化を進めるため国の補正予算を活用したシステム導入に係る経費を計上しているとの説明があった。委員から、公会計化のシステムについて質疑があり、学校給食費システムについては、給食を利用する児童・生徒、教職員の各種情報、喫食数又は口座情報などを管理し、学校給食費の計算決定を行い、既存の学齢簿システムや口座振替システムなどと連携して、学校給食費の適正な徴収業務を行うものであるとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和8年3月4日

総務常任委員会

委員長 山本 英明

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第22号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第9号)
(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)
- 議案第23号 令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第24号 令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第25号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第29号 令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)
- 議案第30号 令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)

以上、6議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第22号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第9号)」健康づくり推進課所管分では、医療機関新規開業促進事業5003万6000円の減額補正について、新規に開業する医療機関がなかったことから、事業費を全額減額するとの説明があった。委員からは、事業の今後の見通しについて質疑があり、愛媛大学大学院医学系研究科小児科学講座と医師派遣の協議をこれまで行っており、現在は、大規模病院においても小児科医不足で派遣困難な現状だが、将来は産休・育休医師の復帰により派遣の可能性もあるとの見解も示された。このため、現在の制度を見直すより、将来の医師確保の機会を逃さぬよう大学等との連携を強化し、派遣や開業につながる可能性を継続的に探っていくことが重要と考えている。令和8年度の当初予算に計上してはいないが、引き続き可能性を探り、開業する医師が見込まれる場合は、補正予算として対応していきたいとの答弁であった。

予防接種事業について、インフルエンザワクチン等の定期予防接種数が見込みより少なかったため、予防接種委託料等2450万円減額補正をおこなったと説明があった。委員からは、高齢者の带状疱疹定期予防接種の接種状況について質疑があり、今年度は3割程度の接種者を見込み予算計上していたが、現時点では接種者は19.1%となっているとの答弁であった。

がん検診等事業の減額補正では、がん検診等の受診が減った理由について質疑があり、検診受診率が伸び悩んでいる理由としては、職場健診や個人で直接医療機関を受診している方の把握ができていないことが一つの要因と分析している。また、健康づくりに関するアンケート調査の回答には、忙しい、病気が見つかるのが怖い等といった理由で、受診に結びつかない方があることも把握しているとの答弁であった。

子育て支援課所管分では、保育支援事業の病児保育業務の委託先について質疑があり、市のスマイル保育園に委託しており、病児保育と事業所保育があり、事業所保育については、3歳未満の子どもを受入れているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和8年3月4日

厚生常任委員会

委員長 酒井 宇之吉

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第 22 号 令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)
(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)
- 議案第 26 号 令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算(第 5 号)
- 議案第 27 号 令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 28 号 令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 6 号)

以上、4 議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第 22 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)」林業課所管分の市産材利用促進事業では、現在の実績について質疑があり、資材の高騰等もあり申請が伸び悩んでいる。現時点での申請件数は 10 件で、年度末までの実績見込み件数が当初の想定より少なくなる見通しのため、その分が減額となっているとの答弁であった。

農業水産課所管分の田んぼダム推進事業では、この事業は宇和地区の集落ごとに順次推進していくと聞いていたが、減額となったのは対象集落の 1 つが引き受けてもらえなかったという解釈でよいのかとの質疑があり、当初予算では 2 集落分の申請を見込んでいたが、西予市財政危機脱却プラン 2025 との兼ね合いから事業の進め方を緩やかにし、今年度については 1 集落分のみの実施としたため、1 集落分を減額としているとの答弁であった。

委員からは、平成 30 年 7 月豪雨以降、順次実施している田んぼダム推進の取組が市民の安心につながるよう、今後も推進していただきたいとの意見があった。

経済振興課所管分のジオパーク推進基金事業では、株式会社ぞっこん四国から寄付された基金について、ジオパーク推進基金は来年度に廃止が決まっているが、この寄付金は地域振興基金の中でジオパークに用途を限定して使われるのかとの質疑があり、ジオパーク推進事業に直接充当する考えであるとの答弁であった。

建設課所管分の野村地区都市再生整備計画事業では、現在施工中の交流広場は進捗率が約 50%で、完成は令和 9 年 1 月末を予定している。一方、来年度以降に整備予定のレクリエーション広場については、人件費や物価高騰により事業費が増加していることから、使用する材料や整備内容を精査し、再度委託を行うことでどの程度事業費を抑えられるか検討するために設計変更委託料を計上しているとの説明があった。

議案第 28 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 6 号)」では、処理場費における委託料が減額になった理由について質疑があり、処理場維持管理委託料については入札の結果、契約額が見積額を下回ったため減額となった。

また、汚泥運搬委託料及び汚泥処分委託料については、令和 6 年度から永長地区と神野久地区が、農業集落排水から公共下水道に接続したことにより処理能力が向上し、汚泥の発生量が減少したため減額となっているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和8年3月4日

産業建設常任委員会
委員長 河野 清一

【審査した議案】

議案第 4 号 財産の無償譲渡について

議案第 5 号 西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について

議案第 6 号 西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7 号 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8 号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 9 号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 10 号 西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 11 号 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 17 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議案第 21 号 西予市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第 31 号 令和 8 年度西予市一般会計予算

(歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分)

議案第 32 号 令和 8 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算

以上、12 議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第 5 号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」では、令和 7 年第 4 回定例会において上程した全職員を対象とした給与削減条例案を慎重な審議の結果、否決となった議会の決定を真摯に受け止め、改めて検討を重ねた結果、今回の財政改革においては、特に組織の運営や意思決定に責任を持つ立場にある管理職が率先して姿勢を示すことが適切であると判断し、本条例案では対象を管理職に限定し、基本給には手を付けずに管理職としての責任に応じて支給される管理職手当に限り一部を減額することとした。管理職の職務の級に応じて、4 級の課長補佐級職員については 20%、5 級の課長級職員については 30%、6 級以上の部長級職員については 40%を管理職手当の月額から減額するものであり、削減効果額としては、約 1482 万 1000 円を見込んでいるとの説明があった。

委員からは、職員組合との話合いの経緯について質疑があり、令和 8 年 1 月 26 日付けで職員組合側から意見書が提出され、市民の皆様に御負担をお願いする中で、人件費の抑制は避けて通れないこともあり、職員組合からの意見等も踏まえて、管理職手当の削減という判断をしたとの答弁であった。

新規採用において影響はないかとの質疑では、令和 7 年度行政職の応募者数が 25 人、令和 6 年度は 18 人であり、行政職としては増加している。令和 8 年度においては、職員採用パンフレット等の充実や高校への訪問等応募者数を増やす取組を続けていきたいとの答弁であった。

管理職のモチベーションが低下するのではないかとの質疑では、管理職については、改革プランの実行に際し、責任ある立場、改革に向けた決意を表明することについて、一定の理解をしている。

自らが各課の方針等をしっかりと説明ができるような管理職も増えてきたように思っており、この良い流れを維持しながら、新たな西予市をつくっていききたいとの答弁であった。

議案第 8 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、今回の改正は、複雑、多様化する行政課題に的確に対応するため、外部の専門的な知見を市政に活用できるよう高度な専門的知識、経験等を有する職員の確保に向けた体制整備を図るとともに、任期を定め採用する職員の処遇を改善することを目的としているとの説明があり、委員からは、今までの特定任期付職員の採用状況や年齢について質疑があり、特定任期付職員についての採用はなく、任期付職員として、防災・減災に係る判断補助として危機管理監が 1 名。任期付短時間勤務職員として、13 名の准救急隊員を任用している、また、年齢については、制限する予定はないとの答弁であった。

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」総務課所管分について、新規事業の働き方改革推進事業では、職員の柔軟な働き方の定着による持続可能な行政運営と組織の生産性向上の両立を目指し、職員の自主研修や資格取得への助成制度を新設し、社会変化に即応できる人材育成により、市民サービスの更なる向上を図るため 97 万円を計上している。

また、行政連絡協議会事業では、既定の計算方法に基づく行政連絡委託料と本協議会の代表者会、各支部の代表区長会等の報償金に 4231 万 6000 円を計上しているとの説明があった。委員からは、行政連絡委託料の見直しについて質疑があり、令和 8 年度予算は、世帯割額を 2,000 円から 1,800 円、自治会加算額を 15,000 円から 12,000 円、高齢化率加算額を 29,000 円から 27,000 円に見直した基準で算定しており、令和 7 年度予算と比較し、548 万 1000 円減額しているとの答弁であった。

危機管理課所管分では、防災対策推進事業において、伊方原子力発電所で事故等が発生した場合に備えた避難所運営や屋内退避に必要となる災害用備蓄物資用の保管倉庫の設置箇所数と、昨年度導入したトイレカーの活用実績について質疑があり、備蓄倉庫については、今年度 22 カ所設置しており、対象地域の人口 25%相当の 3 食 4 日分の水、食料の他トイレ等を配備するようにしている。また、令和 7 年度のトイレカーの活用実績については、地域や学校での訓練支援に 6 回、防災啓発イベント 4 回、地域活動への資機材貸出に 1 件、災害対応として人命捜索に 2 日間協力するとともに、防災士講習会など研修行事等で 2 回出向いているとの答弁であった。

事前復興推進事業では、愛媛大学と連携した防災事前復興学習の実績について質疑があり、防災教育については、三瓶小学校、三瓶中学校で実施しており、今年度は中川小学校へ出向いて防災教育を 1 回実施しているとの答弁であった。

財政課所管分では、令和 8 年度予算の概要について、歳入歳出予算それぞれ 283 億円であり、令和 7 年度と比較し 8 億 4000 万円 2.9%の減額となっているとの説明があった。

まちづくり推進課所管分では、移住交流促進事業における地域活性化起業人負担金の内容について質疑があり、総務省が実施している事業で、都市部の企業に所属している社員を地方自治体が受け入れる制度であり、派遣された社員は、地方自治体が取り組む地域活性化に資する事業におおむね 1 年から 3 年間従事する。制度の大きな特徴としては、企業の専門性やネットワークなどを地域に活かせること、地域課題の解決と新規事業の創出につながることで、人材の地域定着や引き続き継続的な関りが期待できるということである。新たな地域価値の創出や地域内外の交流拡大、さらには担い手不足などに繋げていきたいとの答弁であった。

教育総務課所管分では、スクールバス維持管理事業におけるスクールバスの更新について質疑があり、スクールバスの更新については、走行距離や年数での更新を計画的に行っており、買換えにあたっては、生徒・児童数の推移を見極め、大型バスから適正な規模に下げることを行っている。今後については、中学校の学校再編を検討している段階でもあり、路線によっては小中混乗も含めて、様々な方法を検討していきたいとの答弁であった。

目的外使用についての質疑では、野村地域の一部で生活交通バスとして使用しているとの答弁であった。委員からは、人口減少による影響がいろいろなところで表れており、地元の人の足として地域公共交通等での活用など厳しい財政状況の中でも様々な方向で活用できる方策を検討してほしいとの意見があった。また、中学校部活動の地域展開において拠点校方式が進められているが、生徒の送迎など保護者の負担を軽減することにも積極的に活用してほしいとの意見もあった。

学校教育課所管分では、せいよ西学校給食センター運営事業、せいよ東学校給食センター運営事業、三瓶学校給食センター運営事業において、令和8年度から学校給食費公会計化に伴い児童生徒及び教職員の給食食材費を、市予算から支出するため賄材料費1億6392万1000円を計上している、また、せいよ西学校給食センター運営事業では、令和9年度の給食センター統合に必要な予算として、配送車両や食器類の購入費、施設改修にかかる修繕費や工事請負費等を計上しているとの説明があった。まなび推進課所管分では、高校魅力化事業において、下宿整備について質疑があり、地域みらい留学等における相談会においても、1番の心配事は、住まいに関することであり、どのような住環境があるのかといったことや、食生活等の充実を求められる声が多いと聞いている。近年、県内市町においても下宿補助等整備が進んできており、他の市町に負けられないためにも、予算確保の必要性は認識している。今後、財政当局や理事者と協議を進めていきたいとの答弁であった。

また、令和6年度に野村高校における女子生徒の受入れにあたって、行政が寮整備をすることが難しいということもあり、民間の活力を活用し、地域住民が空き家を改修してシェアハウスを整備した事例もある。地域と一体となった高校の存続を進めてきており、次年度も1件の整備予定に対し150万円の改修補助金を計上している。今後も住民の協力を得ながら、住まいの確保に努めていきたいとの答弁であった。

議案第32号「令和8年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」では、委員から今後の奨学資金のあり方について質疑があり、西予市の奨学資金については、給付型ではなく返還していただく貸与型となっており、返還していただくことで資金を循環させ、多くの学生を長く支え続けることができる奨学金制度になっているため、今後も継続していく必要があると考えている。

奨学資金の金額については、近年の物価高騰の中、適切かどうか検討していく必要もあると考えているが、他の奨学資金の併用については、卒業後の返還額が大きな負担になる恐れがあることから、現在のところ検討していないとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和8年3月19日

総務常任委員会

委員長 山本 英明

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第12号 西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第31号 令和8年度西予市一般会計予算
(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

議案第33号 令和8年度西予市国民健康保険特別会計予算

議案第34号 令和8年度西予市後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 令和8年度西予市介護保険特別会計予算

議案第39号 令和8年度西予市病院事業会計予算

議案第40号 令和8年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

議案第41号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

以上10議案について、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第13号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」では、令和7年第4回定例会において上程された、3年間停止に関する改正案が否決されたことを真摯に受け止め、制度存続を前提とした持続可能な見直し案を検討し、再度の上程に至ったものである。近年の利用実態を精査した結果、令和5年度および6年度において、全申請者の約8割が年間12枚までの利用に留まっている。また、申請者の約3割強は一度も利用しておらず、年齢層別では65歳から74歳の利用は限定的である一方、75歳以上の後期高齢者が大部分を占め、年間を通じて継続利用している実態が再確認された。

これらを踏まえ、事業休止ではなく実態に合わせた最適化を図るため、助成回数を現行の24回から12回へと変更し、年齢による制限強化は見送り、現在の対象範囲を維持することで、真に支援を必要とする方々への継続性を確保しつつ、限られた財源を効率的に運用するものであるとの説明があった。

委員からは、利用者の8割が12枚までの利用であるならば、残りの2割の方のために現状の予算規模を維持しても良いのではないかと質疑があり、24回全て利用している方もいるが、全利用者の8割の実態に合わせることで、多くの方への支援を維持できる。現在の本市の財政状況において、制度そのものを停止するのではなく、継続を最優先に考えた結果であるとの答弁であった。

また、委員からは、この財政危機脱却プラン2025が終了する3年後の方針について質疑があり、その時点での利用実態を改めて精査し、実態に即した適正な運用に継続して努めていきたいとの答弁であった。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」人権啓発課所管分では、男女共同参画費について、委員から前年度予算と比較して半減した理由について質疑があり、従来単独で配布していた啓発

チラシを「広報せいよ」の中に記事を掲載する方法に変更したことによる経費減額であるとの答弁であった。

環境衛生課所管分では、廃棄物処理委託料について、令和7年度からの可燃ごみ処理委託に係る八幡浜市への委託単価改定により、過不足精算金が減少したため減額となっているとの説明があった。委員からは、減額の具体的な内容について質疑があり、八幡浜市への可燃ごみ処理委託料において、近年の修繕費や人件費の高騰により、搬入量に処理単価を乗じた金額では不足が生じる場合があり、その差額を次年度に過不足精算金として請求されているものであり、委託単価改定により実際の経費との差額が減少したためであるとの答弁であった。

健康づくり推進課所管分では、病院群輪番制病院運営事業及び小児在宅当番医運営事業は、3市2町（西予市、大洲市、八幡浜市、内子町、伊方町）の休日、夜間の二次救急体制や小児科診療体制を維持しており、事務局は3市の持ち回りであるため、令和8年度及び9年度は本市が事務局を担うとの説明があった。委員から詳細について質疑があり、来年度からの2年間は事務局として、小児輪番の調整や負担金の受入れ、委託料及び補助金の支出の処理等を行い、圏域内の救急医療体制を確保し、市民の安心を図る目的が達成できるよう努めるとの答弁であった。

福祉課所管分では、民生児童委員活動推進事業について、令和7年12月の改選により、現在は主任児童委員12名を含む163名が委嘱されており、地域住民と行政を結ぶ重要な役割を担っているとの説明があった。委員からは、昨年の改選期に委員決定が難航した地区があったことを踏まえ、なり手不足や人口減少の中での今後の委員確保の考え方について質疑があり、定数は3年に1回の改選時に見直しを行っているが、今後も各地区の申し出や人口などの実態に合わせ、活動を継続できる形で見直しを行っていききたいとの答弁であった。

また、生活保護適正実施推進事業について、レセプト点検等の外部委託について質疑があり、点検には病名と処置・投薬内容の整合性判断に専門的な知識が必要であることから、医療扶助費の適正化を図るため、専門性を要する外部委託により実施しているとの答弁であった。

子育て支援課所管分では、子ども医療費助成事業について、令和5年から対象を18歳まで拡充し、保険診療の自己負担分を全額助成しているとの説明があり、委員からは、高校生の医療費助成拡大以降、軽微な負傷でも病院を受診する傾向があるのではないかと、学校等を通じて医療費の使われ方について啓発を行うべきではないかとの質疑があり、乳幼児や小中学生の給付費は人口減少で下がっている一方、高校生についてはあまり下がっていないという実情がある。個別の受診データの分析は困難だが、学校等と連携し、医療機関の受診には公費が使われており、制度を大切に活用することを啓発していく必要があるとの答弁であった。

また、こども家庭支援センターが実施している、教育支援教室「どこまな」の現在の状況等について質疑があり、本年度から教育委員会と子育て支援課が同一フロアに配置されたことで、迅速な情報共有や日常的な声掛けが可能となり、連携が非常に活発化したと感じている。センター内に新設された不登校支援係が教育支援教室の運営についての業務を進めているが、今後においても、生活の困難さに起因する課題等や学校側からの相談案件等、こども家庭センターにおいても積極的に介入し、相談業務を行っていききたいと思っているとの答弁であった。

議案第33号「令和8年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、委員からは、県内20自治体で異なる国民健康保険税の統一について質疑があり、愛媛県では令和11年を目処に賦課方式を統一し、標準保険料率への移行を目指しているとの答弁であった。

また、委員からは、令和８年度から始まる「子ども・子育て支援金制度」について、負担額の確定時期や今後の推移について質疑があり、令和８年度の標準保険税率は既に通知されており、国の試算モデルでは国民健康保険加入者一人当たりの月額負担が令和８年度は250円、９年度は300円、10年度は400円と段階的に増額され、10年度以降に最終的な率が確定し、継続的に徴収される見込みであるとの答弁であった。

議案第39号「令和８年度西予市病院事業会計予算」では、西予市民病院の許可病床数を154床とし、主な建設改良事業として医療器械等備品購入費7,760万円を計上しており、収益的収支では、救急医療確保に係る一般会計負担金及び補助金や医師派遣による協会からの負担金等を収入に、県からの派遣医師等給与費や施設保守点検委託料、減価償却費等を支出に計上し、当年度は純損失となる計画である。資本的収支では、生化学分析装置等の購入財源とする企業債7,570万円を充てるほか、企業債償還金、短期貸付金４億円などを計上しているとの説明であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和８年３月19日

厚生常任委員会

委員長 酒井 宇之吉

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第15号 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第16号 西予市沿岸域の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第18号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について
議案第19号 市道路線の廃止について
議案第20号 市道路線の認定について
議案第31号 令和8年度西予市一般会計予算
（歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分）
議案第36号 令和8年度西予市水道事業会計予算
議案第37号 令和8年度西予市簡易水道事業会計予算
議案第38号 令和8年度西予市下水道事業会計予算

以上9議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第15号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市俵津集落総合施設は近年の年間利用者が約50名と低迷していることなどから、西予市財政危機脱却プラン2025に基づき、運営方法の見直し及び活用方策の検討を進めており、当該施設の有効活用策について地元へ説明を行なってきた。その結果、施設の無償貸付について概ね同意を得られたことから、当該施設を行政財産から普通財産へ区分変更するとの説明に対し、委員から、将来的に当該施設を譲渡する考えはあるかとの質疑があり、無償譲渡する場合は、受け手が法人等の一定の団体である必要があること、また受け手に固定資産税等の負担が生じることとなり、一方で無償貸与であれば公共施設のままだ地元が活用できるため、現時点では無償貸付を基本とする方向で検討しているとの答弁であった。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」の建設課所管分の野村地区都市再生整備計画事業では、令和7年度の補正予算の中で、レクリエーション施設の設計変更に約850万円支出していたと思うが、来年度予算以降の工事内容の設計にかかわるという解釈でよいのかとの質疑があり、今回の補正予算にて計上している設計変更内容は、令和8年度予算で計上している工事請負費に反映している。設計変更の依頼をなるべく早い段階で業者へ依頼し、その内容がレクリエーション広場の工事内容に反映できるようにしていくとの答弁であった。

また、変更した内容をのむら復興まちづくりデザインワークショップにて説明する予定はあるかとの質疑があり、設計変更後に当初の計画より大幅な変更があった場合はワークショップでの説明も予定しているとの答弁であった。

空き家対策事業では、他課との連携状況について質疑があり、除却や空き家バンクの登録といった主にハード面に関して他課から相談があった場合に、除却の補助や空き家バンク登録などにつながっている。また、利活用を目的とした補修についての相談があれば、必要な修繕や補修方法について助言を行うなど、空き家の利活用に向けた支援も実施しているとの答弁であった。

また、民間の一般社団法人n f cやせいよクラス等からの相談の中で、空き家の利活用につなが

った事例はどのくらいあるかとの質疑があり、利活用にかかる修繕ついでとの相談は空き家を利活用することが決まった後での相談が多く、利活用に至るまでの過程については把握していないとの答弁であった。

上下水道課所管分の浄化槽設置整備事業では、西予市財政危機脱却プラン2025に基づく補助金の見直しにより、令和8年度より新築住宅に対する補助金を中止し、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助のみ対象とするとの説明に対し、委員から、住宅新築に対する浄化槽補助金が中止される理由について質疑があり、住宅新築の場合は単独処理浄化槽の設置が認められず合併処理浄化槽の設置が決まっているが、今ある単独処理浄化槽やくみ取り便槽は、転換を行わなければそのまま残り続けるため、合併処理浄化槽への転換については、補助金を支給することとしているとの答弁であった。

三瓶地区雨水公共下水道事業では、以前、費用対効果を確保するための国庫補助事業費総額の目安として10億円程度との説明があったが、現在の事業費の総額はどのくらいかとの質疑があり、今年度の事業完了後で約18億6500万円となる見込みであるとの答弁であった。

農業水産課所管分の特産品等消費拡大事業では、今年度実施した「中学生応援米事業」を継続するとともに、新たな取組として市内小中学生に農業・畜産業・水産業の体験機会を提供し、その体験に応じた特産品を贈ることで、地域産業への理解と郷土愛の向上を図るとの説明があり、委員から、今後、米以外の特産品を支給する考えはあるかとの質疑があり、市内には農業以外にも多様な産業があるため、小中学生がそれぞれの仕事を体験した中で、その体験内容にあった特産品を提供するよう計画しているとの答弁であった。

また、子どもだけでなく大人も農業に触れる機会も少ないことから大人も体験事業に参加できないかとの質疑があり、農業をはじめとした市内産業に触れる機会が少なくなっているため今後の検討課題とさせていただきたいとの答弁であった。

田んぼダム推進事業では、田んぼダムの計画地区は残り何地区あるかとの質疑があり、宇和町全域と、野村町の溪筋、中筋、野村地域を対象範囲としているが、今後の実施状況や地元との協議を踏まえて検討していくとの答弁であった。

経済振興課所管分の市観光PR事業では、大幅に予算が削減されている理由について質疑があり、南予広域観光プロモーション協議会が2年に1回実施している大規模事業が令和8年度はなく、その分の負担金が減になったこと、市内イベントへの補助金を減額したことによるとの答弁であった。

また、市内イベントへの補助金を削減することにより地元主催者への影響が予想されるが、地元主催者への対応はとの質疑があり、市内4大イベントのうち、自主財源率が高い乙亥大相撲を除く、れんげまつり、かつぱMATURI、奥地の海のかーにぼるの3つについて、補助金の削減により持ち回りでの開催案を地元主催者内で協議していただいたところ、3つのイベントが持ち回りで開催になると次のイベント開催まで2年空いてしまいノウハウが廃れてしまうため、補助金が削減されても毎年実施したいとの提案があり、削減した予算の範囲内で毎年の運営を続ける形で予算を計上している。一方、乙亥大相撲については自主財源率が高いため補助金を削減しておらず、通常開催であるとの答弁であった。

また、ジオパークに関連して現在、遊歩道が立入禁止となっている須崎海岸について、遊歩道に代わるアクセス手段はどのように考えているかとの質疑があり、須崎海岸は、令和2年の大雨による

崩落以降も山が動き続けており、再崩落の危険があるため、現在も立入禁止の状態である。今後は、須崎公園を管理している三瓶支所産業建設課と調整しながら慎重に対応を検討していく。須崎海岸の見学については、みかめ本館の遊覧船の活用を進めていく考えであるとの答弁であった。

林業課所管分の市産材利用促進事業では、人口減少対策として補助単価や補助額を引き上げているとの説明であったが、令和8年度は市産材利用をどのように増やしていく方針なのかとの質疑があり、資材高騰や、近隣市町の状況も参考にしながら、当市では補助単価を4万円へ引き上げた。令和8年度は、使用木材を一戸当たり22立米、40件分として3520万円を計上しており、市内の森林産業の活性化や普及啓発を図っていくとの答弁であった。

I C Tまち・ひと・しごと創生推進事業では、整備した森林の地理情報が、これまで森林計画の効率化にどのように役立ったのか。また、このデータを活用して、環境林整備で具体的に進んでいる取組はあるかとの質疑があり、当事業で整備している森林G I Sは、森林簿・地籍図・航空レーザー計測などのデータを統合し、森林の蓄積量や樹種などを地図上で確認できる仕組みである。協定を結んでいる森林組合やエフシーが活用して森林経営計画づくりや山の集約化に役立てており、森林経営管理制度の対象地区の選定や現地調査の効率化にも役立てているとの答弁であった。

議案第37号「令和8年度西予市簡易水道事業会計予算」では、城川地区の簡易水道の一部が格下げとなった内容について質疑があり、令和7年12月定例会において条例改正を行い、給水人口が100人以下となった簡易水道7施設を県条例水道等へ格下げしたとの答弁であった。また、簡易水道から県条例水道へ格下げされたことによって、市としての負担は増えたのか、また使用者が負担する水道料金は変わるのかとの質疑があり、市の一般会計からの繰出額は、簡易水道と県条例水道等で繰出基準が同じであるため、格下げによる増減はないが、格下げすることで水質検査項目が減り、その負担は減る。一方、使用者が負担する水道料金については、格下げ前と同じであるため負担額は変わらないとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和8年3月19日

産業建設常任委員会

委員長 河野 清一